

監査結果に基づく措置または対応状況

(令和4年度実施分)

四日市市監査委員

目 次

令和4年度監査結果に基づく措置または対応状況の概要	1
監査結果の区分基準等	4
監査結果に基づく措置状況等の公表について	5
監査結果に基づく部門別の措置または対応状況	
1 定期監査	
市民生活部	6
市民生活課 市民協働安全課 男女共同参画課 市民課 あさけプラザ	
こども未来部	20
こども未来課 こども保健福祉課 こども家庭課 こども発達支援課 児童発達支援センターあけぼの学園 保育幼稚園課	
消防本部	40
総務課 消防救急課 予防保安課 情報指令課 中消防署 北消防署 南消防署	
総務部	51
総務課 人事課 職員研修所 調達契約課 工事検査課 ICT戦略課 人権・同和政策課 人権センター	
選挙管理委員会事務局	77
公平委員会事務局	80
シティプロモーション部	81
観光交流課 文化課 スポーツ課	
市民生活部	96
地区市民センター（6センター）	
こども未来部	101
保育園（5園） 幼稚園（3園） こども園（1園）	
教育委員会	106
小学校（9校） 中学校（6校）	

2 出資団体監査	
四日市あすなろう鉄道株式会社（都市整備部都市計画課）	1 1 6
3 財政援助団体監査	
常磐地区防災協議会（危機管理統括部危機管理課）	1 2 0
〔四日市市地区防災組織活動補助金〕	
諏訪栄町地区街づくり協議会（商工農水部商業労政課）	1 2 3
〔四日市市中心市街地イルミネーション事業補助金〕	
4 公の施設の指定管理者監査	
社会福祉法人四日市市社会福祉協議会（健康福祉部障害福祉課）	1 2 7
〔四日市市障害者福祉センター〕	
公益財団法人四日市市文化まちづくり財団（シティプロモーション部文化課）	1 3 0
〔四日市市三浜文化会館〕	
5 随時監査（工事監査）	
都市整備部営繕工務課	1 3 4
（中央老人福祉センター及び勤労者・市民交流センター改修工事）	
上下水道局技術部下水建設課	1 3 6
（西日野及び室山污水管渠布設工事）	
6 行政監査	
四日市市土地開発公社解散後の引継状況について（政策推進部政策推進課）	1 3 8

令和4年度監査結果に基づく措置または対応状況の概要

1 公表の内容

令和4年度定期監査、出資団体監査、財政援助団体監査、公の施設の指定管理者監査、随時監査（工事監査）及び行政監査の結果に基づいて、各部局が取り組んだ状況（講じた措置または対応状況）について公表する。

2 公表の根拠

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項、第5項及び第7項の規定に基づき令和4年度に実施した監査の結果、同条第9項及び第10項の規定により提出した監査結果報告に基づき、各部局において講じた措置または対応状況が監査委員に通知されたので、同条第14項の規定に基づき公表するものである。

3 取り組みの状況

【報告を受けて】

措置状況等の報告によると、指摘に対しては「措置済」が64.0%（16件）、「継続努力」が36.0%（9件）となった。また、意見に対しては「措置済」が83.7%（350件）、「継続努力」が16.0%（67件）、「検討中」が0.2%（1件）となっている。「措置済」と「継続努力」の報告が多く、各部局が監査結果に基づいて取り組んだことがうかがえるが、ワーク・ライフ・バランスに関する指摘に対して「継続努力」となる事例が複数見られるなど、更なる取り組みが必要である。

今後において、「措置済」はその状態を継続し、「継続努力」「検討中」は報告時点から一層の改善や向上が図られるよう要望する。特に指摘に対して「継続努力」となっているものについては、早急に「措置済」となるよう強く要望する。

また、市職員として、常に改善への意識を持ち、市民の信頼につなげるための具体的な取り組みに努められたい。

報告の中には、多くの所属において共通した課題となっているものがある。これらを参考とし、それぞれの所属においても改善点を見出し、自発的な取り組みに生かすよう要望する。

（1）定期監査に係るもの

監査委員の指摘21件のうち、「措置済」が57.1%（12件）、「継続努力」が42.9%（9件）となっている。

また、監査委員の意見353件のうち、「措置済」が83.6%（295件）、「継続努力」が16.4%（58件）となっている。

各部局における取り組みの状況は、次のとおりである。

定期監査の結果に基づく対応状況の部局別件数及び比率

令和4年度監査結果に基づく措置または対応状況の概要

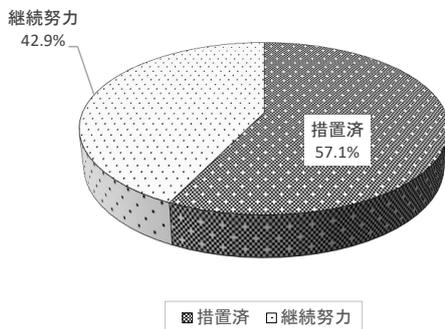
(令和6年3月31日現在の対応状況)

監査対象		監査実施時期	区分	措置済			継続努力		検討中		未措置	
部局名	所属数			件数	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
市民生活部	5	R4. 5. 31～R4. 6. 3	指摘	5	2	40.0%	3	60.0%	0	0.0%	0	0.0%
			意見	42	34	81.0%	8	19.0%	0	0.0%	0	0.0%
こども未来部	6	R4. 8. 12～R4. 8. 18 R4. 9. 8	指摘	6	5	83.3%	1	16.7%	0	0.0%	0	0.0%
			意見	70	56	80.0%	14	20.0%	0	0.0%	0	0.0%
消防本部	7	R4. 8. 23	指摘	4	1	25.0%	3	75.0%	0	0.0%	0	0.0%
			意見	47	38	80.9%	9	19.1%	0	0.0%	0	0.0%
総務部	8	R4. 11. 14～R4. 11. 18 R4. 11. 24	指摘	2	1	50.0%	1	50.0%	0	0.0%	0	0.0%
			意見	72	66	91.7%	6	8.3%	0	0.0%	0	0.0%
選挙管理委員会事務局	1	R4. 11. 18	指摘	1	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
			意見	6	5	83.3%	1	16.7%	0	0.0%	0	0.0%
公平委員会事務局	1	R4. 11. 18	指摘	0	0	-	0	-	0	-	0	-
			意見	1	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
シティプロモーション部	3	R4. 11. 21～R4. 11. 28	指摘	1	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
			意見	43	35	81.4%	8	18.6%	0	0.0%	0	0.0%
地区市民センター	6	R4. 10. 24～R4. 10. 27	指摘	0	0	-	0	-	0	-	0	-
			意見	28	28	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
保育園・幼稚園 ・こども園	9	R4. 11. 1～R4. 11. 2	指摘	1	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
			意見	20	19	95.0%	1	5.0%	0	0.0%	0	0.0%
小学校・中学校	15	R4. 11. 9～R4. 11. 11	指摘	1	0	0.0%	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
			意見	24	13	54.2%	11	45.8%	0	0.0%	0	0.0%
指摘合計				21	12	57.1%	9	42.9%	0	0.0%	0	0.0%
意見合計				353	295	83.6%	58	16.4%	0	0.0%	0	0.0%

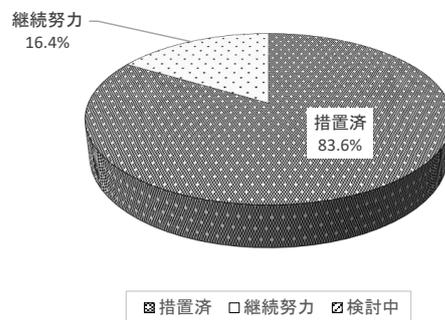
※ 比率(%)は、各係数の小数点第2位を四捨五入した。従って、構成比において内訳の計と合計が一致しない場合がある。

※ 消防本部の件数は、各所属と各消防署の集計を記載

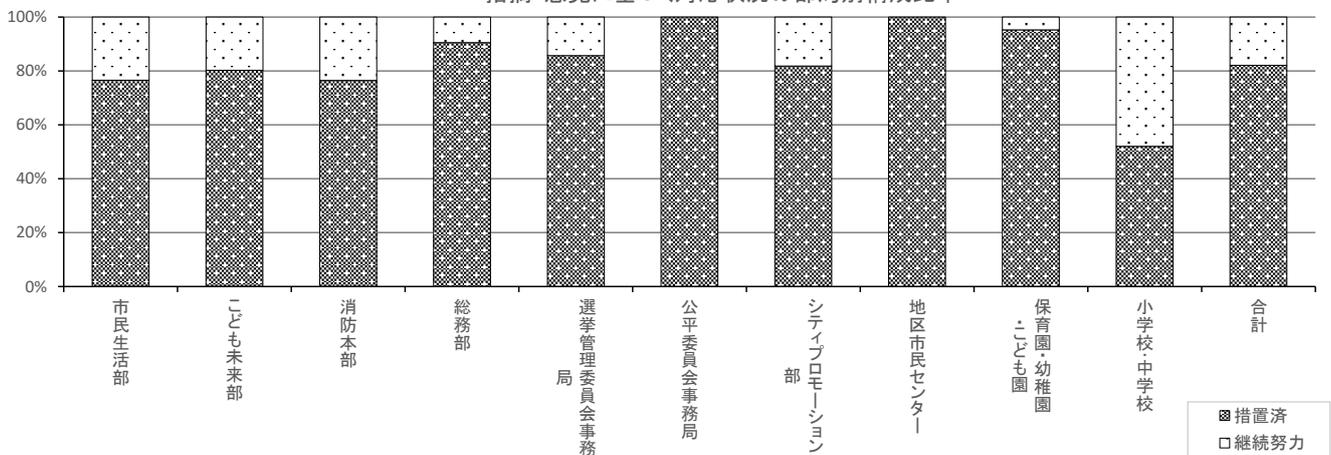
指摘に基づく対応状況



意見に基づく対応状況



指摘・意見に基づく対応状況の部局別構成比率



(2) 出資団体監査に係るもの

(令和6年3月31日現在の対応状況)

監査対象	監査実施時期	区分	監査結果	措置済		継続努力		検討中		未措置	
			件数	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
四日市あすなろう鉄道株式会社 (都市整備部都市計画課)	R5. 1. 16	指摘	0	0	-	0	-	0	-	0	-
		意見	8	4	50.0%	3	37.5%	1	12.5%	0	0.0%
	指摘合計	0	0	-	0	-	0	-	0	-	
	意見合計	8	4	50.0%	3	37.5%	1	12.5%	0	0.0%	

(3) 財政援助団体監査に係るもの

(令和6年3月31日現在の対応状況)

監査対象	監査実施時期	区分	監査結果	措置済		継続努力		検討中		未措置	
			件数	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
常磐地区防災協議会 (危機管理統括部危機管理課)	R5. 1. 18	指摘	0	0	-	0	-	0	-	0	-
		意見	6	1	16.7%	5	83.3%	0	0.0%	0	0.0%
諏訪栄町地区街づくり協議会 (商工農水部商業労政課)	R5. 1. 18	指摘	1	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		意見	13	13	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	指摘合計	1	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
	意見合計	19	14	73.7%	5	26.3%	0	0.0%	0	0.0%	

(4) 公の施設の指定管理者監査に係るもの

(令和6年3月31日現在の対応状況)

監査対象	監査実施時期	区分	監査結果	措置済		継続努力		検討中		未措置	
			件数	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
四日市市障害者福祉センター (社会福祉法人四日市市社会福祉協議会・健康福祉部障害福祉課)	R5. 5. 19	指摘	1	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		意見	9	9	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
四日市市三浜文化会館 (公益財団法人四日市市文化まちづくり財団・シティプロモーション部文化課)	R5. 1. 19	指摘	2	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		意見	14	13	92.9%	1	7.1%	0	0.0%	0	0.0%
	指摘合計	3	3	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
	意見合計	23	22	95.7%	1	4.3%	0	0.0%	0	0.0%	

(5) 随時監査(工事監査)に係るもの

(令和4年3月31日現在の対応状況)

監査対象	監査実施時期	区分	監査結果	措置済		継続努力		検討中		未措置	
			件数	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
中央老人福祉センター及び勤労者・市民交流センター改修工事 (都市整備部営繕工務課)	R5. 1. 30	指摘	0	0	-	0	-	0	-	0	-
		意見	8	8	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
西日野及び室山汚水管渠布設工事 (上下水道局技術部下水建設課)	R5. 1. 30	指摘	0	0	-	0	-	0	-	0	-
		意見	5	5	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	指摘合計	0	0	-	0	-	0	-	0	-	
	意見合計	13	13	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	

(6) 行政監査(「四日市市土地開発公社 解散後の引継状況について」)に係るもの

(令和6年3月31日現在の対応状況)

監査対象	監査実施時期	区分	監査結果	措置済		継続努力		検討中		未措置	
			件数	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
政策推進部政策推進課	R5. 1. 31	指摘	0	0	-	0	-	0	-	0	-
		意見	2	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	指摘合計	0	0	-	0	-	0	-	0	-	
	意見合計	2	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	

※(1)～(6)合計

指摘合計	25	16	64.0%	9	36.0%	0	0.0%	0	0.0%
意見合計	418	350	83.7%	67	16.0%	1	0.2%	0	0.0%

監査結果の区分基準（令和4年度実施の監査にかかる基準）

項目	監査結果の区分
勧告	次のいずれかに該当すると認められる場合で、特に措置を講じるべき事項として勧告するもの ア 法令、条例、規則に違反しているもので、市の行財政運営や市民生活に重大な影響を及ぼすもの イ その他故意または重大な過失により著しく適性を欠く事項で、特に措置を講じる必要があると認められるもの ウ 市民の生命及び財産に重大な影響を及ぼすもの
指摘	次のいずれかに該当すると認められる場合で、是正、改善の措置を講じるべき事項として指摘するもの ア 法令、条例、規則、規程、要綱、要領、基準等に違反していると認められるもの（ただし、事前調査等における事務処理の誤りなど、速やかに是正される軽微なものを除く） イ 経済性、効率性、有効性の観点や住民福祉の向上のため、直ちに改善を要するもの ウ 前回の監査で是正、改善を求められたものについて、必要な措置が行われていないと認められるもの エ その他適性を欠く事項で是正する必要があると認められるもの
意見	ア 経済性、効率性、有効性の観点や住民福祉の向上のため、SDGsの観点から、改善方法の検討などを促し、又は注意する必要があると認められるもの イ その他監査委員が特に要望する必要があると認められるもの

措置を講じたときの報告及び公表の基準（令和4年度実施の監査にかかる基準）

項目	勧告	指摘	意見
措置報告の有無	必要	必要	必要
措置報告の時期	措置を講じた後速やかに（対応に時間を要する場合は監査結果通知から3か月後に「措置済」「検討中」「未措置」に分類し）その対応状況を報告する。	監査結果通知から6か月後に「措置済」「継続努力」「検討中」「未措置」に分類しその対応状況を報告する。	
措置済み以外の対応状況の報告	報告が「検討中」「未措置」のものについては、報告後3か月経過時点で、その対応状況を再報告する。	報告が「継続努力」「検討中」「未措置」のものについては、報告後6か月経過時点で、その対応状況を再報告する。	
公表など	報告を適宜集約し対応状況を監査委員に報告する。最初の報告、再報告及び措置済時にはすべて公表し、本市ホームページに掲載する。	報告を適宜集約し対応状況を監査委員に報告する。最初の報告及び再報告はすべて公表し、本市ホームページに掲載する。	

監査結果公表 第7号

監査結果に基づく措置状況等の公表について

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、定期監査等の監査結果に基づいて講じた措置等の通知があったので、その通知に係る事項について別添のとおり公表する。

令和6年5月16日

四日市市監査委員	加藤	光
同	樋口	孝
同	竹野	兼主
同	中川	雅晶

令和4年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
 2 監査対象 市民生活部 市民生活課
 3 監査実施期間 令和4年6月3日

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準を上回る勤務状況が発現し、かつ職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、AI技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に早急に取り組み、過労死認定基準を上回る状況の解消を実現すること。	【 継続努力 】 令和 5年 4月30日 業務分担の再確認を行ったうえで均等な業務配分となるよう調整を行い、一つ一つの業務について作業工程を見直し、効率化を図った。その結果、令和4年度においては、過労死等労災認定基準を超える勤務を行った職員は1名であり、前年度に比べ1名減少させることができた。今後も引き続き多面的に時間外勤務縮減に向けた取り組みを強化していく。
	【 継続努力 】 令和 5年10月31日 令和5年度については、市民課のマイナンバーカード発行事務を支援するための職員派遣及び選挙事務従事の必要があったことから、応分の時間外の増加が見込まれるが、事務の効率化より時間外の削減に引き続き取り組んだ。 また、20時以降の残業が見込まれる場合には、時間外承認一覧を作成することとし、上位職は職員の業務の進捗の把握に努め、必要に応じて業務分担の平準化を行うこととしている。 今後も引き続き時間外勤務縮減に向けた取り組みを行っていく。

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
(4) 組織機構変更におけるリスク 市民生活課内における内部統制を有効に機能させるため、複数の職員で対応できる体制を構築すること。	【 措置済 】 令和 5年 4月30日 各業務について、主担当、副担当を配置しているが、各業務に対し副担当の職員を前年度よりも多く配置することで、複数の職員で対応できる体制を構築した。
(5) 公有財産管理のリスク 市民生活課では、各地区市民センターを中心に多くの公有財産を管理しており、電柱などの設置に伴う使用許可を行っている。使用許可を開始した時期も異なるので、許可の内容に相違がないよう見直しを図ること。	【 措置済 】 令和 5年 4月30日 公有財産の使用許可にあたっては、用途に応じて許可期間や使用料の有無などの内容に違いがある。許可内容に相違がないよう見直した結果、使用許可申請に対し適切に審査を行い、用途に応じ適切に許可をしていることを確認した。

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 内部事務管理について【合规性の視点】 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 4月30日 日常業務の点検と適正な事務の執行について、総務部作成の「適正な事務事業推進のためのチェック事項」での確認を行うとともに、会計管理室作成の「会計事務の手引き」等のマニュアルに基づいて書類の作成を行うよう課内研修を行うなど、定められたルールに基づいた事務執行の意識の定着に努めた。また、作成された書類については、内部事務管理のため上位職を含めた複数の職員で確認を行うこととしているが、複数の職員で十分な確認を行うためには時間が必要であることから、決裁・回覧等は余裕を持って作成するよう周知を図った。適正な事務の執行について引き続き注意喚起していく。</p>
<p>② 館長権限予算について【有効性の視点】 館長権限予算について、審査会を経て事業を実施しているが、地区によっては格差が生じることも想定できる。予算化して事業を実施することも含め、館長権限予算の在り方を検討すること。</p>	<p>【継続努力】 令和 5年 4月30日 館長がこれまでの実績を踏まえた上で、より地域との対話及び会話を深めるとともに、複数の地区での取り組みや外部の知見を活用するなど、さまざまな手法を取り入れることで、館長権限予算がより有効に活用されるよう引き続き促していく。</p> <p>【継続努力】 令和 5年10月31日 館長権限予算による事業については、地域課題の解決につながる取り組みが必ずしも予算を伴うものではないことから、執行額の多寡のみで事業成果を評価することはできないため、定量的な目標で評価することに馴染むものではないが、事業内容の新規性が薄まっているのも事実である。 こうしたことから、現在、館長権限事業の在り方について地域と意見交換を行うとともに、地区市民センター館長が地域住民と地域課題について議論を重ねている。寄せられた市民の声とこれまでの実績に照らしながら、さまざまな手法を検討し、館長権限予算を活用するよう工夫していく。</p>
<p>③ 自治会への負担軽減について【有効性の視点】 自治会業務が増加する一方、高齢化や人口減少により役員の成り手や自治会加入率が減少する中、自治会の負担軽減や財政的支援に取り組んでいる。他市町との意見交換から好事例をキャッチして、自治会の再構築に向けた研究を深めること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 4月30日 令和5年3月9日に豊田市及び岡崎市を視察し、自治会に対する取り組みや事例の情報収集を行った。自治会同士が合併する際の支援など先進的な取り組みが見られた。得られた知見をもとに、引き続き自治会の動向を見極めながら、負担軽減や財政的支援の研究を進めていく。</p>
<p>④ 地域活動の担い手について【有効性の視点】 地域活動の担い手の不足と高齢化が課題であり、人材の固定化も見受けられる。地域での共助を円滑に行い、より良い地域社会づくりを行うためには、地域での連携や協働に理解のある担い手の存在が必要不可欠である。そのため、全国の地方自治体が集う研修会などに参加して情報交換を行うことで先進事例を学んでいる。本市にて実施可能な事例については、館長会等を通じて各地区市民センターと情報共有を行うことで、地域活動の担い手の発掘や育成に取り組んでいる。ここ2年間は新型コロナウイルス感染症にともなう対応で、地域活動の縮小や研修会の中止等により、先進事例の紹介等ができていないので、市民生活課と各地区市民センターが一体となって取り組みの強化を図ること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 4月30日 令和4年度については、前年度以上に各種視察研修等に参加する機会が増加したことから、先進事例の調査、研究に努めた。また、館長会等において人材の発掘・育成に資する情報や他地区の事例等について紹介するほか、今後ますます地域活動が重要になってくることを地区内で啓発することを情報共有した。引き続き市民生活課と地区市民センターが連携しながら、これからの地域社会づくりを担う人材の確保や育成に取り組んでいく。</p>

<p>⑤ 連絡員による広報等の配布について【経済性の視点、有効性の視点】</p> <p>市内の各世帯への広報等の配布は、主に連絡員により配布されているが、連絡員の成り手が見つからない地区もある。ペーパーレス化につながるタブレットを利用した電子媒体での配布などを検証して、これからのデジタル化社会を見据えた連絡員の在り方を検討すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 4月30日</p> <p>連絡員の業務として、広報等の配布の他に配布世帯の見守り業務を行っているため、当面は現行制度を運用することとした。今後も適宜制度の見直しを含め、他市の事例等の調査を行っていく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 5年10月31日</p> <p>引き続き適宜制度の見直しを含め、他市の事例等の調査を行っていく。</p>
<p>⑥ 地区市民センターで保有する図面等の証明発行業務について【有効性の視点】</p> <p>21箇所の地区市民センターおよび資産税課において、明治時代に作成された土地に関する図面等の古い資料が保管されており、土地家屋調査士や市の職員などが土地の登記や固定資産税の算出に関する資料として調査に活用している。市民への効率的なサービス提供の観点から、行財政改革プラン2020の改革項目に位置づけられており、資料を1箇所に集めて保管し、証明書発行業務の集約化を検討している。移転先については、一定のスペースの確保、図面等の重量に耐えられる構造、浸水対策として施設の2階よりも高い階層に配置することなど、様々な条件のもと、市民生活部が所管する施設としているが、必要に応じて他部局が所管する施設についても検討すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 4月30日</p> <p>令和4年度に關係する課によるワーキンググループを開催し、集約場所に関する検討を行った。令和5年度は本町プラザに集約が可能かの検討を行うとともに、他の市内施設による集約の可能性についても検討を行う。</p> <p>【 継続努力 】 令和 5年10月31日</p> <p>本町プラザの構造を確認し、図面等の重量に耐えられることが確認できたため、図面等保管後の証明発行業務に係る課題の整理を行い、引き続き集約化に向けた検討を行っていく。</p>
<p>⑦ 地区市民センターとの連携について【有効性の視点】</p> <p>市民生活課の業務は、地縁団体との連絡調整、地域活動の振興など、地区市民センターとの連携が必要不可欠である。そのため、毎月館長会を通じて市民生活課と各地区市民センターの情報共有や課題などの調整を行っている。また、館長会の前に幹事会として、幹事である地区市民センターと事前に議題などの調整を行うことで館長会が有効に機能するような取り組みを行っている。引き続き、幹事会や館長会を通じて、地域活動の振興等につなげていくこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 4月30日</p> <p>地域活動の振興等のため、引き続き館長会等における情報共有や課題調整に努めるとともに、これまで培ってきた地域との関係を維持し、行政と住民の協働による持続可能な地域づくりに寄与する。</p> <p>【 継続努力 】 令和 5年10月31日</p> <p>次期総合計画策定に向け、市民生活部の体制強化を目的に地区市民センター館長会内に分科会を設置し、方針の検討を行っている。今後も引き続き市民生活課と地区市民センターが一体となって地域振興と社会教育の推進に努めていく。</p>
<p>⑧ 地区市民センターの役割について【有効性の視点】</p> <p>地区市民センターでは、証明書等の発行業務や相談業務を行っているが、個人番号カード（マイナンバーカード）を取得している人は、コンビニエンスストアで住民票等の証明書を取得することができる。今後は、行政手続きや相談業務など、センターの強みが更に生かされるよう検討すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 5年 4月30日</p> <p>市民に一番近い行政窓口として、地域づくりの拠点である各地区市民センターの機能を充実させるため、推進計画として令和5年度から令和7年度にかけて地区市民センター機能強化事業として、プライバシーに配慮した改修や、バリアフリー化、本庁等の担当部局とオンライン画面でつなげるための窓口用タブレット端末の利用を進めることとしている。</p>

令和4年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
 2 監査対象 市民生活部 市民協働安全課
 3 監査実施期間 令和4年6月3日

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
① 原課契約工事について【合規性の視点】 指定管理者での工事实績に依拠したり、設計図書作成を割愛するなど不備がある。技術職員のいない事務職場で行う随意契約工事においては、受託業者の定款を確認する等慎重な対応をとること。	【 措置済 】 令和 5年 3月31日 四日市市請負工事入札参加資格者名簿登録の有無及び受託実績を確認するほか、「四日市市原課契約工事事務取扱要領」や「原課契約工事発注・監督・検査チェックリスト」等の活用により、ルールに基づく事務執行を行うよう徹底した。

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
（3）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク ① 職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、AI技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。	【 継続努力 】 令和 5年 4月30日 時間外勤務の適正化に向けた取り組みにより、令和4年度における時間外勤務が年間360時間を超える職員数は前年度比3名減の1名であった。 今後も時間外勤務の削減に向けて定期的に業務の進捗確認を実施するなど事務の効率化や業務分担の平準化に取り組むとともに、ワーク・ライフ・バランスの充実に努める。また、AI技術の活用による業務改善についても今後検討を行っていく。
② 令和元年度から令和3年度の3年間の1人あたりの時間外勤務時間数を比較すると、年々減少しているものの未だ多い状況にあることから、様々な工夫により業務の効率化をすることで、さらなる減少に努めること。	【 継続努力 】 令和 5年 4月30日 定期的な業務の進捗確認、オンライン会議の活用、課内研修の実施などにより業務の効率化を図るほか、ノー残業デーの呼びかけを徹底し、時間外勤務時間数のさらなる減少に努める。
	【 措置済 】 令和 5年 7月 7日 市民協働安全課働き方改革アクションプラン「N o連日残業！～時間外勤務の翌日は率先退庁し、自分時間を充実させよう～」をもとに呼びかけを行い、時間外勤務時間数のさらなる減少に努めた。

<p>(4) 客引き行為等適正化指導員による巡視・指導活動のリスク</p> <p>客引き行為等適正化指導員による巡視・指導活動のために防刃チョッキを購入しているが、一度も使用していないということである。重さ、暑さにより常時の着用には不都合が生じるのであれば、他の手立て等を検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 3月31日</p> <p>防刃チョッキは、平成28年の条例施行当初において指導対象となる者が暴力行為に転じる恐れが想定されたため、購入し着用した経緯がある。その後、対象者に対して懇切丁寧な指導を継続していることもあり、現在、特に反抗的な態度を示す者がいないため、必要性が低いとして常時の着用は行っていない。しかし、今後において、銃刀の携行が確認されたなどの事案が生じた場合などには、再び着用していくこととする。</p> <p>なお、指導員は常時トランシーバー及び業務用携帯を携行しており、非常時には指導員同士で連絡を取り合うほか、警察に連絡できる体制としている。</p>
<p>(5) 防犯パトロール中における事故のリスク</p> <p>よっかいち防犯ステーション勤務員の公用車の運転においては、常日頃、注意を払いながら防犯パトロールを行っているところであるが、再発防止に努め、全市的に引き続き安全運転について啓発を行っていくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 3月31日</p> <p>よっかいち防犯ステーションの勤務員に対しては、安全運転にかかる指導を実施し、公用車事故の再発防止に努めた。また、乗用車を用いた防犯パトロール中の交通安全については、より慎重な配慮が必要となることから、市内の防犯活動団体にも注意を呼びかけた。</p>

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 内部事務管理について【合規性の視点】</p> <p>内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 4月30日</p> <p>「会計事務の手引き」など事務事業の適正な執行にかかる各種マニュアルを精読する機会を設けるなど職員の知識不足が生じないように努めた。</p> <p>また、チェックリスト「適正な事務事業推進のためのチェック事項」を活用し、担当職員以外が業務をチェックする体制をとっている。</p>
<p>② 客引き行為等適正化指導員による巡視・指導活動について【有効性の視点】</p> <p>客引き行為等適正化指導員による巡視・指導活動を主に表通りで行っているため、そのすきについて裏通りで客引き行為が行われている状況がある。警察OB職員である指導員の意見を聞くなど効果の上がる方法を検討すること。</p>	<p>【継続努力】 令和 5年 4月30日</p> <p>これまでに指導員が巡視や指導活動を実施してきたことにより、客引き行為等を行う者は指導員が巡視すると現場を離れるようになった。監査結果の意見に対しては、今後も継続して指導員が流動監視するとともに警察と連携し対応していく。また、客引き行為等を行う者の動向を注視し、より効果のある手法の検討を続けていく。</p> <p>【措置済】 令和 5年10月31日</p> <p>規制対象となる各業種の佇立が多い時間に合わせて重点的に巡視を行ったほか、ランダムに巡回する流動監視を取り入れた。</p>

<p>③ 四日市市客引き行為等の防止に関する条例について【有効性の視点】 違反行為を発見した場合は口頭注意・口頭指導を行っている。指導から勧告に至った件は4件であったが、いずれも勧告に従っており、中止命令に至る事例はなかった。市条例の処分の対象者は過去にはいない状況である。条例の目的を達成するため、関係機関と協議を深めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 4月30日 今後も引き続き四日市南警察署、諏訪栄町・西新地地区防犯協議会等と協議し、迷惑な客引き行為等の防止に向けた効果的な取り組みや啓発を行うなど、条例制定の趣旨である生活の安全と地域の平穩の保持、市民等が安心して通行し利用することができる快適な環境の確保に努めていく。</p> <p>【 措置済 】 令和 5年 6月27日 諏訪栄町・西新地地区防犯協議会の総会に出席し、地域及び警察署と情報共有・意見交換を行った。</p>
<p>④ 防犯外灯新設維持費補助金について【効率性の視点】 電灯料補助の対象経費について、6月分の電灯料金を基準とし、交付を行っている。設置・修繕・撤去の申請は1月まで受理しているが、実態に則した交付となるよう再検討すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 5年 4月30日 当補助金の申請者である自治会からさらにきめ細かな制度の拡充を望む声がないこと及び双方の事務的な負担増も考慮し、当面は現行制度のまま運用を継続していく。</p>
<p>⑤ 公有財産の管理状況について【有効性の視点】 公有財産の実査について、下半期は実査をしたものの記録を文書として保存していなかった。年度末現在の状況を管財課に報告することから、下半期に実査した公有財産についても記録を残しておくこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 5年 3月31日 原則として年度内に1回以上の財産実査を行うことになっていることから、公有財産の実査及び記録を下半期である3月31日に実施し、文書として保存した。</p>
<p>⑥ なやプラザについて【有効性の視点、効率性の視点】 なやプラザの知名度は低く、広く市民に周知されていないため、利用者数も低い状況である。指定管理者と連携し、市民のニーズをつかみ、活動のサポートができる場となるよう努めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 4月30日 市民の社会貢献活動や生涯学習活動などを推進するという施設の設置目的を常に意識し、これらの活動を行う市民にとって有益な助成金情報やイベント情報などの発信に努めるほか、利用者増に向けた施設の積極的な周知についても指定管理者と協議していく。</p> <p>また、年2回実施しているアンケート（回答者：前期80人、後期88人）では、学びたいテーマとしてパソコン、SNSの使い方に関する回答が多いことから、市民活動団体がコロナ禍前の活動を再開しつつ、新しい生活様式に対応した活動を進めていくため、デジタル化等の支援に取り組むなど、指定管理者に対して、引き続き創意工夫を行うよう求めていく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 5年10月31日 通常行っている利用者向けアンケートに加えて、四日市市市民協働促進条例に基づく届け出のある市民活動団体に対してなやプラザに関するアンケートを11月に実施する予定であり、活動のサポートに向けてニーズ把握に努める。</p>
<p>⑦ プロポーザル等による契約について【有効性の視点】 プロポーザルによる契約や指定管理にかかる協定については、特定の市民活動団体が業務を請け負うことが多い。広く募集をかけ、多くの団体が応募できるような環境を作り、よりよい提案をしたところが活躍できるように努めること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 5年 4月21日 市民協働の担い手育成・連携強化等に関する協働事業委託については、例年4～5団体からの参加申し込みとなっていたが、より多くの団体からプロポーザルへの参加申し込みがあるよう、広報よっかいちや市ホームページへの掲載に加えて、市民活動団体登録のある市内の83団体に向け、メールにて直接募集の呼び掛けを行った。</p>

令和4年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
 2 監査対象 市民生活部 男女共同参画課
 3 監査実施期間 令和4年5月31日

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
(3) 職員配置におけるリスク 婦人相談業務や男女共同参画センターの企画運営業務については、現在は会計年度任用職員が担っているが、こうした主要な業務については正職員が担当することも含め、積極的な人員要求等を通じて、適正な業務運営が継続できる体制づくりに努めること。	【 継続努力 】 令和 5年 4月30日 男女共同参画センターの企画運営業務については、正職員と会計年度任用職員が協力して行っている。婦人相談事業については、チーフ婦人相談員1名を任期付職員とし、処遇改善を行っており、引き続き人員要求や処遇改善を行うなど、適正な体制づくりに努める。
	【 措置済 】 令和 5年10月31日 婦人相談事業については、婦人相談員に対する特別研修を実施し、心理的ケアや資質向上を図った。男女共同参画センターの企画運営業務については、正職員の担当業務を増やすなど業務分担の見直しを行い、適正な業務運営が継続できるような体制づくりを行った。

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① 内部事務管理について【合規性の視点】 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。	【 措置済 】 令和 4年10月31日 事務処理誤りを防ぐために、「会計事務の手引き」や「文書事務の手引き等」に基づき、各個人が慎重に書類作成を行うこととした。また、事務執行については、回議された文書を2名以上の職員がチェックすることとし、特に、文書取扱主任及び課長が二重にチェックする体制として、内部牽制を図っている。さらに、決裁時にミスを発見した場合は、当事者だけでなく、職員間で情報を共有し、再発防止に努めている。

<p>② 婦人相談員の確保と育成について【有効性の視点】</p> <p>婦人相談員の体制は、本来は4人を想定しているのに対し、現在は任期付職員1人、会計年度任用職員1人の2人の体制となっている。年度中に複数の職員募集を行ったり、相談員を指導する立場の職員の身分を任期付職員として処遇改善を図ったりするなどの対応をしているが、十分な相談体制を確保するため、引き続き職員確保に取り組むこと。</p> <p>また、確保した職員が短期間で離職することにならないよう、適切な職員育成にも努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 4月 1日</p> <p>令和4年度に職員募集を行い、令和5年4月1日より会計年度任用職員2人を採用し、婦人相談員が4人体制となった。</p> <p>また、研修期間を十分に設けるとともに、新任相談員が相談を受ける際は、チーフ婦人相談員等がフォローするなど、新任相談員のサポート体制の充実に努めている。</p>
<p>③ 現金等の適正な取り扱いについて【有効性の視点】</p> <p>男女共同参画課では、DV被害者女性等緊急避難支援事業資金として、現金が保管されているが、金庫の鍵の保管場所を定期的に変更するなど、事故が生じることのないよう取り扱いには十分留意すること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年10月31日</p> <p>現金等の保管場所は二重ロックにするとともに、鍵の管理場所を分け、鍵のかかる引き出し等に保管するなど、セキュリティを高めた。さらに、「金券管理の基本方針」に基づき、現金等の出納の都度、現金や現物を確認し、出納簿に記入するとともに、業務終了後、出納簿の記載内容と現金、現物を確認している。</p>
<p>④ 報酬に対する適正な源泉徴収の取り扱いについて【合規性の視点】</p> <p>男女共同参画課では、婦人相談において必要に応じて臨床心理士による相談を受けられる体制をとっているが、この相談業務にあたって臨床心理士に支払う報酬から源泉徴収を行っている。この源泉徴収について、所得税法に基づいて適正に源泉徴収が行われているか改めて確認を行い、必要に応じて取り扱いを改めるなど、適正な運用を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 6月17日</p> <p>臨床心理士に支払う報酬に対する源泉徴収について、国税局及び関係各課に所得税法の解釈を再確認したところ、解釈の誤りが判明したため、令和4年6月以降の支払い分から、適正な徴収方法に改めた。今後、源泉徴収をすべき支払いをする際は、適正な源泉徴収が行えるよう所得税法の解釈を慎重に行い、必要に応じて税務署に確認を行っていく。</p>
<p>⑤ 各種講座の適正表現について【有効性の視点】</p> <p>企業に対するワーク・ライフ・バランスに関する講座や、保育園・幼稚園や小学校を対象とした男女平等教育の講座などを開催しており、これらの講座を指して「出前講座」という表現が用いられることがあるが、こうした表現が適正なものか再検討し、必要に応じて表現の変更も検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 4月 1日</p> <p>企業に対するワーク・ライフ・バランスに関する講座や、保育園・幼稚園や小学校を対象とした男女平等教育の講座については、令和5年度より「出前講座」から「講師派遣事業」という表現に変更した。</p>

令和4年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
 2 監査対象 市民生活部 市民課
 3 監査実施期間 令和4年6月1日

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準を上回る勤務状況が発現し、かつ職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実に図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、AI技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に早急に取り組み、過労死認定基準を上回る状況の解消を実現すること。	【 継続努力 】 令和 5年 4月30日 市民課やマイナンバーカードサービスセンターへの休日応援を各地区市民センターへ依頼したほか、9月後半からマイナンバーカードの交付前の各事務処理を部全体の応援体制を組んだ事により、市民課負担を軽減することに努めたが、それを上回る業務量の増大には年度後半の延べ6名の兼務職員による部外からの応援により対応した。
	【 継続努力 】 令和 5年10月31日 マイナンバーカードサービスセンターや市民課での休日交付の応援を各地区市民センター職員に依頼したほか、市民課職員の休日出勤は振替休日を徹底した。また、20時以降の時間外勤務については、各グループリーダーに事前報告することとし、内容を明確化し、時間外勤務の時間数の減少に取り組んでいく。

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
① 例規の適正な整備について【合規性の視点】 市民課が所管する市民窓口サービスセンターの取扱業務を定めている「四日市市民窓口サービスセンターに関する規則」において、その記載内容が現状と一致していないままとなっている条文が見受けられた。総務課とも調整のうえ、現状にあった内容となるよう、適正に改正を行うこと。	【 検討中 】 令和 5年 4月30日 当初、業務の内容や法改正の影響を想定していたため、令和6年度を目途としていたが、規則改正は内部決裁で可能とのことなのでなるべく早い時期で令和5年度中に改正を行う。
	【 継続努力 】 令和 5年10月31日 戸籍証明の広域化のための条例改正に合わせ、令和6年3月に行うこととした。

意見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>市民課の時間外勤務時間の平均は、令和元年度から令和3年度にかけて10時間ほど増えている状況にある。新たな業務に対して適正な人員配置がなされているか把握したうえで、人事課ともしっかり協議を行うなど人員の確保に努め、職員の負担軽減に取り組むこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 4月30日</p> <p>令和2年4月の特別定額給付金のオンライン申請をきっかけにマイナンバーカードが普及し始め、その後第1弾・第2弾マイナポイント等による普及促進策により、交付率が大幅に上昇し、それに伴い時間外勤務時間が増加している。第2弾のマイナポイントの申請の締め切りは令和5年9月末だが、更新・変更等の恒常的な業務の発生が想定されることから、会計年度任用職員の雇用も視野にいれながら、職員配置についても積極的に提案していく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 5年10月31日</p> <p>第2弾のマイナポイントの申請の締め切りは令和5年9月末だったが、更新・変更等の恒常的な業務の発生が想定されることから、市民課、各地区市民センター、マイナンバーカードサービスセンターに会計任用職員が引き続き配置されるよう予算要求を行った。</p>

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① 内部事務管理について【合规性の視点】</p> <p>内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 5年 4月30日</p> <p>適正な事務の執行について、「会計事務の手引き」や「文書事務の手引き」等のマニュアルを確認しながら、事務能力の向上に努めるとともに、起こった具体的な事案を文書にして回覧し、グループ内で情報を共有し、同じミスを防ぐため、上位職によるチェックや指導に努めた。</p>
<p>② マイナンバーカードの普及促進について【有効性の視点】</p> <p>ア マイナンバーカードの普及については、ショッピングセンターにおいて交付申請のサポートを行うなどの取り組みを行っており、令和4年4月1日現在で39.4%の交付率となり、徐々に増加している状況にある。今後も、令和4年度から設置したマイナンバーカードサービスセンターを中心に、引き続きマイナンバーカードの普及促進について取り組みを進めること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 5年 4月30日</p> <p>令和4年度はショッピングセンターでの申請サポートに加え、地区市民センターの窓口で無料写真撮影も行う申請サポートを実施することにより、申請率の向上に努め、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）発表の令和5年3月31日付の当市の申請率は81.72%となっており、2月→3月の申請率の伸びは2.88%と国の平均値2.48%を上回っている。また、令和5年4月からは、より身近な場所での申請が可能となるよう、商業施設等を4カ所から13カ所に増設し、更なる普及促進に努めている。</p>

<p>イ 施設に入所している人や寝たきりの人など、マイナンバーカードの申請が困難と思われる市民への普及について取り組みを進めるとともに、効果的に周知を行い、早期にマイナンバーカードが市民に行き渡るよう努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 4月30日 介護施設に入所していたり、病院に長期入院されている方のマイナンバーカードの代理受け取りについて、マニュアルを作成し、マイナンバーカードサービスセンターだけでなく各地区市民センターでも対応できるよう整備した。高齢福祉課・介護保険課と調整を図り、地域包括支援センター、入所施設、ケアマネージャーの各会議に参加し、代理交付制度について説明を行った。今後、市民や各施設等に向けて周知をすすめていく。</p>
<p>ウ マイナンバーカードについては、普及方法だけではなく、カードの利便性についても検討を進め、市民がカードを利用する際に従来と比べてメリットを感じることができるような取り組みを行うこと。特に、新たな取り組みを行う際には、民間の視点も取り入れるなど少し従来の考え方を変え、マイナンバーカードの利用につなげることができないかといった検討も行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 4月 1日 条例改正により、令和5年4月1日から窓口より50円～100円安くコンビニのキオスク端末で住民票等を取得できるようになった。 市としての独自のマイナンバーカードでの取り組みは管轄外であるが、ICT戦略課や推進監会議での提案など全庁的な取り組みとして進めていく。</p>
<p>エ マイナンバーカードの普及については、市職員への普及にも力を入れるとともに、部局を超えた連携を行い、市全体として普及を進めること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年11月30日 11月より業務終了後に、職員専用の市民課臨時受け取り窓口を開設し、掲示板で呼びかけることで、受け取りがまだの市職員への普及を進めた。なお現在も職員専用ではないが、市民課臨時窓口にて予約交付可能である。</p>
<p>③ 証明書のコンビニ交付事業について【経済性・効率性の視点】 証明書のコンビニ交付について、その事業導入の効果を検証する際には、市民サービスの充実を図るという視点のみならず、導入時の経費や、導入に伴う人件費への影響といった点も含めて、その効果を図ること。</p>	<p>【継続努力】 令和 5年 4月30日 証明書コンビニ交付の導入においては、導入後5年間のランニングコストを含めた価格での入札を行い、総合的に安価な業者によるシステム導入を行った。また、令和5年度のリプレースの際は、クラウド化を行うことにより安定的かつ安価なシステム構築を実現する予定である。マイナンバーカードの交付率に伴いコンビニ交付の上昇が見込まれることから、引き続き周知啓発に努める。</p> <p>【措置済】 令和 5年10月31日 マイナンバーカードの交付率は87.29%となり、さらなるコンビニ交付の上昇が見込まれることから、周知啓発のチラシを作成し、民間施設に配置することにより、窓口職員の負担軽減を図った。</p>
<p>④ 現金等の適正な取り扱いについて【有効性の視点】 市民課では、多くの手数料などの収納を窓口で行っており、多額の現金を取り扱っているが、事故が生じることのないよう取り扱いには十分留意すること。</p>	<p>【継続努力】 令和 5年 4月30日 令和4年11月1日から、新たに窓口キャッシュレス決済サービスを導入しており、現金以外の電子マネーやクレジットカードといった収納事務手続きについても、取り扱いを進めていく。 現金の取り扱いや保管方法について各グループごとにグループリーダーから注意喚起を行い、つり銭をはじめ、現金の確認は複数の職員で必ず行い、毎日始業時に出納員が実査を行い厳重に管理している。</p> <p>【措置済】 令和 5年10月31日 マイナンバーカードの夜間交付や休日交付に取り扱った現金を複数の職員で確認し、金庫に保管することで厳重な管理を徹底して行うようにした。</p>

令和4年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
 2 監査対象 市民生活部 あさけプラザ
 3 監査実施期間 令和4年6月1日

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
財産管理について【合規性の視点】 ホール吊天井耐震化工事が令和3年度中に完了し業者から引き渡しを受け、音響設備等が更新されているにもかかわらず、公有財産台帳が更新されていない。公有財産の状況に変更が生じた場合は、公有財産台帳を更新し、保有する財産の状況を適切に反映させること。	【措置済】 令和5年4月12日 工事により整備された設備について、工事価格から取得価格を抽出し公有財産台帳に計上した。

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
(3) 利用者の安全性の確保に係るリスク あさけプラザ総合管理業務委託について、契約書に記載する業務内容を明確化し、委託業者からは、具体性のある報告内容を提出させることにより、業者への牽制を強化し、利用者の安全確保につなげること。	【措置済】 令和4年6月1日 直ちに、業務日報の書式について具体的な確認事項（巡回時間等）を加えた。
(4) 施設の老朽化に係るリスク 施設が老朽化していることから、あさけプラザの原課修繕計画に基づき、適切な予算確保を行うこと。	【措置済】 令和5年3月24日 アセットマネジメント計画に沿って、令和5年度予算を確保した。

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 内部事務管理について【合规性の視点】 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 6月10日 事務処理誤りについては、監査後、直ちに修正した。 内部チェック体制の整備については以下のとおり対応した。 (1)事務作業での多重チェック、管理職のダブルチェックを習慣化することにより自律的な内部統制環境の構築に努めている。 (2)窓口対応、現金管理等について円滑な事務引継ぎのため業務マニュアル等を整備することと並行して、業務フロー等で予測されるリスクを想定し受付システムの導入にむけてICT戦略課と協議を行った。 (3)なんでも相談できる環境づくりに努め、情報や責任の偏在によるリスク形成の予防に努めている。</p>
<p>② 今後の運営方針や自主事業のあり方について【有効性の視点】 当施設は、当時、自治省(現総務省)が提唱する田園都市中核施設整備構想に基づく事業として、本市が重点施策として掲げていた“心のふれあう地域社会づくり”を実現するため、より広い地域の人々のふれあいができるよう「四日市市と三重郡4町(当時の、楠町、川越町、朝日町、菰野町、現在は3町)」を対象とした広域的な複合コミュニティ施設として建設されている。 しかし、利用圏内における都市化の進展に伴う文化施設・福祉施設の充実もあり、過去5年間(平成29～令和3年度)において、自主事業における3町の利用割合は全体の5%未満という状況もうかがえることから、地域のニーズに応じた自主事業の展開については検討を行うとともに、3町との係わりについては政策推進課所管の四日市地区広域市町村圏協議会で、基本的な方針について議論されるよう、政策推進課に働きかけること。</p>	<p>【検討中】 令和 5年 4月30日 令和4年度は、各地の田園都市中核施設の状況を調査するとともに、令和5年度の視察調査を予算化した。 令和5年度は、政策推進課(四日市地区広域市町村圏協議会を所管)をはじめとする庁内合意を形成し、三重郡3町関係者が出席するあさけプラザ運営協議会で課題を提起する。 【継続努力】 令和5年10月31日 施設の利用圏については、7月に運営協議会を開催、体育館を例にプラザの利用には住所制限があるが、各市町の施設にはないことを委員で確認した。 また3町との関りについては、庁内においても政策推進課等と、1市3町を含めた広域施設としてのプラザのあり方を今後検討していく方向で調整を行った。</p>
<p>③ 自動販売機の管理について【有効性の視点】 館内への複数の自動販売機設置を四日市市母子寡婦福祉会に使用許可し、施設使用料を免除(光熱水費は実費弁償)しているが、個々の販売機ごとの使用許可期間、免除理由等を明確にしておくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 6月 1日 当館の自動販売機(1階6台、2階1台)は、すべて母子寡婦福祉会に一括で許可しており、使用許可期間(1年)、免除理由(母子及び父子並びに寡婦福祉法第25条)は同一である。</p>
<p>④ 費用対効果を意識した計画的な設備更新について【経済性の視点】 館内照明のLED化を工事により行っているが、リース契約で設置した方が低コストとなった実例があり、また、設置後の維持管理費も、工事に比べリース契約の方が軽減できる。今後の導入に当たっては、当初の設置費にその後の維持管理費も含めて、工事とリース契約との比較検証をすること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 6月 1日 当館は全館LED化を終えたばかりであり、LEDランプの寿命には個体差があるため、当面の間は、不具合の出たLEDランプをその都度交換することを想定しているが、今後の全庁的な動向を注視していく。</p>

⑤ 利用者の立場に立った施設改修について【住民福祉の向上の視点】

体育館の大規模改修工事が令和4年度半ばから開始される予定である。営繕計画で決定されているが、コロナ禍がようやく収束しようとし、利用者が戻ろうとしている時期での工事開始であり、断続的な休業により再び利用者の減少につながらないよう、可能な限り配慮すること。

【措置済】 令和 5年 3月 1日

工事により利用者には不便をかけることとなったが、工事中も可能な限り他の貸室を利用していただくなどの配慮に努め、工事前の利用団体の利用を維持できた。

令和4年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
 2 監査対象 こども未来部 こども未来課
 3 監査実施期間 令和 4年 8月18日

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準を上回る勤務状況が発現し、かつ職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、AI技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に早急に取り組み、過労死認定基準を上回る状況の解消を実現すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 4月30日</p> <p>こども関連施策の増大及び多様化が進む中、各係の業務量が増大の一途を辿っており、相互応援を行うことで特定の職員に業務が偏らないように努めた。が、年間360時間を超える職員については、令和3年度の6人から、令和4年度は8人に増加した。令和5年度は、こども施策に加え新たに結婚支援施策が所掌となり人員体制が強化された。（増員3人：内訳 正職1人、再任用1人、会任パート1人）時間外勤務の削減に努めるため、新体制のもと、課全体での相互応援のあり方や職員体制と分担を確認し、業務の効率化を行う。また、ワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、課全体で時間外削減を推進するための目標を設定していく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 5年10月31日</p> <p>時間外削減を推進するための目標として、「各自が決めた月6日以上は、定時で帰ろう！」を決めて時間外の削減に努めている。また、朝の朝礼において所属長から水曜日のノー残業デーの声掛けを行い時間外の削減に努めている。</p>

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① 学童保育所の指導員の研修について【住民福祉の向上の視点】 以前、学童保育所の指導員による子どもへの指導、接し方について問題のある事案が確認されたことから、指導員の質の確保のため、指導員を対象とした研修を実施するなどして指導員の教育を支援すること。また、こども未来課においても学童保育の実態の把握ができる体制強化に努めること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 5年 3月31日</p> <p>指導員を対象とした研修は、初任・中堅等それぞれの経験に応じた育成支援に繋がるもの、工作等あそび・文化活動の創造に繋がるもの、児童の発達にかかるもの、実際の保育現場での事例検討など対面・オンラインを組合せ実施し、保育の質の向上に努めている。 LoGoフォーラムを活用することで、いつでも・どこでも全指導員が基本的な育成支援を学ぶことができる動画をアップロードした。その閲覧履歴をこども未来課で確認している。</p>

<p>② 指定管理業務委託における修繕工事について 【合規性の視点】 指定管理業務委託における修繕工事の費用負担については、基本協定書に定めた金額までは指定管理者とし、その金額を超えると市で負担している。また、修繕等経費負担区分に基づき、施設の増改築、設備の更新については市負担として行っている。しかし、中には設備の更新に該当すると言い切れない工事を指定管理者との協議なく市で行っているものが見受けられる。このように経費負担区分が明確でないもので市負担とする場合は、協議記録を決裁に残すこと。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 3月31日</p> <p>工事に関しては、指定管理者との協議のうえで行うことを徹底するとともに、経費負担区分が明確でないもので市負担とする場合は、協議記録を決裁に残すようにしていくことを確認した。</p>
--	---

意見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員配置のリスク 多岐にわたる大量の業務を有しており、時間外勤務時間数が多い水準のままであるが、市民ニーズに的確に対応するために必要な人員配置の要求を強く行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 4月 1日</p> <p>令和5年度の職員配置は、結婚支援に関する新規事業増に加え、こども家庭庁関連の新規拡充事業への対応に備えるため、企画総務係の人員が3人から6人に増員された。今後も市民からの期待と注目度の高い子育て施策の充実に対応できるよう必要な人員配置要求を行っていく。</p>
<p>(4) 補助金が適切に支出されないリスク ① 子ども緊急支援プロジェクト補助金について、各団体が事業を行うきっかけとして支出するものであり、一回きりで終わるようなことなく、今後も各団体に事業を継続してもらえるよう、努力すること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 3月24日</p> <p>本補助金は、令和3年度から開始した新しい補助メニューであり、各団体からのヒアリングも行き補助金の見直しを行うとともに、市のホームページに団体情報を掲載したマップを掲載するなど補助団体のサポートに努めてきた。また、これまで補助してきた団体に対して令和5年度の補助金の案内を送付し、継続した事業展開を図ってもらえるような働きかけも行った。</p>
<p>② 子どもの人口が減少する中、子ども会の会員も少なくなり、すでに休会している子ども会も複数ある。子ども会の必要性は理解できるものの、補助金の支出、青少年育成室内に事務局として利用する場所の貸与を現状のまま行うべきなのかなどについて、前例踏襲で続けるのではなく、現在の実態に合ったやり方となっているか検証し見直していくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 3月31日</p> <p>子ども会活動は地域における青少年健全育成のために欠かせない組織である。しかし、少子化に伴う子ども会活動維持の難しさに直面しており、引き続き補助金の活用が必要であると考えている。また、四日市市子ども会育成者連絡協議会の活動は、青少年育成室の業務やそのねらいとも合致し、緻密な連携をとっていくためにも室内に事務局を置くことは適当であると考えている。なお、事務局の電話利用については、市の外線電話を利用しておらず、協議会が契約する携帯電話を使用している。</p>

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 内部事務管理について【合規性の視点】 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 3月31日 財務会計システムにおける事務処理の誤りについては、決裁の種別の選択誤りや委託契約や工事契約において業者から提出された検査書類において件名の不一致があるなど基本的なミスであり、所属長から改めて会計事務の手引きなどを確認し事務処理を進めるように指導を行った。また、今後は決裁の回議時に承認者の内容確認を徹底し、事務処理の誤りを見逃さないように対応する。</p>
<p>② 児童館について【公平性の視点・住民福祉の向上の視点】 児童館の設置場所に偏りがあるという意見に対し、移動児童館で対応しているとのことであるが、子どもの人口動態を考慮した上で現況のまま適切なのか、学童保育所も充実している中であっても必要といえるのか、学童保育所との違いも明確にしなが、児童館のあり方を再度検討すること。</p>	<p>【継続努力】 令和 5年 4月30日 学童保育所は、保護者が就労等により昼間家庭で養育できない小学生の子どもを対象としており、通所に保育料がかかるのに対し、児童館は、18歳未満の全ての子どもを対象としており、児童館での遊びを通して、子どもの心身を育成し情操をゆたかにすることを目的とした施設であって、無料で利用することができる。現在、全市的な施設としてのこども子育て交流プラザのような拠点的な施設の拡充に向けて調整を図っている。今後も移動児童館事業を継続し、人口動態も考慮しながら、設置場所の偏りに対応していく。</p> <p>【継続努力】 令和 5年10月31日 今後も移動児童館事業を継続し、年内に国から発出される予定のこども大綱やこどもの居場所づくりの指針などの内容も踏まえて、児童館の在り方について検討を続ける。</p>
<p>③ 青少年の非行防止・インターネット被害等防止の取り組みについて【有効性の視点】 非行防止や適切なインターネットの利用などの教室、出前講座を行うことは大切であるが、実施回数だけに注目するのではなく、それによってどれくらい補導件数やインターネットトラブルが減少したかなど、効果をよく検証すること。</p>	<p>【継続努力】 令和 5年 4月30日 まずは、出前講座の実施に向けて、市内各校園に働きかけを行い、非行防止やインターネットの利用について多くの児童生徒に青少年育成室の考えを伝えていく。そのうえで、関係課や機関とも連携して、補導件数やインターネットでのトラブルの件数にも注視し、効果を検証していく。</p> <p>【継続努力】 令和 5年10月31日 出前講座では、児童生徒に働きかけるだけでなく、保護者にも青少年育成室の考えを伝えることで、出前講座の効果を向上させている。出前講座の実施回数とともに補導件数やインターネットトラブル件数を注視することで、引き続き、取り組みの効果を検証していく。</p>

<p>④ 少年自然の家の公有財産管理について【合規性の視点】</p> <p>少年自然の家の管理運営は指定管理者に委託しており、かつ離れた場所にあるので目が行き届きにくくなりがちであるが、公有財産は市の大切な財産であり、その実査及び公有財産台帳へ反映させる業務を適正に行い管理すること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 3月31日</p> <p>月に一度の連絡調整会議で室員3名が現地において、設備の確認や公有財産の実査を行っている。また、自然教室や主催事業のモニタリングのために月に数回少年自然の家を訪れた際も同様の確認をしている。今後も実査の結果を公有財産台帳へ反映させる業務を適正に行っていく。</p>
<p>⑤ 少年自然の家の老朽化に伴う改修工事と今後に向けての考え方について【効率性の視点、経済性の視点】</p> <p>少年自然の家の老朽化に伴い、アセットマネジメント計画に基づいて改修工事を行うこととなっているが、次第に人口が減少し、予算にも余裕がなくなる中で、従来と同様に既存の施設にこだわる必要があるのか。自然体験に適した環境にある近隣市町の施設を使用するなど、視点を変えて今後のあり方を検討していくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 3月31日</p> <p>自然教室で四日市市少年自然の家を利用することは、市内の小中学生が四日市市の自然の素晴らしさを実感できる絶好の機会だと考える。今後も市内の子どもたちが安心安全に利用できるよう、指定管理者とも連携しながらアセットマネジメント計画に基づく必要な改修工事に取り組んでいく。</p>
<p>⑥ 原課契約工事における設計書の添付及び事務の引継ぎについて【合規性の視点、経済性の視点】</p> <p>原課契約工事において、工事金額が少額である場合は設計書の添付を省略できることとなっているが、そもそも原則として設計書の添付を求めているのは金額の妥当性を担保するためである。都市整備部に、こども未来部施設担当の建築技師も配置されたことから、見積金額に疑義がある場合については、設計書の添付を省略できる場合であっても、金額の妥当性の確認を行うこと。加えて、各事務手順の根拠となる事務規程を確認し、その意味とともに引き継ぐよう留意すること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 4月30日</p> <p>原課契約工事において、設計書の添付を省略できる少額の工事の場合であっても、見積金額に疑義がある場合には、都市整備部のこども未来課担当の建築技師などに工事内容の確認を行うよう、適正な事務処理に努めることを周知した。また、各事務手順の根拠となる事務規程や要領は、その都度確認をするとともに事務の趣旨や意味についても引き継ぐこととした。</p>
<p>⑦ 部の独立による効果的な事業展開について【有効性の視点】</p> <p>こども未来部が独立したのは、子育て支援に関する事業をより強力に推進するためである。したがって、当初の理念に立ち返り、積極的な事業展開を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 4月 1日</p> <p>主管課の庶務係である企画総務係の人員増強により、国のこども家庭庁の発足にあわせて様々な政策課題に柔軟に対応できる体制を整えた。特に、子どもの声を拾い上げ、当事者目線を反映した仕組みや場づくりなどの課題について取り組んでいく。</p>
<p>⑧ こども未来課の事業全般について【効率性の視点、経済性の視点、有効性の視点】</p> <p>こども未来課は多くの事業を抱えているが、長期継続事業も多く、時代の変遷に対応できていない事業も見受けられる。専門家の意見を取り入れ、継続か見直しも含め全般的に検討すること。</p>	<p>【継続努力】 令和 5年 4月30日</p> <p>子ども・子育て会議など外部委員の意見を聞く場を活用し、長期継続事業の内容や効果検証を行い、必要に応じた見直しも検討する。</p> <p>【継続努力】 令和 5年10月31日</p> <p>こども家庭庁の創設、こども基本法の施行により、こども政策がより一層強化されると見込まれ、年内にはこども大綱が示される予定である中、引き続き子ども・子育て会議など外部委員の意見を聞く場を活用し、長期継続事業の内容や効果検証を行い、必要に応じた見直しも検討する。</p>

令和4年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- | | |
|----------|-----------------|
| 1 監査の種類 | 定期監査（財務監査・行政監査） |
| 2 監査対象 | こども未来部 こども保健福祉課 |
| 3 監査実施期間 | 令和 4年 8月17日 |

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、AI技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 4月30日</p> <p>新型コロナウイルス感染症対応の動員減少、一人の職員に業務が集中しないよう業務分担の見直しを行う等の業務改善により課全体の時間外業務時間は、令和3年度の8,754時間から、令和4年度は7,141時間に減少し、年間360時間を超える職員も13人から10人に減少した。また、働きやすい環境づくりのため、ノー残業デーや休暇の取得を定期的に朝礼で呼びかけた。この他、子育て支援アプリ「よかブリコ」から、「乳幼児食教室」の参加申し込み可能としたり、おたふくかぜワクチン接種補助券の申請手続きに、四日市市電子申請システムを利用するなど、受付業務の一部をオンライン化することで事務の効率化を図った。引き続き、業務の平準化、効率化に取り組み、時間外勤務の縮減に努めていく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 5年10月31日</p> <p>「各自が決めた月8日は定時で帰ろう！」を職場のワーク・ライフ・バランスを確保するための目標に掲げ、定期的に朝礼で呼びかけている。また、会計年度任用職員の活用を含め事務分担の見直しに努めたが、所属内において、育児休暇取得中の職員が2名増えて8名となり、個々の職員の担当業務が増加したため、令和5年度上半期の月平均時間外勤務は165.5時間となっており、前年度上半期の新型コロナウイルス感染症対応に要した時間を除いた月平均時間外勤務160.9時間と比して増加した。育休代替職員を任用するなど、引き続き、職員の業務軽減を図り、ワーク・ライフ・バランスの向上に努めていく。</p>
<p>(3) 時間外勤務における特殊要因が均等に割り振られないリスク</p> <p>職員の時間外勤務時間について、コロナに関する兼務業務による影響で増加している。母子保健係の中でも業務内容によって兼務業務の度合いが異なることは推察できるので、管理職は職員の健康管理に努めること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 5年 1月 4日</p> <p>母子保健係のコロナ関連の業務については、1月（年末年始）が最後の動員となっている。それまでの間、コロナの業務に従事する職員については、個々の職員の担当する業務量に考慮して平準化に努め割り振りを行った。</p>

<p>(5) 滞納債権の整理におけるリスク</p> <p>① 滞納債権の整理について、新型コロナウイルス感染症による影響など、支払能力がないため滞納になる家庭状況を把握すること。また、担当者だけの判断ではなく、マニュアル等を活用し一貫性のある対応を行うこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 4月30日</p> <p>今後も滞納者との交渉を図る中で、支払い能力や家庭状況等の把握に努めていく。マニュアル等についても、昨年度滞納整理の研修を受けるなど、学習してきた。市の債権管理マニュアルや研修結果を生かして、滞納整理を進めていく中で、本課の取り組みとしてのマニュアルの必要性についても整理していく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 5年10月31日</p> <p>引き続き、滞納者の状況把握、滞納債権の整理に努めていく。</p>
<p>② 徴収は大事だが、多重債務に陥るなど支援が必要な場合もあるので、生活保護につなげるなど滞納者に寄り添った対応を行うこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 4年 8月17日</p> <p>支払能力や家庭状況の把握に努め、支援が必要な場合には、適切な部署に繋げている。</p>
<p>③ 滞納債権について、債権者台帳等で納付交渉を行った経緯や記録を整理することで、継続性を持った対応ができるようにすること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 4月30日</p> <p>滞納債権については、債権者台帳により継続性をもって対応する様に努めているが、少額の短期滞納者については、統一的な運用ができていないことから、令和5年度内を目途に作成基準等について検討していく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 5年10月31日</p> <p>滞納債権については、債権者台帳による継続的な対応に努めている。少額の短期滞納への対応については、引き続き検討していく。</p>

2 3 E (経済性、効率性、有効性) 等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置 (具体的内容) ・対応状況
<p>① 内部事務管理について【合規性の視点】</p> <p>内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 4年 8月18日</p> <p>文書事務や財務会計事務等において不明な点があれば、その都度手引き等で確認し、正確な事務を遂行するように徹底した。</p> <p>また、所管する種々の委託業務や補助事業等について、年度更新時に職員間で内部事務手続きについて確実に引継ぎを行い、ミスのあった事項を含めて事務処理手順を共有して同じ誤りを繰り返さないように徹底を図った。なお、誤りのあった事例については、その都度、課内ミーティング等を通じて共有することで、職員一人一人の意識向上を図った。</p>

<p>② 中学生ピロリ菌検査事業について【有効性の視点】</p> <p>ア 令和3年度から、学校検尿などを利用して、胃・十二指腸潰瘍や胃がん等の主な原因であるピロリ菌の検査を、中学3年生の希望者に対して実施している。尿検査の結果が陽性であった場合には、医療機関で二次検査を受診していただくよう案内しているが、二次検査の受診率が低かった。ピロリ菌感染の有無を生徒や保護者が知る機会のためにも、二次検査の受診啓発に取り組むことで受診率の向上につなげること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 4月30日</p> <p>ピロリ菌の感染の有無を診断するため、二次検査の受診率向上を目的として、令和4年度には未受診者に対する受診勧奨通知を送付した後、更に、電話による個別勧奨を実施した。これにより、二次検査受診率は、令和3年度の57.1%から、令和4年度は68.4%と上昇した。今後も、引き続き二次検査の受診率向上を図るため、受診啓発および個別受診勧奨を継続していく。</p>
<p>イ 中学生ピロリ菌検査事業について、学校など教育委員会と連携してピロリ菌が与える影響をわかりやすく伝えることで受診率の向上につなげること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 5年10月26日</p> <p>昨年度に続き、二次検査の未受診者に対して、受診啓発のために個人通知を行った。更に、保護者に二次検査受診の必要性についてを伝えるため、電話による啓発を行った。今後も、二次検査の受診率向上を図るため、受診啓発および個別受診勧奨を実施していく。</p> <p>【 措置済 】 令和 5年 2月22日</p> <p>対象者への通知を作成するにあたっては、令和5年1月学校教育課に確認をしてもらい、申込書の検査希望の有無の記入欄を上段に配置し、前年度よりも更に記入しやすくなるよう工夫した。また、学校現場の養護教諭から検査申込書の期限を過ぎてからの申込書提出や、申込書提出後の検査希望無から有への変更について相談があった際には、薬剤師会とも調整し、できる限り検査を受けられるよう臨機応変に対応した。今後も、検査について理解が得られるような周知に努め、受診率の向上に努める。</p>
<p>③ 不妊治療費助成事業について【有効性の視点】</p> <p>ア 不妊治療費の助成について、令和3年度に制度を改正して年齢所得に関係なく統一した。また、令和4年4月から人工授精等の「一般不妊治療」、体外受精・顕微授精等の「生殖補助医療」について、保険適用になったことで国の補助金が廃止された。そのため、治療額によっては自己負担額が増えるケースもあるなど、自己負担分は保険適用後も生じるため、市の助成制度は、助成額を変更して継続することとした。今後も、必要とされる助成制度のあり方を継続して検討すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 4月30日</p> <p>保険適用された令和4年4月以降も、治療費に対する助成申請が月30～60件あることから、助成制度の継続は必要であると考えている。今後も晩婚化の流れなどから不妊治療の件数は増加していくことが予想されるため、時代に合った制度設計となるよう引き続き検討していく。</p>
<p>イ 不妊治療費助成等について、制度が変わったということを知らない人もいる。市としても、保険適用になったことの周知に取り組むこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年10月31日</p> <p>特定不妊治療は保険適用となる回数の上限が決められているため、上限回数を超えて治療を受けた患者は自費診療となり、高額な自己負担が発生していることから、引き続き、助成制度の改正を検討している。</p> <p>【 継続努力 】 令和 5年 4月30日</p> <p>市ホームページに令和4年4月以降に治療を開始した場合でも、助成制度があることを載せている。市の広報にも掲載するなど周知を続けていく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 5年10月31日</p> <p>引き続き、助成制度について市広報およびホームページ等へ掲載するなど周知に努める。</p>

<p>④ 予防接種の接種率について【有効性の視点】 予防接種について、子育て支援アプリ（よかプリコ）を活用しながら周知に努めることで予防接種の接種率向上につなげること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 3月31日 毎月1日に、MRワクチン（1期、2期）の接種勧奨記事を繰り返しアップすると共に、隔月の1日には、よかプリコによる定期予防接種の接種管理方法について紹介する記事をアップし、接種啓発に努めた。今後も予防接種に関する適切な情報を繰り返し配信することで、予防接種率の向上に努める。</p>
<p>⑤ 多胎児支援事業について【有効性の視点】 多胎児支援として、多胎児親子や多胎妊娠中の人達の交流の場としてさくらんぼひろばを開催している。さくらんぼひろばは近隣市で実施できていない本市の強みであるので、そこでキャッチした市民の声を施策に反映させることで支援につなげること。</p>	<p>【継続努力】 令和 5年 4月30日 多胎児親子の交流の場として実施しているさくらんぼひろばをはじめ、多胎児家庭訪問等を実施する中で、当事者の声を十分に聴き取り、多胎児家庭に必要な施策の実施について引き続き検討していく。</p> <p>【継続努力】 令和 5年10月31日 引き続き、家庭訪問やさくらんぼひろばなど多胎児家庭と関わる機会を通じて、当事者の声を聴きながら、必要な施策の実施について検討していく。</p>

令和4年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
 2 監査対象 こども未来部 こども家庭課
 3 監査実施期間 令和 4年 8月15日

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、AI技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 4月30日 業務分担の見直しや事務の平準化、AI技術の活用を検討等の業務効率化の取組みの他、ノー残業デーや振替休日の取得を徹底して、時間外勤務の削減に努めていく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 5年10月31日 ノー残業デーや振替休日取得の徹底、時差勤務の活用等により、時間外勤務の削減を図った。引き続き、業務効率化等による時間外勤務の削減に努めていく。</p>
<p>(4) 滞納債権の整理におけるリスク 滞納者の実態把握に努め、それぞれの実情に応じた納付を働きかけることで、解決に向けた徴収対策を進めること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 5年 3月31日 引き続き、滞納者全員に対して、文書催告や電話、訪宅を実施する。また、生活困窮等により、一括納付が困難な場合には、個別に納付相談を行い、それぞれの実情に応じた金額での分納誓約による返還を求めていく。</p>

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① 内部事務管理について【合規性の視点】 ア 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 4年10月 4日 課内会議等で、事務執行の適正化に係る研修を行うとともに、チェック項目の一覧を作成し、起案者以外の者が改めて確認する等、内部事務の管理の改善を図った。</p>

<p>イ 事前調査において、複数の請求書を支出負担行為兼支出命令書において支出している事例があった。支出負担行為とは、対外的に債務を負うことを確定させる行為である。兼命令で支出事務を執行できる支出は、支出負担行為書を省略できる支出に限られるので、前提にある支出負担行為を行う意味を理解して内部事務管理に取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 3月30日 監査結果を課内会議等で、職員に周知すると共に、改めて手引き等で事務の意味やルールについて確認し、正確な事務を遂行できるように意識付けを図った。</p>
<p>② 児童虐待について【効率性の視点、有効性の視点、合規性の視点】 ア 児童虐待は発見するための手法が難しく、子ども達と直接触れ合う若手の保育士では発見することが困難である。そのため、保育園の保育士等が情報提供を行う手段としてアセスメントシートを試行的に活用してモニタリングを行ったうえで、保育士が使用しやすい児童実態調査のチェック表を作成して活用している。引き続き、保育士向けの研修の実施とともに、調査表を活用して親子の実態把握に努めることで、児童虐待の未然防止や早期発見につなげていくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年12月 5日 引き続き保育士向けの研修を実施するとともに、保育士が、虐待の恐れのある児童にかかる情報を円滑に提供できるチェック表となるよう、保育士からの意見を参考にしながら、必要に応じて、改善を図り、虐待の未然防止や早期発見につなげていく。</p>
<p>イ 児童実態調査チェック表は、保育園において紙で作成してファイルに保管している。令和5年度から保育園にもICTの導入が予定されていることから、併せてシステム化することで保育士の事務負担の軽減にもつながる。また、AIを活用することで的確な判断につながることも期待できる。チェック表の活用手法について、ICTやAIによるシステム導入を研究すること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 3月31日 保育園に導入されるICT端末は保護者との連絡を主目的としたものであり、児童虐待に関する情報は個人情報保護の観点からも確実に別に取り扱う必要があることから、現時点では同一端末による管理運用は難しいと考えるが、今後も保育園現場の状況や他市の先進事例等の情報収集を行いながら、事務負担の軽減や的確な判断につながる手法を研究する。</p>
<p>ウ 児童実態調査チェック表は、個人情報の詳細なところまでを記載している。こども家庭課では原本を5年間、保育園では写しを児童が退園するまで保管しているが、個人情報として適切な管理に努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 3月31日 児童虐待調査チェック表をはじめ、当課の扱う個人情報について、適切な管理を保育園及びこども家庭課内において、改めて周知を行った。</p>
<p>③ ヤングケアラーへの対応について【有効性の視点、合規性の視点】 ア ヤングケアラーの認知度はまだ低いため、国は社会的な認知度を引き上げることを目標に、令和4年度から3年間を集中取組期間としてヤングケアラーの認知度向上の取り組みを進めている。こども家庭課においても、関係機関や団体、地域と協力してヤングケアラーの認識を広げる活動を行うとともに、四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議を通して必要な支援の検討や実態把握に努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 3月31日 四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議を通して、ヤングケアラーの実態把握に努めるとともに、出前講座やHPによるヤングケアラーの概要や相談窓口の周知を行い、社会的認知度の向上に取り組み、必要な支援につなげていく。</p>
<p>イ ヤングケアラーは、年齢によって家庭内でお手伝いをする子としない子で、該当するかの判断が難しい。相談員の感性により判断が異なるように相談員が連携して取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 3月31日 ヤングケアラーの担当者が積極的に研修に参加し、課内会議等を利用して、担当者の知見を課内で情報共有し、適切な相談につながるよう努めている。</p>

<p>ウ 事前調査において、支出事務の誤りなどが見受けられた。細かいところを見逃すと、大きなところを見逃ごしてしまうことにつながるので、ヤングケアラーへの対応は、課全体でお互いをチェックする体制を構築すること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 3月30日 担当個人ではなく、課内の他の職員や庁内の他部署、関係機関と連携して、適切な現状把握や対応を行っていく。</p>
<p>④ 支援対象児童等見守り強化事業について【有効性の視点】 行政では把握できないこどもの情報も、事業の支援団体を介して取得することができる。支援団体と連携して、こどもの状況を早期に察知することで支援につなげること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 3月31日 令和5年度からの業務委託化に伴い、支援団体と連携してより効果的な見守り支援につなげるために令和4年度中に仕様書やマニュアル等を整備した。</p>
<p>⑤ こども未来部内での連携について【有効性の視点】 ア こども未来部は、比較的新しい組織なので、部全体で協力して運営する体制が十分でない。部全体で役割分担をチェックする機能を強化するよう、部内へ働きかけること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 3月31日 令和5年度は国においてこども家庭庁が設置され、ヤングケアラーの対応等、部内での役割分担の構築や連携がより重要となってくることから、国等の動向を把握しながら、部全体で役割分担の調整を図った。</p>
<p>イ こどもに関わる施策（事業）が多くなっている。親が困ったときに、相談窓口がわかる一覧があると便利なツールになるので、部内へ働きかけて各所属の業務をまとめること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年12月12日 子育て施策（事業）と相談先を取りまとめた「よっかいち子育てガイドブック」や「ひとり親家庭のしおり」を活用して、引き続き、相談業務を行うとともに、保護者をはじめとした市民が相談しやすい環境となるよう、新たにヤングケアラーの相談窓口一覧をとりまとめて、市のホームページに掲載した。</p>

令和4年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
 2 監査対象 こども未来部 こども発達支援課
 3 監査実施期間 令和4年 8月16日

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、AI技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 4月30日</p> <p>特定の職員への業務の偏りが無いよう、業務分担の見直しや、対応方法の見直しを行った。関係機関からの提出書類のうち、点数計算が必要な書式についてはエクセルを活用し自動計算できるように様式の修正を行い、双方の時間外削減につながるよう業務改善を行った。しかし、新型コロナウイルス感染症に関連する業務の増や、既存事業の対象者の増等による業務が増加したことにより、年間360時間超の職員は令和3年度の5名から、令和4年度の6名に増加した。</p> <p>児童通所支援事業担当職員を中心に時間外勤務が多いことから、システムの更新と並行してAI技術等の活用・検討を行っていくほか、職員配置計画により人員増の要求を続けていくとともに、業務量の平準化・効率化を図り、時間外勤務の縮減に努める。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 5年10月31日</p> <p>業務分担の見直しや対応方法の見直し等を行うとともに、問合せ時間の減をねらい、申請様式のホームページへの掲載等を行っている。児童通所支援事業における申請者数が増加傾向にあり、令和5年度においても年間360時間超となる職員は同程度と見込まれることから、引き続き業務量の平準化・効率化を図り時間外勤務の削減に努める。</p>

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① 内部事務管理について【合規性の視点】</p> <p>内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 4年 8月16日</p> <p>事務処理については、チェックすべき事項を改めて確認・周知し、日々複数の職員で確認を行い、業務精度の向上に努めている。処理方法について疑義がある場合は担当課職員に確認を行う等、ミスの発生の防止に努めた。</p>

<p>② 5歳児健診の必要性について【有効性の視点】 3歳児健診以降、就学時健診までスクリーニングの機会がなく、また、発達障害の特性が5歳頃に顕著に現れてくることから、発達に課題のある児童の早期発見の観点で、5歳児健診は重要な手段の1つであるといえる。 こども発達支援課は、平成28年度から、発達に課題のある児童の早期発見・早期支援の観点から、「5歳児保護者アンケート」を実施しており、様々な工夫により回収率を上げ、また、推進計画「途切れのない発達支援事業」として様々な事業を実施することにより、効果を上げている。5歳児健診については、実施する自治体を調査するなど、今後も継続して実施の検討を行っていくこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 4月30日 5歳児に対する健診は法定健診でないことから実施方法についての取り決めがなく、自治体により実施方法が様々であり、こども発達支援課においては「5歳児保護者アンケート」を採用している。 アンケート方式については7年分の積み重ねがあり、こども発達支援課から保護者へのフォローの方法については検討を続けている。フォローの必要性の有無についてはアンケートから判断しやすいと考えており、現時点ではアンケートの継続を検討している。 「5歳児健診」を行っている自治体についての調査は継続して実施したうえで、それぞれの実施方法におけるメリット・デメリットを見比べ、実施方法の検討を継続して行っていく。</p>
<p>③ おもちゃ図書館の運営について【有効性の視点】 おもちゃ図書館は運営開始から30年が経過し、当初の障害児の情緒・身体機能の発達の促進を主目的とする運営方針が、現在ではそれに加え、障害児とその他の子どもとの交流を図ることも主要な目的となっている。おもちゃ図書館について、現在の市社会福祉協議会への業務委託方式の妥当性の検討を含めて運営方法の検討を行うとともに、仕様・積算を十分精査し、現在のニーズに合った運営を行うこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年10月31日 令和5年度においても5歳児保護者アンケートにて実施をしているが、本市と同程度の人口及び対象児人口の自治体が5歳児健診を行っている例がなく、調査については継続して実施していく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 5年 4月30日 おもちゃ図書館は、平成2年の開館に合わせて結成されたボランティア団体の協力を得て運営していることから、経理・事務処理・スタッフ募集等についてはボランティアを統括できる市社会福祉協議会に業務委託している。市社会福祉協議会が事務手続きや関係各所への連絡及び調整等をするとともに、市が本事業の全体的な調整・決定をすることにより、ボランティア団体に過度な負担がかからないよう配慮している。 今後もボランティア団体、社会福祉協議会と市の連携を現在のニーズに沿った運営を行えるよう努めていく。</p>
<p>④ 駐車券の管理について【合规性の視点】 来客に配付するために駐車券を保有しているが、保管枚数が多いと思われる。適正な管理を徹底するとともに、保有するのは必要最小限の枚数とすること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 5年10月31日 おもちゃ図書館の運営にあたり、毎月1回市社会福祉協議会及び運営ボランティアが出席する定例会に市担当者が出席しており、業務におけるの伝達や情報共有を行っている。定例会以外の場においても必要事項や運営にあたっての協議を都度行っている。令和6年度の予算要求に際して市社会福祉協議会から業務委託についての聞き取りも実施しており、積算について精査を行っている。</p> <p>【 措置済 】 令和 4年 8月16日 各種教室参加保護者等への配布見込み数により駐車券を購入していたため、購入枚数の考え方を見直し、過去3カ月の配布実績数同数の購入とし、保有数を必要最小限とするよう改めた。</p>

令和4年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
 2 監査対象 こども未来部 児童発達支援センターあけぼの学園
 3 監査実施期間 令和4年 8月12日

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
(2) 職員配置のリスク 専門職の配置については、利用者の利便性を高めるよう、引き続き育休代替職員の確保に努めること。 また、職員間の連携については、種々の会議が行われているとのことであるが、引き続き、会議等により職員間の連携を図ること。	【 継続努力 】 令和 5年 4月30日 引き続きハローワークや市の広報媒体を活用し、育休代替職員の確保に努めていく。 職員間の連携について、円滑な業務遂行ができるよう、今後も会議等の場を活用していく。
	【 継続努力 】 令和 5年10月31日 作業療法士については、令和5年度に育休代替職員を募集したが採用に至らなかった。今後も引き続き職員の確保に努めていく。 職員間の連携については、代表者会議、職員会議、各部門別の会議等多数開催されており職種を超えた連携も図られている。
(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク ① 職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、AI技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。	【 継続努力 】 令和 5年 4月30日 時間外勤務が年間360時間を超える職員の事務量とその業務内容について把握し、業務分担に偏りが生じないように注意を払っていくとともに全体として時間外勤務の削減に努めていく。
	【 継続努力 】 令和 5年10月31日 時間外勤務が年間360時間を超えないよう、職員の業務内容とその事務量等について注視し、全体として時間外勤務の削減に努めていく。
② 時間外勤務の時間数が職員により偏りがあることから、偏りのない業務配分とするなど、管理職がしっかり意識をもって対応すること。	【 措置済 】 令和 4年11月30日 育休の職員が複数あり、専門職の採用について、継続的に実施しているものの、育休代替職員の募集という雇用期間に制限がある中で、採用には至っていない。今後も適正な人員配置に努めるとともに、職員に対し、「ノー残業デーの徹底」や「ワーク・ライフ・バランスの推進」を積極的に呼びかけていく。

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 内部事務管理について【合規性の視点】 ア 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年11月30日 会計処理にあたっては「会計事務の手引き」「支出事務の要点」ほかマニュアルに基づき、適正に事務を進めていくことを確認した。また、事務担当者以外のチェック体制について、引き続き主幹・副園長・園長の3人体制で行い、特に決裁日や請求書の代表者氏名の記載など今回指摘のあった事項について重点的に審査を行うことを確認した。</p>
<p>イ 事務誤りの発現は、担当者以外が視点を変えてチェックしたことにより発見できることから、年2回の自己検査点検を適切に行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 3月31日 年2回の自己点検について、事務担当者以外で実施した。</p>
<p>② 園内の整理について【効率性の視点】 施設規模に対し、倉庫面積部分が狭いためか、遊具や訓練具が廊下に置いてある状況である。子どもの動きは予測ができないため、事故が起きないように職員は常に意識すること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年12月21日 廊下に遊具や訓練具が放置されていないことを確認した。また、職員会議の場で職員に対し周知した。</p>
<p>③ 給食代金について【経済性の視点】 職員や保護者の給食代金は1食あたり320円を徴収している。保育園の職員の給食代金と比較するとあけぼの学園の方が単価が高い現状である。当初からの設定ということであるが、なぜ保育園より高いのか原因を調査し、改善策を見出すこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年11月30日 当学園の給食は、保護者にも提供していること、摂食指導としてバナナなどの噛み取り食材を加えていること等の理由により、一般的な給食に比して単価が高くなる傾向にある。一食あたりにかかる食材料費については毎月把握しており、今後も給食代金の適正な設定に努めていく。</p>
<p>④ 送迎バスについて【有効性の視点】 ア 運転手の確保は困難であるものの、確保ができないと送迎が成り立たなくなることから引き続き確保に努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 2月 1日 令和5年2月から新たに運転手1人を採用した。今後も引き続き確保に努めていく。</p>
<p>イ バスに備え付けられている発作対応マニュアルは古いため、常に最新の状況に更新すること。保育士はマニュアルをしっかりと把握した上で添乗すること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 8月17日 早急にマニュアルの見直しを行い、バスに配置した。また、センター会議の場で保育士全員に周知をした。</p>
<p>⑤ 保護者への連絡について【効率性の視点】 保育園や幼稚園は保護者への緊急時の連絡として「すぐメール」を活用している。職員の負担軽減も考えられることから、あけぼの学園においても保護者への連絡にICTを活用できないか検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年12月26日 連絡ツールアプリについて、業者に説明を求めるなど具体的な検討を行ったが、結果として、当学園の規模ではアプリはなじまないと判断し導入を見送った。</p>
<p>⑥ 近隣病院との連携について【有効性の視点】 四日市消化器病センターとは、子どもの診察や職員のワクチン予防接種、栄養士や言語聴覚士との情報交換をする機会があり、連絡を取り合っている。近隣であり、立地に恵まれていることから病院の経験や知識など情報提供をしていただきながら引き続き連携を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 4月30日 従来から当学園と消化器病センターの双方を利用する児童について情報交換を行っているほか、職員の健康管理についても一定の考慮をしてもらっている。今後も引き続き良好な連携を継続していきたい。</p>

令和4年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
 2 監査対象 こども未来部 保育幼稚園課
 3 監査実施期間 令和4年 8月16日、9月8日

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準を上回る勤務状況が発現し、かつ職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、AI技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に早急に取り組み、過労死認定基準を上回る状況の解消を実現すること。	【 継続努力 】 令和 5年 4月30日 保育幼稚園課の時間外勤務時間の課内平均は、令和3年度実績が年間382時間であるのに対し、令和4年度実績は年間385時間であり、前年度と同水準であった。引き続き時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く発生している状況であるため、係ごとの業務分担の見直しや、RPA導入による業務の効率化等、時間外勤務削減のための取り組みを実施することで、職員のワーク・ライフ・バランスの確保に努めていく。
	【 措置済 】 令和 5年10月31日 保育幼稚園課の時間外勤務時間の課内月平均は、令和4年度上半期が38.4時間であるのに対し、令和5年度上半期は29.8時間であり、改善傾向が見られる。係ごとの業務分担の見直しや、RPA導入による業務効率化等の時間外勤務削減のための取り組み実施の効果が反映していると考えられる。下半期も引き続き、取り組みを継続し、職員のワーク・ライフ・バランスの確保に努める。

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
① 保育士等の服務規律の徹底について【合規性の視点】 保育士等の不祥事が生じており、子どもを預ける保護者にとっては大きな問題である。こうした事態を重く受け止め、全体的な緩みがないか、保育幼稚園課としても現場に目を向け、こうしたことが二度と起こることのないよう取り組むこと。	【 措置済 】 令和 5年 4月30日 市職員、保育士等の服務規律の遵守については、課主催の新規採用職員研修をはじめとし、様々な研修の機会において働きかけを行った。また、園では保育士だけでなく用務員や調理員等の多様な職種の職員が働いているが、当該職員に対しても、各園で服務規律、こどもの人権等に関する研修を必ず実施するよう指導し、全園で研修を実施したことを確認した。

<p>② 適正な文書管理について【合規性の視点】 私立保育園の新設に関する市の意思決定を行った決裁文書が存在しないということである。このような状況では、決定に関する経緯が不明瞭であるとの市民からの指摘を招きかねず、こうした決定については適切に決裁をとるなど、適正な業務執行に努めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 4月30日 担当課としては、新設整備に関する三重県への事前協議書の提出の決裁をもって、市の意思決定文書としていたものである。今回、当該文書は市の意思決定文書に当たらないとの指摘がなされたことを踏まえ、適切な決裁文書作成に努める。</p>
	<p>【 措置済 】 令和 5年10月31日 担当課としては、新設整備に関する三重県への事前協議書の提出の決裁をもって、市の意思決定文書としていたものである。今回、当該文書は市の意思決定文書に当たらないとの指摘がなされたことを職員全員が認識し、今後、課全体として適切な決裁文書作成に努めていく。</p>

意見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 保育園・幼稚園等の現場における時間外勤務の状況についても、特定の職員に負担がかかっていないかなど、保育幼稚園課としても現場の状況をしっかりと把握し、適切な時間外勤務の管理に努めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 4月30日 保育幼稚園課職員の園訪問や園長会等で、職員へ直接聞き取りを行う等、現場状況の把握に努め、園職員の健康管理、ワーク・ライフ・バランスの確保についても課として引き続き取り組んでいく。</p>
	<p>【 措置済 】 令和 5年10月31日 令和4年度上半期の現場職員の時間外月平均が14.8時間であったのに対し、令和5年度は7.9時間と、改善傾向がみられる。保育幼稚園課において、園職員の健康管理、ワーク・ライフ・バランスの確保に取り組んだ結果が少なからず反映された結果と考えられる。今後も引き続き、現場職員の適切な時間外勤務等の管理に努めていく。</p>

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① 内部事務管理について【合規性の視点】 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 5年 4月30日 所属において発生した事務処理誤りについては、必要に応じて係内・課内で共有を行い、同様のミスが発生しないように努めている。ミスが発生しやすい事務については、マニュアル等を作成し、園へ展開した。また、複数人で確認を行う等のミスを未然に防ぐ取り組みを徹底し、今後も引き続き課全体で、適切な事務執行に努めていく。</p>

<p>② 保育士等の人材確保について【有効性の視点】 ア 高まる保育の利用ニーズに対応するためには、公立・民間ともに保育士等の人材確保が大きな課題となっている。養成校への訪問などに加え、関係機関との連携をとりながら、効果的な人材確保に努めるとともに、こうした人材の四日市市への定着が進むよう取り組む必要がある。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 3月31日 保育士等の人材確保については、公立・民間共通の課題と捉え、四日市私立保育連盟と連携をとりながら、事業を進めている。令和4年度は「保育士確保推進に向けた連携会議」（計7回）の中で私保連と調整しながら、養成校訪問やPRパンフレットの作成・専用ホームページの開設を行った。令和5年度は就労奨励金の支給により保育士等の定着を図るほか、引き続き効果的な事業に取り組んでいく。</p>
<p>イ 保育士等の人材確保においては、新卒の採用に取り組むだけでなく、離職した人材の採用や、民間の保育所の支援など、公立・民間がともに円滑に園の運営ができるような取り組みについて検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 3月31日 令和4年度は、市職員の採用試験を3ヵ月早めて実施し、人材確保に努めた。また、「職場復帰支援就職セミナー」を開催し、離職者や保育士資格を持つ未経験者等（潜在保育士）の確保を図ったほか、私立保育連盟が主催する就職ガイダンスに要する経費を補助することで、民間保育所への支援を行った。令和5年度以降も民間保育所が保育士確保・定着のために実施する就労奨励金支給への補助を行うなど、民間保育所への支援に取り組んでいく。</p>
<p>③ 私立保育園の適切な定員管理について【有効性の視点】 私立保育園において、設立当初の定員から削減する園が見受けられる。公定価格の観点から、削減の申し出を受けざるを得ないところがあるとのことであるが、基本的には当初の定員を維持してもらえるように、私立保育園とのコミュニケーションに努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 3月31日 定員の減少については、私立保育園と事前の協議を行い、利用園児数の推移や保育士確保状況などを確認し、必要最低限の減少数となるよう調整している。また、保育士不足を背景に当初の定員の維持が難しいという事情があるため、引き続き、私立保育連盟と連携しながら保育士の確保に取り組んでいく。</p>
<p>④ 公立幼稚園の園児の確保について【有効性の視点】 園児数が減少している状況において、全国国公立幼稚園・こども園長会を活用するなどして、園児数の増加につながるような取り組みを行っている先進的な事例などについて情報収集を積極的に行い、四日市市における園児数の確保にも活かせるよう取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 4月30日 全国国公立幼稚園・こども園長会研究大会総会研究大会（奈良大会）や同じく研究協議会（香川大会）にオンラインで参加し、子育て支援や小学校の連携をテーマにした実践を学んだ。また、幼児教育研究協議会（津）に参加し、園長会等で還元を行った。</p>
<p>⑤ 保育園等の整備等における適正な手続きについて【合規性の視点】 保育園等を新規に整備するにあたり、市街化調整区域への設置について、開発許可手続き上、一概に不可とはされないにも関わらず、調整区域であるという理由で保育幼稚園課が認めない事例があったと認識している。開発許可については都市整備部が決定するものであり、保育幼稚園課には許認可権がないことを十分認識し、園の申請等において事業者误解を与えることのないよう、正しい対応に努めること。</p>	<p>【継続努力】 令和 5年 4月30日 ご指摘の事例における具体的な経緯は不明であるが、開発許可制度は都市整備部が所管しており、開発許可に関する相談については、開発審査課で行っている旨、案内し、適切な手続きを進める。</p> <p>【措置済】 令和 5年10月31日 ご指摘の事例における具体的な経緯は不明であるが、開発許可制度は都市整備部が所管しており、開発許可に関する相談については、開発審査課で行っている旨、案内し、適切な手続きを進めた。</p>
<p>⑥ 保育環境の整備について【効率性・有効性の視点】 公立幼稚園での3歳児の受け入れを進めることで、保育需要の高い0歳から2歳児を保育園で受け入れやすい環境をつくることができると考えられる。私立保育園の認定こども園化も含め、より広い視野に立って保育環境の整備を考えること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 4月30日 公立幼稚園の3歳児の受け入れについては、公立幼稚園がこども園に移行する際に、教育認定3歳児の受け入れを行う予定である。また、私立保育園のこども園への移行についても、移行を希望する園や関係機関と協議しながら進めている。</p>

<p>⑦ 園と地域との連携について【有効性・住民福祉の向上の視点】</p> <p>ア 園と地域との連携において、様々な協議会等が設立されることもあると思われるが、こうした協議会等の活動については各園独自で行うにとどまらず、その方向性や内容について保育幼稚園課も確認の上で進めるなど、課と園等における連携をしっかりと行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 4月30日</p> <p>幼稚園・こども園は、地域住民、保護者等と協働して、園づくりビジョンの実現を図るため、園づくり協力者会議を設置している。年3回の園づくり協力者会議報告書や、年度末に各園が実施している園関係者評価を課で供覧し内容把握に努めている。園関係者からいただいた意見を参考にしながら、次年度の園運営に反映させている。</p>
<p>イ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的として、運動会等への地域の人の参加ができない状況が続いている。運動会等は地域の子どもの成長を見るよい機会でもあることから、今後の感染状況を見ながらではあるが、地域の人の参加ができないか検討を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 4月30日</p> <p>園及び地域での感染状況を踏まえながら、行事の運営については園と共に協議をしており、地域の方に子どもたちの育ちをみていただける方向で検討・調整を進めている。</p>
<p>⑧ 園における子どもの受け渡しについて【有効性の視点】</p> <p>園における保護者と園との子どもの受け渡しについては、特にリスクの高い帰りの際には誰に子どもを受け渡したかなどの確認をしっかりと行うなど、職員にマニュアルを徹底させ、受け渡しにおける事故が生じることのないよう取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 4月30日</p> <p>こどもの安全確認については、各園での職員へのマニュアルの再確認を行い、併せて保護者とも安全管理について共有するよう各園に指導を行った。</p>
<p>⑨ 園における施設環境の整備について【有効性の視点】</p> <p>ア 園に設置される監視カメラについては、子どもたちの安全を守るためにも全方位に向けて設置されるのが望ましく、死角が生じることのないような設置に努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 4月30日</p> <p>修繕計画等に基づき、毎年4園程度監視カメラの更新を行っており、その際、増設が必要か検討・判断している。今後も計画に沿って、適切に監視カメラの設置を行う。</p>
<p>イ 園の周囲のフェンスについては、古い園では大人の腰高までしかないようなものも見受けられる。子どもたちの安全を守るためにも、乗り越えられないものを基準としてフェンスの設置を行うよう努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 4月30日</p> <p>フェンス更新の際は原則1.5mの高さのフェンスに更新している。</p>
<p>⑩ 園における事故の原因把握と再発防止について【有効性の視点】</p> <p>日本スポーツ振興センターの災害共済給付金の制度を通じ、園で発生する事故について、それが園の環境によるものか保育士等の指導によるものかなど、その原因の把握に努めるとともに、その結果を現場への指導につなげ、事故の再発防止に取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 4月30日</p> <p>園で発生する事故について、その都度状況を確認し、それが園の環境によるものか、保育士が連携して見守る中でも子どもの動きの予測ができなかったのはなぜかなど、丁寧にその原因の把握に努め、検討結果や具体策を事故報告書で報告すると共に、必要に応じて、同様の事故の再発防止のため、他園にも園長会（緊急の場合にはメール等も活用）で事故の情報と併せて、予防策・留意点などを情報共有して現場への指導につなげている。</p>
<p>⑪ 園における給食について【効率性・有効性・住民福祉の向上の視点】</p> <p>保育園等における給食において、宗教的な配慮が必要な事例がある。アレルギーを持つ子どもへの対応と同様、しっかりとマニュアルを整え、研修などを通じて周知に努め、今後は問題が生じることのないよう取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 2年 3月 1日</p> <p>宗教的な配慮については、令和2年3月にマニュアル「保育施設の給食に関するハラール対応の考え方」を作成し、市内の全園（公・私とも）に配布及び周知を行っている。今後も研修などの機会に基本事項を確認し、対象となる場合には、家庭と十分に連携して対応をするよう徹底していく。なお、令和5年度は、令和5年5月26日に給食調理員対象の研修会で、再確認を行った。</p>

<p>⑫ 借用物件の取り扱いについて【有効性の視点】 土地の借用について、無償での借用となっている事例が見受けられる。土地の所有者の確認は定期的にはされておらず、所有者が死亡した際の対応に課題もあることから、無償での借用自体の是非も含め、送迎用の駐車場の借地契約のあり方について検討を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 4月 1日 送迎用駐車場として無償借用を行っている土地の所有者は令和5年度当初時点で確認が取れている。無償で借用している場合も定期的に所有者へ連絡を行い、引き続き適切に借用物件の管理を行っていく。</p>
<p>⑬ 園での現金の取り扱いについて【法規性の視点】 園において保護者から現金を徴収する機会があるが、こうした現金管理については事故の生じることのないよう適正管理に努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 4月 30日 園において保護者等から現金を徴収した場合は、基本的に当日銀行へ入金を行っており、園で現金を保管することがないよう徹底している。また、銀行に入金するまでは、鍵付きキャビネットに保管する等適切に管理している。</p>
<p>⑭ 監査に対する適切な取り組みについて【法規性の視点】 前回の監査における意見等に対し、3年経過した現時点においても継続努力となっているものが複数見受けられる。保育幼稚園課のみでは困難なものについてはやむを得ない部分もあるが、可能な限り意見への対応を行うよう努めること。</p>	<p>【継続努力】 令和 5年 4月 30日 時間外の縮減、人員確保、事務処理のチェックに関する項目については、引き続き改善に努める必要があることから、継続努力としたものである。今後とも可能な限り意見への対応を行うよう努める。</p> <p>【措置済】 令和 5年 10月 31日 時間外の縮減、人員確保、事務処理のチェックに関する項目については、引き続き改善に努める必要があることから、継続努力としたものである。今後とも引き続き可能な限り意見への対応を行うよう努めていく。</p>

令和4年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
 2 監査対象 消防本部
 3 監査実施期間 令和4年 8月23日

【総務課】

指 摘

特になし

意 見

- 1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果
 特になし

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<各課共通事項> ① 内部事務管理について【 法規性の視点 】 イ 南消防署（南部分署を含む）において、財務事務、個人情報管理事務について、近年事務処理誤りの発現がある。消防本部全ての課・署において、適正な事務処理が行われるよう、内部牽制の体制を再構築すること。	【 措置済 】 令和 5年 4月30日 財務事務及び個人情報管理事務処理について、今回の定期監査での指摘はなかったが、過去に指摘された事項もある。「会計事務の手引き」等のマニュアルを活用した事務の適正処理及び「個人情報保護法」に関して職員に周知徹底し、チェック体制を強化して内部牽制を構築している。
③ 預金通帳の管理について 通帳と印鑑を別々の場所に保管するとともに、盗難防止強化策として、保管場所をときどき変えることも検討すること。	【 措置済 】 令和 4年11月30日 通帳と印鑑については、以前より別保管しているが、印鑑については、管理職によって不定期に保管場所の変更を行うこととした。
⑤ 出動に対応できる環境整備について 8分消防・5分救急を目標とし、分署の増設や車両の充実等、出動体制の整備に取り組んでいるところであるが、さらにベストなパフォーマンスが発揮できるよう、人員配置を含めた環境整備を行うこと。	【 継続努力 】 令和 5年 4月30日 北西出張所の建設を進めるとともに、西南出張所の新たな出張所整備に向けて土地を取得するなどの職場環境の整備に取り組む。併せて資格取得、昇任、現所属の配属年数などを考慮し、災害現場活動と予防業務などのジョブローテーションを行い、消防職員としての能力向上を図るとともに、個々のライフステージに応じた働き方ができる職場環境の整備に取り組む。 【 継続努力 】 令和 5年10月31日 職場におけるハード面の環境整備に関して、北西出張所は建設工事を進めており、西南出張所の出張所整備に関しては、庁舎の設計業務に取り組んでいる。 また、ソフト面の環境整備に関して、ジョブローテーションや個々のライフステージを考慮した、職員配置を検討している。

<p>⑦ キャッシュレス化への対応について 危険物許可に関する手数料について、現金での取り扱いが多い。事故を起こさないため、また、職員の負担軽減のためにも、キャッシュレス化への対応を研究すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 4月30日 キャッシュレス化やDX化の分野において先進的な取り組みを行っている神戸市消防局を視察したところである。導入については現在検討中であるが、当消防本部として市民や事業者の利便性を高めつつ、職員の負担軽減に向けて、今後とも予防保安課と連携して研究を進める。</p>
<p>＜総務課個別事項＞ 分署長の代替要員の確保について 消防署の各分署において、分署長の年休取得数が少ない。その要因の一つは、分署では、出勤時に分署長が残ることとしているためであり、分署長の代替要員の確保についても検討すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年10月31日 キャッシュレス化の導入による、市民や事業者の利便性向上の効果等について、ヒアリング等をおこない、職員の負担軽減も含めた継続した検討をおこなっている。</p> <p>【 措置済 】 令和 4年11月30日 分署長の代替要員として、消防署と分署が連携して職員の回動を行い、年休取得を促進することとした。</p>

【消防救急課】

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果
特になし

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>四日市市消防団運営費交付金について ア 四日市市消防団運営費交付金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）第2条で規定する6項目の交付対象のうち、「(6)その他市長が認めたもの」に該当としているものが交付金額全体の内、多くの割合を占める。交付要綱において、対象経費を明確にすること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 4月30日 四日市市消防団運営費交付金交付要綱における対象経費を明確にするように要綱の改正（案）を作成し、令和6年度からの施行に向けて消防団と協議を行っている。</p> <p>【 継続努力 】 令和 5年10月31日 四日市市消防団運営費交付金交付要綱における対象経費を明確にするように要綱の改正（案）を作成し、消防団の会議等で協議を行った。 令和6年3月中に改正を行う。</p>
<p>イ 交付要綱では、四日市市消防団規則で定められた定員数で交付金を算定することとしているが、定員割れしている分団が多く存在するため、実態に応じたより適切な交付実績となるよう検討すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 4月30日 令和6年度からの施行に向けて各分団の実員数で交付するように消防団と協議を行っている。 なお、交付金額を算定する基準日についても併せて協議を行っている。</p> <p>【 継続努力 】 令和 5年10月31日 四日市市消防団運営費交付金交付要綱における対象経費を明確にするように要綱の改正（案）を作成し、消防団の会議等で協議を行った。 令和6年3月中に改正を行う。</p>

<p>ウ 実績報告書の早期提出について、申請者に徹底した指導を行うとともに、交付金額の正確な算定を担保するため、交付申請書と実績報告書の精緻な照合について、再徹底すること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 3月10日 消防団の会議、通知で実績報告書を早期に提出するように徹底を図り、提出後、交付申請書と実績報告書の精緻な照合の再徹底を図った。</p>
<p>エ 四日市市補助金等交付規則の趣旨に則り、交付要綱を改正し、上記ア、イ及びウについて反映させること。</p>	<p>【継続努力】 令和 5年 4月30日 令和6年度からの施行に向けて、交付対象、交付金額について消防団と協議しながら四日市市消防団運営費交付金交付要綱の改正を行う。</p> <p>【継続努力】 令和 5年10月31日 令和6年3月中に改正を行う。</p>

意見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(3) 大規模災害時における他市町との応援・受援体制に係るリスク 大規模災害が発生した場合に、実際に本市に応援に入ることが想定される消防隊と、平常時からともに研修等を行うことで交流を持ち、緊急時お互いに役立つような、目で見て分かるような情報発信をすること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 3月10日 大規模災害の発生に備え、年2回（中部ブロック、近畿ブロック）の訓練を実施し、訓練時に本市へ応援が想定される消防隊と交流を図っている。 また、緊急時には、被害情報等を全国の消防機関が共有するシステムが構築されている。</p>

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p><各課共通事項> ① 内部事務管理について【法規性の視点】 ア 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 3月10日 事務処理については、各係で責任を持って確認作業を実施するとともに、法令等に基づいて処理が行われているか、目的に見合った成果が出ているかなども併せて確認を行うことを徹底した。 また、ルールに基づいた事務執行が出来るように所属長等による研修を実施した。</p>
<p>イ 南消防署（南部分署を含む）において、財務事務、個人情報管理事務について、近年事務処理誤りの発現がある。消防本部全ての課・署において、適正な事務処理が行われるよう、内部牽制の体制を再構築すること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 3月10日 財務処理の方法や個人情報に関する事務処理について、研修を実施し、各個人のスキルアップを図ることによりチェック機能の強化を図った。 併せて、上位職による内部牽制体制の構築を図った。</p>
<p>③ 預金通帳の管理について 通帳と印鑑を別々の場所に保管するとともに、盗難防止強化策として、保管場所をときどき変更することも検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 3月10日 管理職で保管場所、通帳管理について適宜確認を実施するとともに、盗難防止策として保管場所（施錠できる場所）も随時変更した。</p>

<p><消防救急課個別事項></p> <p>① スマート信号導入の働きかけについて 出動中の車両事故は、現場にいかにも早く到着するかという業務の性質上、どうしても起こり得るものと考えられる。安全対策として、スマート信号（現場急行支援システム：FAST）の導入について、関係機関への働きかけを検討すること。</p>	<p>【 検討中 】 令和 5年 4月30日</p> <p>スマート信号の導入について、今後、警察等の関係機関と調整を図っていく。</p>
<p>② 消防団分団の定数について 消防団の分団について、多くの分団で定数割れしている状況がある。地区の人口変動もあり、分署の増設もあったことから、定数自体が実態に合わなくなっている可能性もあり、定数の見直しを行うこと。</p>	<p>【 検討中 】 令和 5年 4月30日</p> <p>消防団員の確保については、全国的な問題となっている。本市においても定員を確保できるように消防団のPR活動を実施している。 定数の見直しについては、地区人口などを考慮しながら、消防団と協議していく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 5年10月31日</p> <p>消防団員の定数については、消防団幹部と会議の場等で協議を行っている。 今後も地区人口の変動などの地域事情も踏まえて協議を継続していく。</p>
<p>③ 「みえ消防団応援の店」制度の周知について 県の「みえ消防団応援の店」制度で、本市で約300店の飲食店等が登録され、消防団を応援しているが、この制度自体があまり周知されていない。登録店が増えることにより消防団の活性化につながるため、周知に力を入れること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 4月30日</p> <p>実施主体である三重県消防協会などと協力を図りながらホームページでPRを行うとともに、消防団入団促進キャンペーンなどの機会を捉えて周知を図っており、さらに、商工会議所が会員向けに発行する会報に募集記事を掲載することで、市内事業者に向けて周知を図った。</p> <p>【 継続努力 】 令和 5年10月31日</p> <p>実施主体である三重県消防協会へこの制度のPR活動を実施していくように依頼を行った。 また、三重県消防協会と協力してこの制度をイベント等において周知を図っていく。</p>

【予防保安課】

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p><各課共通事項></p> <p>① 内部事務管理について【法規性の視点】</p> <p>ア 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年12月19日</p> <p>事務処理におけるミス等の防止については、各自が「文書事務の手引き」等で基本的な事項を確認するとともに課内で徹底を図った。引き続き事務能力の向上に努めるとともに、発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、上位職による牽制やサポートを行っていく。</p>
<p>イ 南消防署(南部分署を含む)において、財務事務、個人情報管理事務について、近年事務処理誤りの発現がある。消防本部全ての課・署において、適正な事務処理が行われるよう、内部牽制の体制を再構築すること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年12月19日</p> <p>財務事務は「適正な事務事業推進のためのチェック事項」や「会計事務の手引き」等のマニュアルを活用することで、適正な事務処理が行われるよう徹底を図った。また個人情報管理事務は、個人情報保護法等を再認識させ、上位職による内部牽制体制の構築を図った。</p> <p>引き続き事務能力の向上に努めるとともに、発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、上位職による牽制やサポートを行っていく。</p>
<p>③ 預金通帳の管理について</p> <p>通帳と印鑑を別々の場所に保管するとともに、盗難防止強化策として、保管場所をときどき変えることも検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年12月19日</p> <p>通帳と印鑑はすでに別保管をしていたが、保管場所についても検討を行い、四半期ごとに変更することとした。</p>
<p>⑦ キャッシュレス化への対応について</p> <p>危険物許可に関する手数料について、現金での取り扱いが多い。事故を起こさないため、また、職員の負担軽減のためにも、キャッシュレス化への対応を研究すること。</p>	<p>【継続努力】 令和 5年 4月30日</p> <p>キャッシュレス化やDX化の分野において先進的な取組みを行っている神戸市消防局を視察したところである。導入については現在検討中であるが、当消防本部として市民や事業者の利便性を高めつつ、職員の負担軽減に向けて、今後とも総務課と連携して研究を進める。</p> <p>【継続努力】 令和 5年10月31日</p> <p>キャッシュレス化の導入による、市民や事業者の利便性向上の効果等について、ヒアリング等をおこない、職員の負担軽減も含めた継続した検討をおこなっている。</p>

【情報指令課】

指 摘

特になし

意見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p><各課共通事項></p> <p>① 内部事務管理について【合規性の視点】</p> <p>ア 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 1月 23日</p> <p>文書事務の手引きを活用して、適正な事務を行うために確認すべき事項について周知徹底した。また、上位職に対して発生しやすいミスやそれによって発生するリスクを周知し、決裁時におけるチェック体制の強化を図った。</p>
<p>イ 南消防署（南部分署を含む）において、財務事務、個人情報管理事務について、近年事務処理誤りの発現がある。消防本部全ての課・署において、適正な事務処理が行われるよう、内部牽制の体制を再構築すること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 1月 23日</p> <p>所属職員に対して、会計事務の手引き及び個人情報保護制度の手引きを活用して、制度の概要や注意すべき点について周知徹底した。</p>
<p>③ 預金通帳の管理について</p> <p>通帳と印鑑を別々の場所に保管するとともに、盗難防止強化策として、保管場所をときどき変えることも検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 1月 23日</p> <p>現在、通帳と印鑑は別々の場所で保管し、金庫の暗証番号も人事異動時に変更している。さらなる対策として、鍵の保管場所及び金庫の暗証番号を定期的に変更することとした。</p>
<p><情報指令課個別事項></p> <p>1 1 9 番映像通報システムについて</p> <p>傷病者の状態や災害現場の状況などを、現場到着前に映像で把握することができ、有効なシステムである。もっと活用されるよう周知を図ること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 1月 23日</p> <p>広報よっかいち、ツイッター及びインスタグラムを使用した広報を実施した。また、救命講習や事業所等の訓練時に、映像通報システムのデモンストラーションを行ったり、参加者に対してシステムの概要を説明している。</p>

【中消防署・中央分署・西分署・港分署】

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p><各課共通事項></p> <p>① 内部事務管理について【合规性の視点】</p> <p>ア 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 8月23日</p> <p>所属職員に対して、監査結果を周知するとともに、日常的に確認すべき事項については、職員間での共有を再度徹底した。</p> <p>引き続きミスが生じないように、担当者及び上位職は、各種の規程を活用した内部事務のチェック及び牽制体制に努めていく。</p>
<p>イ 南消防署(南部分署を含む)において、財務事務、個人情報管理事務について、近年事務処理誤りの発現がある。消防本部全ての課・署において、適正な事務処理が行われるよう、内部牽制の体制を再構築すること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年12月15日</p> <p>個人情報の漏えいや目的外使用が発生しないよう、個人情報保護制度の手引きを活用し、公務員として服務規律の徹底を図った。</p>
<p>② リスク管理について</p> <p>救急出動の際の隊員の負傷、火災出動中の車両事故、消火活動中の事故が近年発現している。各消防署において、事故を起こさないよう、リスク管理に取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 8月23日</p> <p>消防本部全体でヒヤリハット事例や事故事例の共有を図り、再発防止に向けた職員の意識を高めた。また、当署としては様々な災害を想定した訓練を企画し、訓練の前後でリスクに関する情報共有を図り、日頃から事故を生じさせないようにリスク管理に努めている。</p> <p>また、年間の業務計画の中で過去の事故事例等による安全教育を実施するなど、事故防止の徹底に努めている。</p>
<p>④ 大規模災害への対応について</p> <p>ア 津波浸水対策については、本市は沿岸部の事業所も多く、事業活動中には相当数の従業員も存在する。事業所の従業員の避難対策も想定し、関係部局と連携し、啓発・訓練を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年12月15日</p> <p>津波浸水対象地域に立地する事業所には、消防法で規定する消防計画の中に大規模災害への対応について明記するよう指導している。また、県等の関係部局とも連携し、査察等の機会を通じて啓発するとともに、消防訓練の実施についても指導している。</p>
<p>イ 本市は、南海トラフ地震のような海溝型地震だけではなく、直下型地震も想定されており、災害への対策・対応も異なる。海溝型地震に加え、直下型地震も想定した住民への啓発や避難訓練を関係部局と連携し、行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年12月15日</p> <p>様々な地震への対応については、地域の防災訓練、消防訓練、中学生への防災教室等の機会を通じて、理解を深めてもらえるよう啓発することとした。今後も、市部局と連携し実効性ある避難訓練を行うよう努める。</p>
<p>ウ 高齢者等の中には、大規模災害が起こった場合に、避難を諦めている人も見受けられる。災害時に、高齢者等を含め全ての人が避難できるような地域における意識付けにも留意し、関係部局と連携し、訓練や啓発を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年12月15日</p> <p>消防本部が行う訓練等を通じて避難の重要性を啓発することとした。今後も、市部局と連携して高齢者等が避難を意識づけられるような訓練が行われるよう努める。</p>

<p>⑤ 出動に対応できる環境整備について 8分消防・5分救急を目標とし、分署の増設や車両の充実等、出動体制の整備に取り組んでいるところであるが、さらにベストなパフォーマンスが発揮できるよう、人員配置を含めた環境整備を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年12月15日 職員の多くは、主に火災救急の現場活動を任務としているため、署所の職場環境は違えども日頃の訓練を通じてベストパフォーマンスが発揮できるよう努めている。今後も引き続き、訓練を重ねることで災害対応に係る練度を高め、市民等の負託に応えるように努める。</p>
<p>⑥ 消防業務のPRについて 期日前投票所になっている消防署では、投票に同伴される子どもに対し、消防車両の案内や啓発グッズの配付など、消防業務に親しみを持ってもらえるような取組みが行われている。選挙や社会見学などに限らず選挙の行われていない平時においても、このような取組みを創意工夫して行い、窓口を訪れる全ての子どもに消防業務・消防職の重要性をPRすること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年12月15日 住民等の来庁は、消防について知ってもらえる絶好の機会であると考えている。様々な機会を無駄にすることなく、これまでと同様に消防車両、装備品の案内や啓発グッズの配布を行い、消防に関するPRを行っていく。</p>
<p>⑦ キャッシュレス化への対応について 危険物許可に関する手数料について、現金での取り扱いが多い。事故を起こさないため、また、職員の負担軽減のためにも、キャッシュレス化への対応を研究すること。</p>	<p>【検討中】 令和 5年 4月30日 総務課及び予防保安課を中心に、キャッシュレス化に向けた研究を行っている。</p> <p>【継続努力】 令和 5年10月31日 引き続き、総務課及び予防保安課を中心に、キャッシュレス化に向けた研究を行っている。</p>

【北消防署・北部分署・朝日川越分署】

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果
特になし

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p><各課共通事項> ① 内部事務管理について【合規性の視点】 ア 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 9月30日 「文書事務の手引き」等を用いた職員研修を実施したうえで、定められたルールに基づく事務の執行を徹底した。また平成26年4月28日付の総務部長通知にあるチェック用一覧を活用し、チェック事項の明確化、見える化を図るとともに、ダブルチェック体制の強化を図った。</p>

<p>イ 南消防署（南部分署を含む）において、財務事務、個人情報管理事務について、近年事務処理誤りの発現がある。消防本部全ての課・署において、適正な事務処理が行われるよう、内部牽制の体制を再構築すること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 8月30日 財務事務、個人情報管理事務にかかる各種規定に基づいた適正な事務処理について再確認し、徹底を図るとともに、個人情報保護にかかる事事例を共有し、再発防止を図った。また、内部牽制の体制について、ダブルチェックの徹底を図った。</p>
<p>② リスク管理について 救急出動の際の隊員の負傷、火災出動中の車両事故、消火活動中の事故が近年発現している。各消防署において、事故を起こさないよう、リスク管理に取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年10月23日 消防本部全体でヒヤリハット事例や、事事例の共有を図り、再発防止に向けた職員の意識を高めた。また、当署としては、車両事故の防止を目的とした自動車学校での走行訓練や、様々な災害を想定した各種訓練のほか、積極的なKYTの実施などを通じて、事故防止の徹底に努めた。</p>
<p>④ 大規模災害への対応について ア 津波浸水対策については、本市は沿岸部の事業所も多く、事業活動中には相当数の従業員も存在する。事業所の従業員の避難対策も想定し、関係部局と連携し、啓発・訓練を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年12月27日 沿岸部の事業所における消防計画や予防規程の策定に際し、従業員の避難計画についてこれまで同様指導を継続するとともに、コンビナート事業所との合同訓練、立入検査等の機会を通じて、事業所従業員の避難対策について啓発を行った。引き続き、市長部局と連携して訓練の啓発、実施に努めていく。</p>
<p>イ 本市は、南海トラフ地震のような海溝型地震だけではなく、直下型地震も想定されており、災害への対策・対応も異なる。海溝型地震に加え、直下型地震も想定した住民への啓発や避難訓練を関係部局と連携し、行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 9月 4日 令和4年度四日市市市民総ぐるみ総合防災訓練への参加を通じて、直下型地震への備えについて啓発を実施した。また市内中学校で実施している防災教室では、起震車を活用して、直下型地震への理解を深め、対策を身に付けるための指導を行った。引き続き関係部局と連携し、ホームページを通じてハザードマップを案内する等、直下型地震への啓発に努めていく。</p>
<p>ウ 高齢者等の中には、大規模災害が起こった場合に、避難を諦めている人も見受けられる。災害時に、高齢者等を含め全ての人が避難できるような地域における意識付けにも留意し、関係部局と連携し、訓練や啓発を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 8月23日 社会福祉施設での避難に関して、消防計画の策定を通じて指導していくことを継続するとともに、市長部局と連携し、各自治会の防災訓練などにおいて、高齢者等の避難行動における共助の重要性や、そのことを意識した避難訓練の必要性について啓発し、実施していく。</p>
<p>⑤ 出動に対応できる環境整備について 8分消防・5分救急を目標とし、分署の増設や車両の充実等、出動体制の整備に取り組んでいるところであるが、さらにベストなパフォーマンスが発揮できるよう、人員配置を含めた環境整備を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年12月14日 本署と分署の人員配置について、ワークライフバランスの達成も考慮した体制を検討し、勤務に就く職員が常にベストなパフォーマンスを発揮できるよう配置した。</p>
<p>⑥ 消防業務のPRについて 期日前投票所になっている消防署では、投票に同伴される子どもに対し、消防車両の案内や啓発グッズの配付など、消防業務に親しみを持ってもらえるような取組みが行われている。選挙や社会見学などに限らず選挙の行われていない平時においても、このような取組みを創意工夫して行い、窓口を訪れる全ての子どもに消防業務・消防職の重要性をPRすること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 8月23日 北消防署と各分署において、日頃から見学に訪れる子供たちに対して実施してきたグッズ配布等の広報活動については、これからも継続するとともに消防について知ってもらい、火災予防等につなげていく絶好の機会ととらえ、車両説明の方法や配布グッズの選定について工夫を重ねていく。</p>

⑦ キャッシュレス化への対応について 危険物許可に関する手数料について、現金での取り扱いが多い。事故を起こさないため、また、職員の負担軽減のためにも、キャッシュレス化への対応を研究すること。	【 検討中 】 令和 5年 4月30日 総務課及び予防保安課を中心に、キャッシュレス化に向けた研究を行っている
	【 継続努力 】 令和 5年10月31日 引き続き、総務課及び予防保安課を中心に、キャッシュレス化に向けた研究を行っている。

【南消防署・南部分署】

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p><各課共通事項></p> <p>① 内部事務管理について【合规性の視点】 ア 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 4年12月21日</p> <p>職員に対し、事務処理におけるミスを防止するよう注意を行うとともに、各承認者に決裁時にチェックを強化するよう指導徹底した。 また、副署長があらかじめ印刷し机上に配置した「適正な事務事業推進のためのチェック事項」と照合し決裁を行うことによりチェック体制の徹底を図った。</p>
<p>イ 南消防署（南部分署を含む）において、財務事務、個人情報管理事務について、近年事務処理誤りの発現がある。消防本部全ての課・署において、適正な事務処理が行われるよう、内部牽制の体制を再構築すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 4年12月21日</p> <p>個人情報の漏えいや目的外使用が発生しないように、個人情報保護制度の手引きを活用し、公務員として服務規律の徹底を図った。 また、決裁時における承認者及び決裁者によるダブルチェック体制を徹底した。</p>
<p>② リスク管理について 救急出動の際の隊員の負傷、火災出動中の車両事故、消火活動中の事故が近年発現している。各消防署において、事故を起こさないよう、リスク管理に取り組むこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 5年 2月23日</p> <p>消防本部全体でヒヤリハット事例や事故事例の共有を図り、再発防止に向けた職員の意識を高めた。また、当署としては、各班ごとに近年の四日市市消防本部における事故事例を中心に安全管理に関する研修を行った。</p>
<p>④ 大規模災害への対応について ア 津波浸水対策については、本市は沿岸部の事業所も多く、事業活動中には相当数の従業員も存在する。事業所の従業員の避難対策も想定し、関係部局と連携し、啓発・訓練を行うこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 4年 9月14日</p> <p>昭和四日市石油などコンビナート企業と連携し訓練を実施した。</p>

<p>イ 本市は、南海トラフ地震のような海溝型地震だけではなく、直下型地震も想定されており、災害への対策・対応も異なる。海溝型地震に加え、直下型地震も想定した住民への啓発や避難訓練を関係部局と連携し、行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 3月 5日 中学生を対象とした防災教室をはじめ、企業、自治会等への訓練指導時において、養老・桑名・四日市断層による直下型地震発生時における本市の被害想定を周知し、その対応対策についても広く市民へ啓発を実施した。 また市施設における避難訓練実施時に当該地震を想定した避難訓練を実施した。</p>
<p>ウ 高齢者等の中には、大規模災害が起こった場合に、避難を諦めている人も見受けられる。災害時に、高齢者等を含め全ての人が避難できるような地域における意識付けにも留意し、関係部局と連携し、訓練や啓発を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 1月下旬 消防本部が行う訓練等を通じて避難の重要性を啓発することとした。今後も、市部局と連携して高齢者等が避難を意識づけられるような訓練が行われるよう努めた。 また、併せて「広報よっかいち」や四日市消防ツイッター等の媒体を活用した広報も行った。</p>
<p>⑤ 出動に対応できる環境整備について 8分消防・5分救急を目標とし、分署の増設や車両の充実等、出動体制の整備に取り組んでいるところであるが、さらにベストなパフォーマンスが発揮できるよう、人員配置を含めた環境整備を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 9月30日 仮眠室を窓の無い個室とし、静穏性を向上させ、仮眠をとりやすくすることにより、職務遂行時にベストパフォーマンスを発揮できるようにした。 今後は、完成した新庁舎の訓練施設を活用し、さらに訓練を重ねることで災害対応に係る練度を高め、市民等の負託に応えるように努める。</p>
<p>⑥ 消防業務のPRについて 期日前投票所になっている消防署では、投票に同伴される子どもに対し、消防車両の案内や啓発グッズの配付など、消防業務に親しみを持ってもらえるような取組みが行われている。選挙や社会見学などに限らず選挙の行われていない平時においても、このような取組みを創意工夫して行い、窓口を訪れる全ての子どもに消防業務・消防職の重要性をPRすること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 9月30日 新庁舎完成にともない、事務所受付に各種広報グッズを通年配置した。 また、職場体験授業にて管轄内の中学生を受け入れPRを行うとともに、南部分署にて行われた職場体験授業参加者にあっても、当消防署敷地においてはしご車搭乗等を行い積極的にPRを行った。</p>
<p>⑦ キャッシュレス化への対応について 危険物許可に関する手数料について、現金での取り扱いが多い。事故を起こさないため、また、職員の負担軽減のためにも、キャッシュレス化への対応を研究すること。</p>	<p>【検討中】 令和 5年 4月30日 総務課及び予防保安課を中心に、キャッシュレス化に向けた研究を行っている。</p> <p>【継続努力】 令和 5年10月31日 引き続き、総務課及び予防保安課を中心に、キャッシュレス化に向けた研究を行っている。</p>

令和4年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
 2 監査対象 総務部 総務課
 3 監査実施期間 令和4年11月18日

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
(4) 意思決定の文書が存在しないリスク 総務課・政策推進課・財政課・教育総務課等で政策法務委員会でのパブリックコメント対象案件把握はもちろんであるが、公文書の作成・保存・保管については、全庁的に不備が散見される。引き続き改善に向けて関係部局と協議を行い、行政のあるべき姿「文書主義の原則」に基づき、事務の適正化に向けて最大限努めること。	【 継続努力 】 令和 5年 7月31日 公文書の取扱いについては、引き続き新規採用職員、所属長向けの研修、文書取扱主任者への啓発を実施していく。その際、公文書の取扱いにおける不備等についても取り上げることでより適正化を図っていく。
	【 措置済 】 令和 5年 9月11日 令和5年9月11日配信の文書取扱主任会議における研修動画の中で、文書事務の適正な取り扱いについて、定期監査で散見された指摘事項を改めて取り上げ周知を行った。また、各所属において職員に再度周知するとともに、文書取扱主任者を中心としたチェック体制をあらためて強化するよう啓発した。

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 選挙管理委員会事務局では厚生労働省の過労死の労災認定基準を超える時間外勤務が行われており、総務課は選挙管理委員会事務局との併任者も多いことから、併任の在り方を再検討すること。	【 措置済 】 令和 5年 4月28日 令和4年度における時間外勤務が年間360時間を超える職員は0人であるが、総務課においても選挙事務における事務の効率化による時間外勤務の削減に引き続き取り組むとともに、直近の選挙での時間外勤務実績をふまえ、選挙管理委員会事務局と総務課併任者との事務分担について都度協議しつつ調整していくこととした。
(3) 条例等の改正を担当課が見逃すリスク 法令改廃情報は、庁内掲示板等を活用し、全庁的に提供しているが、条例や規則などの改正もれ的事案も見受けられる。再発を防止するため、総務課として全庁的にサポートを強化すること。	【 措置済 】 令和 5年 4月 1日 週1回庁内掲示板に法令改廃情報を掲示するとともに、条例等の改正の必要があるものについては担当課に確認を促すことで改正漏れの防止を図っている。

<p>(5) 働き方改革に対する認識が不足となるリスク 業務の見直しの必要性を共有・意識啓発し、 データ活用により事務を大胆に見直す必要性を全 庁的に共有し、ICT戦略課とともにDX（デジ タルトランスフォーメーション）を期間を定めて 推進すること。また、管理職の長時間労働につ いても、働き方改革の観点では非管理職との区別 はないことから、管理職の長時間労働の把握の手法 について、全庁的に検討すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 7月31日 ICT戦略課において、令和3年度策定の四日市 市情報化実行計画に基づき、令和7年度までの期間 を定めて自治体DXを推進しており、働き方改革推 進室においても横展開を図るために優良事例の紹介 を行うなどデジタルを活用した業務の効率化に取り 組んでいる。 また、全庁的に働き方改革を推進していくには、 管理職の長時間労働の実態を把握することも必要で あるという認識を人事課と共有するとともに、管理 職の時間外勤務時間の把握方法については、人事課 の動向を今後も注視していく。</p>
	<p>【 措置済 】 令和 5年11月 6日 ICT戦略課において、令和3年度策定の四日市 市情報化実行計画に基づき、令和7年度までの期間 を定めて自治体DXを推進しており、働き方改革推 進室においても横展開を図るために優良事例の紹介 を行うなどデジタルを活用した業務の効率化に取り 組んでいる。 また、管理職の長時間労働については、実態把握 の必要性の認識を人事課と共有したうえで、人事課 がその管理方法について引き続き研究していくこと を確認した。</p>

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① 内部事務管理について【合规性の視点】 ア 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務 処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に 関する知識不足や単純なミスに加えて所属内での チェック・牽制体制が十分に機能していないこと に要因がある。所属長は定められたルールに基づ いた事務執行の意識を職員に定着させるととも に、所属において発生しやすいミス等によるリス クを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化 して確認するなど、内部チェック体制を整備し て、内部事務管理の徹底を図ること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 7月31日 監査結果について所属内で供覧するとともに、毎 年テーマ別を実施している職場研修において指摘の あった事務処理誤りを中心に取り上げ、再発防止を 図る。 また、特に支出関係事務の誤りについては毎年定 期的に実施する自己検査の結果についても課内で共 有し、啓発していく。</p> <p>【 措置済 】 令和 5年 9月11日 監査結果について所属内で供覧するとともに、毎 年テーマ別を実施している職場研修において指摘の あった事務処理誤りを中心に取り上げ、再発防止を 図ることとした。これに先んじて、令和5年9月1 1日配信の文書取扱主任会議における研修動画の中 で、文書事務の適正な取り扱いについて、定期監査 で散見された指摘事項を改めて取り上げ、所属内で の周知を行った。 加えて、特に支出関係事務の誤りについては毎年 定期的に実施する自己検査の結果についても課内で 共有し、啓発していくこととした。</p>

<p>イ 委託業務における履行確認が文書管理上適切に行われていない事例が、全庁的に頻発している。決裁文書の作成は行政活動の根幹であり、市民への説明責任を果たすためにも重要な行為である。現状を認識し、総務課は、あらゆる分野で文書の適正管理が行われるよう関係部局と協議するとともに、所属長・文書取扱主任者・会計事務担当者の研修等や庁内掲示板などを活用し、職域職階を超え、全ての職員に対し、発注業務を含めた行政活動における適正な決裁のあり方に関係部局とともに周知し、職員の適正な文書作成に対する意識の向上を図ること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 7月31日 毎年総務課主催で実施する所属長研修において、会計管理課から会計事務についての研修を実施させるとともに、文書管理の観点からは所属長研修に加え文書取扱主任会議等を通じて総務課としても周知啓発を行っていく。 また、契約事務や会計事務といった財務に関する事項については、関係所属と連携し所属長研修の場を活用して周知しているが、監査において全庁的に指摘のあった項目については総務課としても取り上げ、全所属の意識向上を図る。</p> <p>【 措置済 】 令和 5年 9月11日 総務課主催で作成し、令和5年9月11日から動画配信した所属長研修において、会計管理課から会計事務についての留意事項として研修を実施させるとともに、文書管理の観点からは所属長研修に加え、同日開催の文書取扱主任会議を通じて周知啓発を行った。 また、契約事務や会計事務といった財務に関する事項についても、関係所属と連携し所属長研修の場を活用して周知した。監査において全庁的に指摘のあった項目については総務課としても取り上げ、全所属の意識向上を図った。</p>
<p>ウ 文書事務の手引きを行政内部システムの庁内情報提供に掲載しているが、常に最新の状態にしたうえで、職員が活用しやすい状況にしておくこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 5年 4月 1日 文書事務の手引きについては、文書収発業務等とあわせて総務課専用ページを作成し、行政内部システムの庁内情報提供にリンクを貼って職員が参照できるようにしているほか、各種職員向け研修においても毎回テーマに沿って必要な事項を抜粋し、内容について啓発している。今後インボイス対応等で改正の必要が生じた場合には、改正を行ったうえで庁内掲示板等を活用して全職員に向け周知していく。</p>
<p>② 働き方改革について【有効性の視点】 働き方改革推進室の事務分掌に働き方改革の推進に係る総合調整及び事務の推進とあるが、時間外勤務時間の縮減と過労死の労災認定基準の評価しか見受けられない。推進の内容や質が重要である。デジタル化により定例事務の縮減となるよう職員一丸となってあるべき姿を議論し、方向性を見出すこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 5年 4月 1日 市長を本部長とし、各部局長で構成される働き方改革推進会議において、年度当初に方針や実施内容を決定し、働き方改革の推進に向けた取り組みを実施している。令和5年度は新たに、各所属にて協議の上、同じ目標に向かって行動していけるように働き方改革アクションプランの設定を行い、職員一丸となった取り組みを行っている。</p>
<p>③ 内部統制について【有効性の視点】 ア 内部統制を管理する所属が見受けられないが、近い将来体制を整備する必要がある。地方制度調査会の動きを見据え準備を行うこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 4年11月25日 総務省のホームページに掲載されている地方制度調査会の小専門委員会資料等を確認した。今後も引き続き動向を注視していく。</p>

<p>イ 一般職員はOJTで一定水準レベルに到達させることも有効であるが、指導する職員の理解が深くなければならず、法務・文書管理については、総務課が主導する形で資格取得等についても意識を醸成すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 7月31日 8月中に開催予定の文書取扱主任者会議において、主に所属内の職員を文書の作成及び取扱いに習熟させるべき文書取扱主任者向けに文書情報管理士、公文書管理検定等の資格取得について啓発を行っていく。</p>
	<p>【 措置済 】 令和 5年 9月11日 令和5年9月11日に配信した文書取扱主任者会議における研修動画において、主に所属内の職員を文書の作成及び取扱いに習熟させるべき文書取扱主任者向けに文書情報管理士、公文書管理検定等の資格取得について啓発を行った。</p>

令和4年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- | | | |
|---|--------|-----------------|
| 1 | 監査の種類 | 定期監査（財務監査・行政監査） |
| 2 | 監査対象 | 総務部 人事課 |
| 3 | 監査実施期間 | 令和4年11月18日 |

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準を上回る勤務状況が発現し、かつ職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、AI技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に早急に取り組み、過労死認定基準を上回る状況の解消を実現すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 7月31日</p> <p>時差勤務の導入や週休日振替制度の徹底により、職員の意識改革や時間外勤務時間の縮減に努めるとともに、業務の効率化を図るため、AIやRPA等の導入に向けた調査や検証、検討を引き続き行った。</p> <p>しかし、定年延長や共済の制度改正への対応に伴う業務量が増加したことによって、令和4年度は年間360時間を超える職員が人事課では2名増加した。</p> <p>今後も引き続き、リモートワークの導入や業務の見直し、生成AIの活用等による業務改善をはじめとする業務の効率化を図るなど、ワーク・ライフ・バランスの確保や時間外勤務時間数の適正化に取り組んでいく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 6年 1月31日</p> <p>各職員による年間の時間外勤務計画の作成と各所属長の実績に基づく進捗管理、時差勤務・リモートワークの導入(令和5年度から本格実施)、週休日振替の徹底等により、職員の意識改革や時間外勤務時間の縮減に努めるよう継続的に努力を行っている。</p> <p>令和5年度に各所属における働き方改革アクションプランの設定を行い、働き方改革推進室や各所属と協力し、業務の見直しや業務改善をはじめとする業務効率化を図り、現時点で前年比約10%の時間外勤務の削減効果があった。</p> <p>今後も引き続き、ワークライフ・バランスの確保や職員の健康維持のために、時間外勤務の削減に取り組んでいく。</p>

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

意見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(4) 職員配置におけるリスク</p> <p>① 市役所は法律に基づき事業を実施しているが、その基となる法律の知識が十分でない職員も見受けられる。職員研修所と連携して職員の育成を図り、職員の昇格や配置において職員が持つ法務能力や保持している資格を考慮することで各所属における知見の向上を図ること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 4月 1日</p> <p>職員研修所が実施する階層別研修において、法務研修を実施しており、今後も引き続き職員研修所と連携を図りながら職員の法務能力の向上に努める。また、職員配置については、毎年、職員から提出される自己申告書等を参考に職員の能力や適性を重視した職員配置を行っているほか、昇格についても、経験年数だけでなく、能力や実績、適性を反映した取り組みを進めている。</p>
<p>② 管理職への登用について、男女を問わず、職位を経験させることで人材育成や潜在能力の発揮につながることも期待できる。広い視野を持って人材登用を検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 4月 1日</p> <p>性別を問わず、職員本人の意欲や若手や中堅職員の頃から様々な職務経験を重ね、能力の向上を図ることは重要であり、様々な角度から適性を評価し管理職への登用を行っていく。</p>
<p>③ 職員の定期人事異動は、主に毎年度4月1日付で異動を発令している。各所属における業務継続の視点から、管理職・非管理職に分けた人事異動や、年度途中における人事異動についても研究すること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 4月 1日</p> <p>人事異動については、各所属における職員配置バランスと在籍年数等を考慮した上で、業務継続の視点も意識した取り組みを行っている。また、年度途中異動については、これまでも国体の開催準備や新型コロナウイルス感染症への対応のため実施しており、引き続き、社会情勢の変化や様々な行政課題へ対応するため、適切な人事異動を行っていく。</p>
<p>(6) 職員の病気休職におけるリスク</p> <p>病気休職している職員を減らすためにも、職場復帰フォローアップ面談など心理的支援を図ることや働く意欲が高まる職場環境の改善に努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 4月 1日</p> <p>こころの健康問題により病気休職を取得していた職員の円滑な職場復帰と業務継続のため、職員と所属長に対し職場復帰後3ヶ月間、月1回カウンセラーによる面談を実施している。面談では新たな問題により、疾患の再燃・再発はないか本人に確認するとともに、所属長へは職場環境の改善や同僚への配慮等職場としての関わりについて助言を行うなど、本人の心理的負担の軽減を図るよう今後についても継続していく。</p>

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① 内部事務管理について【合规性の視点】</p> <p>内部事務の基本的な部分で、事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 4月 1日</p> <p>これまで発生した事務処理誤りの内容を職場内で共有するとともに、適切な事務処理手順等の再確認を行った。今後も適切な内部事務管理を行うため、管理職だけでなく、担当以外の職員による複数チェックを徹底し、事務処理誤り等を未然に防ぐ体制を構築していく。</p>

<p>② 四日市市職員共済会について【有効性の視点、 合規性の視点】</p> <p>四日市市職員共済会へ補助金を交付しているが、ここ2年間は新型コロナウイルス感染症の拡大により、実施事業が縮小して繰越金が増加している。補助金事業に関しては年度末に精算を行うなど、適正な補助金の執行に努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 4月 1日</p> <p>四日市市職員共済会への補助金（共済会運営費）については、要綱により会費収入と同額を補助している。一方で事業内容、事業予算については、共済会理事会や共済会評議員会で審議されている。令和5年度においては、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い文化体育イベントの増加が見込まれることや通勤時間の削減による負担軽減を目的とした市内への転居に伴う引っ越し等費用の助成を新規で開始するなど前年度よりも多くの支出を見込んでいく。今後についても、他市の事例を調査・研究するなど、会員の福利厚生につながる事業内容を実施していく。</p>
<p>③ 市職員の時間外勤務の削減について【有効性の 視点】</p> <p>ア 長時間の時間外勤務は、職員の健康への影響や業務の効率面からも望ましくない。そのため、各職員が年間の時間外勤務計画を作成して各所属長が実績に基づく進捗管理を行っている。長時間の時間外勤務が発現している所属には、時間外進捗管理シートを毎月作成させて報告を受けるとともに、改善が見られない所属については、令和3年度に働き方改革推進・デジタル化推進担当理事が所属長面接を実施している。引き続き、働き方改革推進室や関係部局と連携して長時間の時間外勤務の抑制を図ること。また、管理職・非管理職に関わらず働き方改革は必要であり、管理職の時間外勤務時間の把握方法を研究すること。</p>	<p>【継続努力】 令和 5年 7月31日</p> <p>各職員による年間の時間外勤務計画の作成と各所属長の実績に基づく進捗管理、時差勤務・リモートワークの導入、週休日振替の徹底等により、職員の意識改革や時間外勤務時間の縮減に努めるよう継続的に努力していく。</p> <p>令和5年度に各所属における働き方改革アクションプランの設定を行い、働き方改革推進室や各所属と協力し、業務の見直しや業務改善をはじめとする業務効率化を図り、時間外勤務の削減に取り組んでいく。</p> <p>管理職の時間外勤務時間の把握方法については、21時以降の退庁記録により管理を行っているが、さらに有効な方法について引き続き研究していく。</p> <p>【措置済】 令和 6年 1月31日</p> <p>各職員による年間の時間外勤務計画の作成と各所属長の実績に基づく進捗管理、時差勤務・リモートワークの導入(令和5年度から本格実施)、週休日振替の徹底等により、職員の意識改革や時間外勤務時間の縮減に努めるよう継続的に努力を行っている。</p> <p>令和5年度に各所属における働き方改革アクションプランの設定を行い、働き方改革推進室や各所属と協力し、業務の見直しや業務改善をはじめとする業務効率化を図り、現時点で前年比約10%の時間外勤務の削減効果があった。</p> <p>管理職の時間外勤務時間の把握方法については、21時以降の退庁記録により管理を行っているが、さらに有効な方法について引き続き研究していく。</p>

<p>イ 総務省では地方公共団体の職場におけるマイナンバーカードの活用を推進しており、他の都市ではマイナンバーカードを職員証として活用している事例もある。職員の時間外勤務の管理について、ICTを活用した時間外勤務の実態把握の手法を研究すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 7月31日 職員の時間外勤務の管理については、庶務事務システムにより行っている。マイナンバーカードの活用も含めたICTを活用した手法としては、出退勤管理と考えられるが、退勤時間が時間外勤務終了時間とは限らないため、出退勤管理をした場合でも時間外申請は別に行う必要がある。費用対効果の観点も含めて、時間外勤務の実態把握の手法を引き続き研究していく。</p> <p>【 措置済 】 令和 6年 1月31日 職員の時間外勤務の管理については、庶務事務システムにより行っている。マイナンバーカードの活用も含めたICTを活用した手法としては、出退勤管理と考えられるが、退勤時間が時間外勤務終了時間とは限らないため、出退勤管理をした場合でも時間外申請は別に行う必要がある。出退勤管理システムを導入した場合、退勤時間と時間外勤務時間の把握及び比較はできるが、現在の時間外勤務申請は引き続き必要であること、また、システム導入コスト及び維持管理コスト(約3,000万円+α)が新たに発生することから、効果に対して費用が過大であると考えられる。 今後も、ICTを活用した時間外勤務の実態把握の手法を引き続き研究していく。</p>
<p>ウ 次年度の予算に向けて調整した職員定数と実際に配置できた職員数には病気休職している職員などにより乖離が生じている。そのことにより、時間外勤務の増加につながる要因になりえるので、職員定数管理のあり方を研究して働き方改革に活かすこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 5年 4月 1日 職員定数管理については、各所属における業務内容と職員の産・育休及び病休取得状況のほか、採用・退職者数など様々な要素を考慮した上で行っている。今後も、業務内容に応じた適正な職員数の配置を進めることで、時間外の削減と働き方改革に取り組んでいく。</p>
<p>④ 育休取得の推進について【有効性の視点】 イクボス宣言を取り入れた後の男性職員における育休の取得人数及び期間は増えており、育休の利用も普及してきていることがうかがえる。育休制度の更なる認知を図ることで取得しやすい職場環境に変えて、職員全体の育休取得の推進を図ること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 5年 4月 1日 毎年「四日市市職員子育てハンドブック」を掲示し、育休をはじめとする子育て支援のための制度を周知するとともに、男性職員については育休を取得するかの意思を確認するよう所属長に義務付けることで、育休の更なる認知を図り取得しやすい職場環境にしていくために、引き続き職員全体の育休取得の推進を図っている。</p>

令和4年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
 2 監査対象 総務部 職員研修所
 3 監査実施期間 令和4年11月17日

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(4) 各研修等実施団体に支出する負担金が有効活用されないリスク</p> <p>三重県地方自治研究センター会費について、人口割に基づき会費も多く負担している四日市市としては、積極的な発言を行い、会費に見合う有意義な活動がなされるようにする必要がある。また、得られた有益な情報は、デジタル化して職員掲示板に掲載するなど、多くの職員の目に触れるような工夫をして全庁的な効果を高めること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 7月20日</p> <p>三重県地方自治研究センターは、研究員及び有識者を中心に地方自治に関する共同研究や講演会・セミナーの開催等を実施しており、本市からも調査研究活動や講演会に参加している。令和4年度は、「地方分権改革の在り方研究会～コロナ禍を契機として考える～」に参加し、他市町の職員と活発な意見交換を行った。また、機関紙「地方自治みえ」や調査研究報告書等により、先進的な取り組みや自治体における課題など有益な情報を入手することができることから、職員掲示板に掲載し、職員に周知した。</p>

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① 内部事務管理について【合規性の視点】</p> <p>内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年10月 4日</p> <p>監査で指摘された事務処理について、所属内の全職員に対し情報共有し、再発防止に努めるよう注意喚起した。事務執行に当たっては、各担当者が「会計事務の手引き」や「文書事務の手引き」等に基づき、適正な事務処理を行うとともに、「適正な事務事業推進のためのチェック事項」等を活用し、可能な限り複数の職員によるチェックを徹底することとした。引き続き、適正な内部事務管理に努めていく。</p>
<p>② 研修の受講しやすさについて【有効性の視点】</p> <p>研修の時期について、年度当初や年度末は避けず、年度途中の各部局ごとの繁忙期を避けることは困難である。受講対象者の学びを深めるため、日程の選択を可能にすることや、一堂に会する研修も確保しつつ、動画による受講も取り入れることなど、引き続き、実施形式の工夫を考えていくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 3月20日</p> <p>新規採用職員研修や新任研修については年度当初に研修を実施することが望ましく、また、各業務の繁忙期が異なることから、集合研修において対象者全員が受講しやすい日程で研修を実施することは難しい状況にある。しかしながら、研修受講報告書等の意見を踏まえ、研修日程の調整を行うとともに、多人数の研修においては、複数のグループに分けるなど、受講日の選択を可能としている。引き続き、オンライン研修等も含め、受講しやすい研修体制に努めていく。</p>

<p>③ 各研修業務委託の単独随意契約について【経済性の視点、公平性の視点】 単独随意契約を締結することが多い研修業務委託について、現在の契約相手方との契約締結を続けるだけでなく、他自治体との情報共有も行い、よりよい内容を取り入れるべく、契約相手方の検討を適宜行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 4月28日 研修には職員研修所職員が同席し、委託内容の履行確認を行っている。また、研修内容や受講している職員の状況を把握し、研修受講報告書等の意見を踏まえ、よりよい研修となるよう次年度の研修につなげている。特別研修等においては、毎年、同じ職員が受講する可能性もあることから、新たな契約業者を選定するため、三重県市町総合事務組合や市町村アカデミー等の講師を参考にニーズにあった研修内容に努めている。令和5年度も新たな委託業者と契約を行った。</p>
<p>④ 研修内容について【有効性の視点、住民福祉向上の視点】 市職員は、法律や制度などを、文章のみの理解でなく、実際の現象に当てはめて理解する必要がある。窓口対応におけるコミュニケーションでのトラブルなど、実際に起こった事象を研修材料として用いることは、特に接遇の研修として有効であり導入を検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 4月 6日 接遇研修やハラスメント防止研修、クレーム対応研修等において、最近の実例を交えて研修を行っており、講義だけでなく、演習としてロールプレイングやペアワークなどを実施することにより、効果を高めている。引き続き、受講者参加型の研修を実施していく。</p>
<p>⑤ 資格取得等奨励金について【有効性の視点】 ア 資格取得等奨励金は消防職員や専門性を求められる職員の利用が多く事務職員の申請が少ないが、事務処理の法的根拠についての理解が不十分と思われる職員も見受けられる。非管理職職員に対するOJTを有効にするためには指導に当たる職員のスキルアップが急務とを感じる。指導職員の基本的な資格取得の促進や、インセンティブの導入の検討などにより、利用しやすい制度とすること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 4月 1日 職員が直接的業務に関する法的根拠等について理解を深めるためには、OJT研修や派遣研修が有効である。派遣研修は、職員自身の視野を広げ、企画立案能力や専門的な実務能力を養成し、他自治体職員とのネットワークを構築することができる。一方、資格取得奨励金は、職員の資質向上や能力開発のインセンティブとして働くことを目指した補助金である。また、令和5年度から交付対象を拡大し、育児休業中等の職員についても対象とし、広く活用できる制度とした。</p>
<p>イ 仕事に役立てるため取得する資格には、その後の更新が必要なものが多い。その時間を公務とするか私用とするかの基準については、職員の資質向上の観点から必要に応じて見直しを検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 4月11日 資格取得等奨励金は、職員の自己啓発意欲を醸成し、職員の資質向上と自らの能力開発を図るため、職務遂行上有用と認められる資格等を取得した場合に交付されるものである。また、資格更新にかかる費用は対象経費として認めておらず、自主研修に位置付けられていることから、当該研修にかかる時間については公務外と解している。しかしながら、引き続き、資格取得等奨励金を多くの職員に活用してもらえよう、職員掲示板等に掲載し、周知に努めていく。</p>
<p>⑥ 図書の貸出しについて【有効性の視点】 研修図書を利用する職員の減少は感染症対策も理由の一つであろうが、例えばウィズコロナの行政運営に資する図書の導入等、最新の図書も含め、職員が活用したくなる資料の提供に努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 3月27日 高度・多様化する行政課題に的確に対応できるよう職員の能力開発及び資質向上を図ることが重要であり、図書の活用は有効である。令和4年度は、マネジメント等の図書を購入した。引き続き、図書の充実に努め、職員掲示板等で周知し、利用拡大に努めていく。</p>

令和4年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
 2 監査対象 総務部 調達契約課
 3 監査実施期間 令和4年11月15日、11月24日

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、AI技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 7月13日</p> <p>ノー残業デーや休暇取得について積極的に声掛けを行い、課内や係内での情報共有をL o G oチャットで行うなど、業務効率化の取り組みを行った。 令和3年度に年間360時間を超える時間外勤務を行った職員は1名であったが、令和4年度にはいなかった。 今後においても継続し時間外勤務の縮減に努めていく。</p>
<p>(3) 各所属の適正な契約事務の執行における内部統制上のリスク ① 庁内の契約業務を所管している調達契約課においては、契約における基本的な法的根拠などを改めて認識し、職員の育成に努めること。 また、契約事務等において新たな取り組みを行う際には、法的に問題がないか確実に整理し、誤った事務執行によって市の信用を失墜させることにならないよう、各課の指導にあたること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 2月17日</p> <p>「四日市市契約施行規則」をはじめ、「出納会計事務実務研修会資料」「物品、業務委託等随意契約ガイドライン」を活用しながら契約事務を行うことに加え、新たな契約事務を行う際には事前に法的根拠を確認することを徹底するよう周知した。</p>
<p>② 各所属で行う契約事務においては、その区分が工事請負契約であるのか業務委託契約であるのか、その契約は請負契約なのか委任契約のかなどがはっきりと認識されていないなど、契約事務に対する理解が不十分と思われる事例が散見される。こうした状況を改善するため、委任契約をはじめとした契約事務の基本的なルールや書類の記載事項、確認すべきポイントなどについて、あらためて各課に示すとともに、全庁的に契約事務が適正に執行されるよう取り組むこと。 また、現在原課契約工事に対して行っている抽出実査については、業務委託契約に対する実施についても検討すること。</p>	<p>【継続努力】 令和 5年 7月31日</p> <p>各所属で行う契約事務においては既に掲示板の重要通知集で周知を行っているが、契約区分など確認すべきポイントについて改めてまとめ、各所属が契約事務をより適正に執行できるような内容に改善し、周知を図っていくことを検討する。 また、業務委託契約に対しても抽出実査を実施する体制を検討していく。</p> <p>【措置済】 令和 6年 1月31日</p> <p>「四日市市原課契約委託業務取扱要領」を定め、令和6年度から原課で契約している委託契約において抽出実査を行うこととした。 今後は、抽出実査により、原課契約で理解が不十分と思われる事例があれば、掲示板等で周知を図り、全庁的に契約事務が適正に執行されるよう取り組んでいく。</p>

<p>③ 各所属で行う業務委託契約などにおいて、履行確認が不十分と思われる事例が全庁的に頻発している。契約の受託者から完了届などで履行についての報告があった際には、その確認を確実にを行うなど、適切な履行確認が行われるよう、マニュアルの整備や各所属等への周知に努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 7月31日 掲示板の重要通知集に掲載してある「自所属で行う業務委託契約のマニュアル」に履行確認について追記することで、各所属への周知を図った。</p>
---	--

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置 (具体的内容) ・対応状況
<p>① 内部事務管理について【法規性の視点】 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 2月17日 「会計事務の手引き」を活用し、支出先、支出金額、支払期限、添付書類等及び請求書・納品書の宛名の記載について、複数の職員によるチェックを徹底することを周知した。</p>
<p>② 電子入札システムについて【効率性の視点・有効性の視点】 ア 工事契約において導入されている電子入札については、業者の負担軽減とともに、調達契約課の事務負担の軽減にもつながっており、また入札結果が早く出るなど契約事務の円滑な執行にも寄与している。一方で、物品・業務委託契約においては、入札方法や対象業者など工事とは異なる点もあり、電子入札の導入には課題がある状態であり、他の自治体の状況把握に努めるなど、今後の導入に向けて取り組みを進めること。</p>	<p>【継続努力】 令和 5年 7月31日 物品・業務委託契約においても令和5年10月から一部電子入札を導入する予定であるが、既に電子入札を導入している他市町村の情報収集を行うことで、物品・業務委託契約における電子入札の対象範囲拡大の検討を行っていく。</p> <p>【措置済】 令和 5年10月 1日 既に電子入札を導入している鈴鹿市から情報収集を行い、物品の少額見積合わせにおいて、令和5年10月から電子入札システムの導入を行った。</p>
<p>イ 電子入札システムを導入することで、業者や職員の手続きにおける負担が軽減されたとのことであるが、それ以外の効果や導入によって生じた課題などについても把握に努め、必要に応じて適切な対応をとること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 7月31日 電子入札システムの導入により、システム障害が発生した場合、入札・開札手続や落札者決定手続等を行うことができないという新たな課題が生じた。このことについては、電子入札システムの運用管理会社である株式会社日立システムズと引き続き連携し、本市で生じた課題を共有することなどにより、システムの安定的な運用を確保していくことや、万が一、相当長期にわたるシステム障害が発生した場合における入札・契約手続の代替手段について、課内で意識の共有を図った。</p>
<p>③ インターネットオークションの活用について【経済性の視点・効率性の視点・有効性の視点】 ア 現在消防車両等で実施しているインターネットオークションについて、可能であれば対象を拡大するなど積極的に活用できないか、その効果も含めてしっかりと情報収集を行うこと。</p>	<p>【継続努力】 令和 5年 7月31日 インターネットオークションを活用している他市町村にヒアリングをかけて対象範囲や効果、課題点など情報収集を行っていき、本市でも対象を拡大できないか検討を行っていく。</p> <p>【措置済】 令和 5年10月20日 インターネットオークションのメリット・デメリットを考慮した結果、インターネットオークションの対象範囲は現行同様とする。ただし、今後メリットが大きいと判断するものがある場合は、その都度対象範囲の検討を行う。</p>

<p>イ インターネットオークションでの不用車両売却にあたっては、民間会社を経由した入札保証金の受理が行われているが、法的な課題がないか改めて整理すること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 7月31日 入札保証金は自治法施行令第167条の7第1項により市の規則にて定めることとされ、同条第2項で市長が確実と認める担保の提供をもって代えることができることとされている。本市でも、契約施行規則において、K S Iが保証することをもって担保とする旨を規定しているので、民間会社を経由した入札保証金の受理について法的な問題はないことを総務課に確認を行った。</p>
<p>④ 適切な契約事務の執行について【経済性の視点・効率性の視点・有効性の視点】 ア 競争入札においては最低制限価格制度が運用されているが、公正かつ適正な競争が実施され、業者の育成につながるよう、現行制度の課題をしっかりと把握し、必要に応じて適宜制度改正を行うなど、適切な契約事務の執行に取り組むこと。 また、現在の社会情勢を理解し、幅広く情報収集に努めるなど、従来の考えにとらわれることなく、時代に即した制度運用ができるよう、職員の育成に努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 7月26日 工事担当課及び契約担当課から入札・契約制度に関する課題を集約し、入札制度等改善検討部会で協議・検討するなど、常に入札契約制度の改善に取り組んでいる。最近では、令和5年7月26日に入札制度等改善検討部会を開催した。また、令和5年1月16日に建設業者と、令和5年1月31日及び令和5年6月23日にはコンサル業者と意見交換を行い、工事担当課及び契約担当課で当該情報を共有するなど、社会情勢の把握及び職員の育成を行った。 時代に即した制度運用ができるよう、引き続き情報収集及び制度の見直しに努めていく。</p>
<p>イ 四日市市の事業者であることを条件とした入札を行う際には、地元の業者に活躍してもらおうという観点からも、実際に四日市市内に事務所がある事業者であるかといった確認を確実に行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 4月 1日 測量・調査・設計業務における市内受任者の認定は、本市が行っている。市内受任者の認定を新規で行う際には、当該営業所等が「測量・調査・設計業務における四日市市内受任者の認定基準要領」第3条の認定要件を満たしていることについて、実態調査を行っている。 また令和5年度からは、市内受任者が引き続き認定要件を満たしていることを確認するため、現地確認を伴う特別継続調査を行うよう改めた。</p>

令和4年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
 2 監査対象 総務部 工事検査課
 3 監査実施期間 令和4年11月16日

指 摘

特になし

意 見

- 1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

- 2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① 原課契約工事について【有効性の視点】 原課契約工事においては、仕様書に形状・数量等の記載がないものや担当者が工事内容を把握しきれていないもの、また、工事請負契約と業務委託契約の区分があいまいとなっているもの等の事例が散見される。原課契約工事事務取扱要領や工事執行規則等に基づき、仕様を定めたり、工事材料の単価等の参考資料や工事にあたる業務を例示するなど、担当課が工事内容を十分把握したうえで発注できるよう、また、担当課と工事業者の認識が合致した契約となるような仕組みが必要である。については、その仕組みづくりについて、関係所属による庁内協議を行い、市民サービスの向上と3E（合規性、経済性、効率性）の両立を図ること。</p>	<p>【 検討中 】 令和 5年 7月31日 原課契約工事は、内容も様々で多岐にわたることから、全体の仕様を定めたり例示したりすることが困難である。原課契約工事の発注にあたっては、契約図書に記載する工事内容や仕様について、受託工事担当部署と事前に十分調整し、把握したうえで発注するよう担当課へ注意喚起していく。</p> <p>【 措置済 】 令和 6年 2月 7日 従前より、原課契約工事の確認を実施する際には、発注の方法や仕様書について良く吟味し、工事の執行に改善が必要な事項が見受けられた場合は、担当課を通じ所属部長宛てに指摘事項を報告するとともに、その改善策について文書による提出を求めているところである。</p> <p>一方、他課にとっては指摘事項そのものは、他山の石として業務改善に役立つものであることから、年度毎に指摘事項一覧表として取りまとめ、翌年度当初に四日市市掲示板による庁内周知を図ることにより、各課の原課契約工事発注業務の適正化を促すこととした。</p>
<p>② 職員の研修について【有効性の視点】 職員研修所で建設技術系職員研修を行っているが、研修は繰り返し行うことが重要である。ベテラン職員も新しい技術について熟知が必要であり、また、新人職員も公共工事の在り方について学ぶ必要があることから職員研修所が実施する研修だけではなく、職員の派遣研修や外部講師を招いての研修などにより、技師の能力の向上に努めること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 4年11月16日 様々な世代で研修を受講することは、技師としての能力を向上させるうえで有効である。研修の開催情報や優れた講師情報の収集に留意し、技師が研鑽を積める研修の受講を図った。</p>
<p>③ 施工方法について【有効性の視点】 国が新たに認めた新工法で業者が施工すると、図面との差異が生じ、検査上は誤りとなる。新工法を導入する場合は、施工業者と監督員の変更協議により図面を変更するように担当課に指導すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 4年11月16日 契約図書に定めた工法を変更して施工を行う場合は、受発注者間で変更協議を行い、設計変更し変更契約するように指導している。今後も同様に対応する。</p>

<p>④ 工事成績の評価方法について【有効性の視点】 原課の監督員の評価が均質化されないと、施工業者の工事成績にも影響する。監督員の工事成績の評価方法の統一は重要であることから、評価制度を加点方式も取り入れるなど制度の見直しを検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年11月16日 監督員の評定に疑問がある場合は、聴き取りを行い、適正な評価となるよう努めている。今後も同様に対応する。</p>
--	--

令和4年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- | | | |
|---|--------|-----------------|
| 1 | 監査の種類 | 定期監査（財務監査・行政監査） |
| 2 | 監査対象 | 総務部 ICT戦略課 |
| 3 | 監査実施期間 | 令和4年11月16日 |

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、AI技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 7月31日</p> <p>年間360時間を超える時間外勤務の職員4名については、昨年度の時間外実績を分析し、今年度の毎月の時間外実績と比較を行うことで、時間外の要因を明確にし、時間外の削減に努めている。</p> <p>また、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、令和5年度の働き方改革アクションプランとして、週に1回のテレワークもしくは集中作業室で執務する日を設け、ノー残業を徹底することを掲げ、時間外勤務の削減に取り組むこととした。</p>
<p>(3) 機密情報や個人情報漏洩するリスク</p> <p>① 市立四日市病院のシステムのセキュリティについてはICT戦略課は直接関与はしていないとのことであるが、適切に連携してトラブルを防ぐこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 6年 1月31日</p> <p>毎月の時間外実績と過去の実績との比較による要因分析を行うとともに、AI技術の活用等による業務改善や、テレワーク並びに集中作業室での執務の実施により時間外勤務の削減に努めた。</p> <p>しかしながら、新たなICT関連の業務が増大してきており、業務量に比べて、職員配置数が少ない状況に加え、人事異動に伴う業務ノウハウの習得や全庁的な業務効率化ツールの導入に向けた調査・研究などに時間を要していること等により、令和5年度においては、年間360時間を超える職員が5名となる見込みである。</p> <p>今後も引き続き、週に1回のテレワークの継続実施等によるノー残業の徹底や、業務の見直し等による業務効率化を図り、職員のワーク・ライフ・バランスの充実に繋がる取組を進めていく。</p>
<p>【 措置済 】 令和 5年 5月11日</p> <p>市立四日市病院のシステム担当職員には、ICT戦略課が開催する情報セキュリティ研修において、他の医療機関で発生したトラブル事例を取り上げ、情報セキュリティ対策の周知徹底を図るとともに、トラブル情報はICT戦略課と適切に情報共有するよう、啓発を行った。</p>	<p>【 措置済 】 令和 5年 5月11日</p> <p>市立四日市病院のシステム担当職員には、ICT戦略課が開催する情報セキュリティ研修において、他の医療機関で発生したトラブル事例を取り上げ、情報セキュリティ対策の周知徹底を図るとともに、トラブル情報はICT戦略課と適切に情報共有するよう、啓発を行った。</p>

<p>② 各部局で導入しているアプリにおける情報漏洩対策は、基本的に市の情報セキュリティポリシーに則り各部局が担保しているが、ICT戦略課も適切に助言するなど連携を密にすること。</p>	<p>【 検討中 】 令和 5年 7月31日 各部局に対するICT戦略課のセキュリティ確保に関する助言については、助言のタイミングや方法等を明確にし、適切な助言が行き渡る仕組みを検討していく。</p> <p>【 措置済 】 令和 6年 1月26日 各部局で導入しているアプリにおけるセキュリティ確保に関する助言のタイミングや方法については、定期的実施しているセキュリティ研修にて基本的な助言を行うとともに、必要に応じてICT戦略課がアプリ固有の助言を行うこととした。</p>
<p>(4) 行政事務にかかるシステムの障害により行政サービスが滞るリスク 数件とはいえ不具合が発生している現状は改善すべきである。 今後の行政内部システム更新時のトラブルで市民生活に影響が及ばないよう万全の体制を敷くとともに、万一のシステム障害に備え、原因を迅速に判断できるよう、法規とシステムの関連について各担当部局の職員が深く理解する体制を、連携して構築すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 5年 7月26日 発生した不具合については、発生原因を分析し、障害の解消を図るとともに、想定外のサービス停止の発生に備えて、早期のサービス復旧ができるよう委託業者の体制強化を図った。 また、行政内部システムの更新時には、委託事業者には十分な体制を取らせるとともに、万一のシステム障害時に備え、担当課においても確認事項など役割分担を明確にし、障害の原因を迅速に判断できる体制を整備した。</p>
<p>(5) 大規模災害時の情報管理にかかるリスク 大規模災害に対する備えとして、点検による全庁停電日等を活用した訓練などを担当課とともに検討し、万一の場合にバックアップが確実に機能することを確認すること。</p>	<p>【 検討中 】 令和 5年 7月31日 大規模災害時において、バックアップが確実に機能する確認方法を担当課と共に整備し、事前に訓練が可能な部分については、実施方法を検討していく。</p> <p>【 措置済 】 令和 5年11月11日 令和5年に行われた計画停電時において、自家発電機と各サーバー機との連動試験を実施したほか、その際に各担当課にサーバーの停止及び起動方法について確認させた。また、一部のサーバーにおいて、バックアップデータからの復元動作を試行し、データ復旧が確実にできていることを確認した。</p>

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置 (具体的内容) ・対応状況
<p>① 内部事務管理について【合規性の視点】 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 5年 4月 1日 日常的に所属内の決裁ルートに設定された職員全員のチェック意識を高めることで、適切な内部事務管理の徹底を図った。また、「会計事務の手引き」等マニュアルに基づき、適正な事務処理についての指導を行った。</p>

<p>② デジタル人材の育成について【有効性の視点】 ア 四日市市総合計画に掲げた「スマート自治体の実現」を目的として策定した「四日市市情報化実行計画」の遂行のため、AI等先進技術についての知見やITの知識を有するデジタル人材の育成に力を入れること。また、ICT戦略課だけではなく、全部局の職員もデジタルに関する意識とスキルを向上させるため、職階に応じた有効かつ実質的な支援を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 7月31日 令和4年度に策定した「四日市市デジタル人材育成計画」に基づき、各所属から令和5年度のデジタル人材の育成候補者を選出し、DX推進マネージャ、DX推進リーダ、DX推進員、DX推進アドバイザーのそれぞれの役割に応じた研修を行うことで、DXに対する意識とスキルの向上を図っている。</p>
<p>イ デジタル人材の育成について、ICT戦略課職員の外部派遣研修と並行して他部局の職員にも基本的な知識を習得させ、各部局が業務へのICT活用を積極的に導入する土台を、職員研修所とも連携しながら構築すること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 7月31日 職員研修所や人事課と連携し、「四日市市デジタル人材育成計画」を令和4年度に策定し、令和5年度より計画に基づいた研修を実施している。 また、令和5年度よりデジタル関連の資格取得奨励制度をICT戦略課にて新たに創設し、デジタルに関する基本的な知識を習得する職員の意識の向上を図った。</p>
<p>③ 業務委託の単独随意契約について【経済性の視点・公平性の視点】 ア 機器の保守管理業務委託等は、責任の所在を明確にするためにも、機器の開発業者への単独随意契約になる場合が多いことは理解できるが、機器選定時には、導入費用のみならず、保守管理、メンテナンスに係る費用についても把握し、客観的に妥当な全体経費となるような手立てを講じること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 5月17日 サーバ機器等の機器導入業者の選定においては、導入機器及びソフトウェア費、システム構築費、導入後5年間の保守メンテナンス作業費の総額が最も安価となる者を選定することで、全体経費が妥当となるようにした。</p>
<p>イ 業務の性質上、機器の保守管理業務委託が多いが、結果論として費用対効果がどうであったかは振り返って検証し、真に適切な委託内容や契約金額であったかを見直す視点を持つこと。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 7月31日 機器の保守管理業務委託の契約更新のタイミングにおいて、更新後の委託内容や契約金額を他事業者の内容と比較し、適切な委託内容であるかを検証し、不足している部分は次期契約内容に反映させるようにしている。</p>
<p>④ ICT化における到達目標について【経済性の視点・効率性の視点・住民福祉向上の視点】 ICTの分野において、日本の行政機構は非常に遅れているが、ICT導入で人的ミスの減少や大幅な時間外勤務の短縮につながる事例は多い。先を見据えた全庁的な到達目標を掲げ、各部局に確実に実行させること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 7月31日 令和4年度に策定した「四日市市デジタル人材育成計画」に基づき、令和5年度より3年間で全職員を職場のDX推進を担うデジタル人材として育成することを目標に掲げ、年度毎に対象者を選出して、デジタル人材の育成に必要な研修を実施している。</p>
<p>⑤ 新しい行政内部システムについて【有効性の視点】 令和5年度稼働の新行政内部システムの仕様について、市民サービスの提供と合規性の担保の両立を目指すよう努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 2月27日 新行政内部システムの機能検討時において、担当課が内容を十分に確認することで合規性を担保しつつ、本番稼働前に想定された運用テストを実施し、発生した問題点を事前に解決しておくことで、市民へのサービス提供が滞ることがないように努めた。</p>

令和4年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- | | | |
|---|--------|-----------------|
| 1 | 監査の種類 | 定期監査（財務監査・行政監査） |
| 2 | 監査対象 | 総務部 人権・同和政策課 |
| 3 | 監査実施期間 | 令和4年11月14日 |

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、AI技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 5年 7月31日</p> <p>時間外勤務が年間360時間を超えていた職員について、その主な原因が新型コロナウイルス感染症対応の兼務業務によるものであったことから、感染拡大期の業務分担の見直しを行ったところ、令和4年度には年間360時間を下回り月平均時間数も減少した。今後も、AI技術等を活用して業務効率化の取り組みを続けるとともに、年次有給休暇等の計画的な取得やノー残業デーの実施など、ワーク・ライフ・バランスの充実と健康を阻害しない環境づくりに取り組んでいく。</p>
<p>(3) 大型共同作業所の活用におけるリスク</p> <p>① 地域住民の雇用機会を確保する目的の施設ということであれば、地域住民の就労状況を調査して実情を把握すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 7月31日</p> <p>大型共同作業所は、昭和58年に地域住民の雇用機会を確保する目的で設置されたが、平成26年に操業企業が撤退し、現在は閉鎖している。</p> <p>その一方で、大型共同作業所が設置された当初と比べ、地域の雇用状況は改善傾向にあり、人権プラザに寄せられる就職に関する相談は減少傾向にある。</p> <p>今後も地域における就労課題を継続的に議論している同和行政対策審議会の意見を踏まえ、関係各課と協議調整しながら、地域住民の就労状況・実情を把握することに努めていく。</p> <p>【 措置済 】 令和 5年 8月18日</p> <p>各人権プラザにおいて地域住民の就労状況について調査を実施し、同和行政推進審議会の専門部会において報告を行った。</p>

<p>② 地域住民の雇用機会の確保は重要であるが、大型共同作業所の再利用は困難であることが想定される。施設の将来像を見定めて、真に必要な予算執行に努めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 7月31日 今後の大型共同作業所の利活用について、地域住民の就労状況、施設設備の老朽度状況、維持管理費用等を踏まえ、地域住民や関係各課と協議しながら検討をすすめ、必要な予算執行に努めていく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 6年 1月31日 施設設備老朽度状況や維持管理費用等を踏まえると、大型共同作業所の再稼働は極めて困難であることが庁内関係課との協議でも確認されている。また、稼働当時と比べて地域住民の就労状況も安定していることから、今後、早期に方針を決定するとともに地域住民等への丁寧な説明に努め、必要な予算執行につなげていく。</p>

2 3 E (経済性、効率性、有効性) 等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置 (具体的内容) ・対応状況
<p>① 内部事務管理について【合規性の視点】 内部事務の基本的な部分で、事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 5年 7月31日 監査で指摘された事務処理について職場で情報共有するとともに「会計事務の手引き」等のマニュアルを用いて取扱いを再確認した。また、管理職のみでなく、担当以外の職員によるチェックを必ず行い、適切な内部事務管理を徹底するようにチェック体制の強化を行った。</p>
<p>② 公有財産の管理について【合規性の視点】 人権・同和政策課は多くの公有財産を所管しているが、使用目的と地目が適切でない財産が見受けられる。不動産登記法に則り、使用目的(用途)に合致した地目変更を検討すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 5年 7月10日 公有財産の使用目的と地目を確認し、令和4年度には8件・令和5年度には3件の地目変更を行った。</p>
<p>③ よっかいち人権施策推進プランについて【有効性の視点】 よっかいち人権施策推進プランに基づく人権施策について、令和3年度人権施策推進プラン管理表の各事業について、事業担当課による自己評価を受け、その妥当性を人権施策推進懇話会にて評価している。また、懇話会の意見を令和4年度の自己評価方法に反映し、各部局の同和行政推進監を通じて、人権の観点からの評価や各部局の事業に取り組むよう依頼している。引き続き、各部局の評価方法の検討や助言、懇話会の意見を本市の人権施策に反映させるための取り組みを行うこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 5年 7月31日 本市における人権施策推進について、「よっかいち人権施策推進プラン」に則した評価・意見を求めるため、人権施策推進懇話会が設置されている。懇話会での意見は、同和行政推進監を通じて各部局に共有され、懇話会の意見を踏まえた事業展開がなされている。 今後も引き続き、各部局の評価方法の検討や助言、懇話会の意見を本市の人権施策に反映させるための取り組みを行っていく。</p>

<p>④ 人権問題における市民参加について【有効性の視点】</p> <p>四日市市市民自治基本条例は市民参加でまちづくりを進める理念条例である。人権問題についても、市民参加で問題解決に取り組むこと。また、市民から見て分かりやすい言葉・表現を使用することや、事業内容・事業実施部局を明確にすることで、市民が参加しやすい環境整備に努めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 7月31日</p> <p>本市の人権施策については、人権・同和政策課、人権センター、人権・同和教育課がそれぞれの役割を担っており、市民参加しやすい環境整備については、人権センターを中心に取り組んでいる。特に、よっかいち人権大学あすてっぷや人権フェスタの開催、各地区人権協への支援により、市民が人権活動に参加しやすい場・人権について考える機会を提供することで、人権に対する正しい知識の習得と人権意識の高揚に努めている。</p> <p>今後も人権三課で連携しながら、市民が参加しやすい環境整備に取り組んでいく。</p>
<p>⑤ 四日市市同和行政推進審議会について【有効性の視点】</p> <p>四日市市同和行政推進審議会の答申を受けて、教育と就労を重点課題として12年間取り組んでいる。その成果として、地域内学生の高校・大学への進学率は県の平均に届きつつある。また、部落差別の解消の推進に関する法律の理念を踏まえた本市の具体的方針に基づく取り組みの進捗管理を行っている。引き続き、差別意識の解消に向けた取り組みを継続すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 6年 1月31日</p> <p>令和5年度も人権三課で連携し、よっかいち人権大学あすてっぷ・人権フェスタ・各地区人権協への支援などを通じて市民が人権活動に参加しやすい環境整備に努めた結果、市民の参加が増加した。</p> <p>今後も人権三課で連携し、人権活動に参加しやすい場・人権について考える機会を提供していくことで問題解決を図っていく。</p> <p>【 措置済 】 令和 5年 7月31日</p> <p>本市では本審議会の意見を踏まえたうえで差別解消に向けての取り組みを実施している。その成果として、高校・大学の進学率向上や就労相談者数の減少がみられる。しかし、その一方では今なお同和問題に対する差別意識は依然として残っているため、引き続き差別意識の解消に向けた取り組みを継続していく。</p>

令和4年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- | | | |
|---|--------|-----------------|
| 1 | 監査の種類 | 定期監査（財務監査・行政監査） |
| 2 | 監査対象 | 総務部 人権センター |
| 3 | 監査実施期間 | 令和4年11月14日 |

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、AI技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 7月31日</p> <p>各人権プラザ間や職員間の担当業務の相違等により、時間外勤務の状況に個人差はあるものの、令和4年度に時間外勤務が年間360時間を超える職員は3人であった。長時間にわたる労働は、業務効率や職員の健康面からも望ましいものではないと認識しており、毎月開催される会議等において、各職員の労働状況を共有し、業務の再分担を考えるなど、時間外労働の偏りの改善に引き続き努めていく。また、対話型生成AIなどの新たな技術の導入を検討し、効率向上に効果が見込まれる業務では積極的に取り入れるなど、時間外勤務の削減に努める。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 6年 1月31日</p> <p>令和5年度に360時間を超える見込みの職員数は、令和4年度の3人から2人に減少し、時間外数も約100時間削減された。長時間労働は、ワークライフバランスや職員の健康面の観点からも望ましいものではなく、業務効率の視点からも、長時間の時間外労働は減らしていくべきものであり、今後も引き続き、各職員の状況把握に努め業務の再分担を行い、特定職員への業務負担集中の軽減を図る。</p>

<p>(3) 職員配置のリスク</p> <p>人員配置の異動周期が早く、担当職員の取り組みがなかなか継承されない。効果的に事業の成果を出せるよう、確実な業務引継ぎに努めるとともに、退職者の継続雇用なども含め、業務内容を深く把握している職員の継続配置を考慮すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 7月31日</p> <p>人権センターの正職員は、基本的に3～5年で異動となっているが、会計年度任用職員フルタイムについては、最長5年の任期の後、試験を経て再度任用されるケースも多い。正職員の人事については人事課が担当しているが、異動周期が短い状況であっても長期的に見て事業の成果が向上するよう、担当業務については確実に引き継ぐよう呼びかけるとともに、会計年度任用職員フルタイムの任期後の更新についても、積極的に働きかけていく。</p>
	<p>【 措置済 】 令和 6年 1月29日</p> <p>課内の会議等で、令和6年度以降の長期的な将来を見据えた事業の計画と、確実な業務引継ぎを行うよう職員に対して呼びかけた。また、会計年度任用職員に対しては、面談等で意向を確認し、更新を呼びかけた。今後も中長期的にみて事業の効果が向上するよう、経験者の継続雇用に努めるとともに、新任者に対しても時期に応じた研修を行う。</p>

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 内部事務管理について【合規性の視点】</p> <p>ア 内部事務の基本的な部分で、事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 5年 4月26日</p> <p>定期監査の結果として事務処理の誤りに関する意見を受けたことから、課内会議等で適正な事務処理について指導し、公文書管理の適正化や「文書事務の手引き」等のルールに基づく事務処理の重要性について意識付けた。また、課内で決裁を回議する際に、複数の職員が同様の箇所で事務処理上のミスをしていた場合は、適切な処理方法を回覧するなど、同様のミスが起こらないよう努めている。日常的に上位職による職場内でのチェックを徹底するとともに、一般の職員においても正しい事務処理とは何かを理解し、さらには実行できるよう今後も努めている。</p>
<p>イ 会計事務について、前例踏襲に陥ることなく疑問点は会計管理課に確認するとともに、必ず根拠法規についても確認し、全職員に周知すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 5年 4月26日</p> <p>課内会議等で、会計事務の手引きなどのルールに基づく処理を行うよう指導した。例年実施している業務では前年度の決裁を踏襲するケースも多いが、現在でもその処理方法が正しいか確認し、疑問点は担当者に確認するなど、所属全体としてチェックする体制を徹底していく。また、法律の改正等にも遅れることなく対応する。</p>

<p>② 部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消について【有効性の視点】</p> <p>ア 人権センターが5年に1回行っている市民人権意識調査の結果においては、障害者・高齢者に対する差別等の関心が高い。人権センターでは、依然として、部落差別をはじめ、あらゆる差別意識は存在しているととらえている。引き続き、差別の現状の把握、各種人権啓発、隣保事業について効果的な取り組みを進めていくこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 7月31日</p> <p>障害者や高齢者についての人権は、日常生活の身近な問題としてとらえやすく、市民の関心が高い傾向にある。人権センターとしては、それらの人権問題のみならず様々な人権課題の解消のためには、個人が自らの先入観や行動を見つめなおす取り組みが必要と考えている。また、これらの取り組みを差別解消につなげるためには市民一人ひとりがそれぞれの問題について正しい認識を持ち、自分事としてとらえ、行動できる態度を身につけることが必要と考える。今後も、意識調査等による市民の人権に対する動向の把握、人権相談などによる差別を受けた人への支援とともに、人権大学等を用いた学習・啓発機会の提供などを通じて、差別意識の解消に向けて取り組みを進めていく。</p>
<p>イ 結婚における部落差別については、これまで同和教育・同和政策に取り組んできた結果、特に若い世代を中心として市民の意識に変化は生じていると感じられるので、現状を細かく分析し、その上で適切な対策を立てること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 6年 1月31日</p> <p>令和6年度は5年に一度の市民人権意識調査の実施年度である。当調査によって市民の動向を把握し、その結果を事業に反映したうえで効果的な人権啓発を行い、市全体として人権意識が向上するよう努める。</p> <p>【 継続努力 】 令和 5年 7月31日</p> <p>結婚差別等の同和問題を含む様々な人権問題については、常にその時代に対応した人権教育及び啓発を実施する必要がある。個別の人権問題に対するとらえ方についても、世代間の差が生じているように見受けられるため、市民意識調査の結果等も活用しながら現状を把握し、各世代に応じた人権啓発・教育が行えるよう分析を続けていく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 6年 1月31日</p> <p>令和6年度に実施する市民人権意識調査の中でも、様々な人権課題に対する意識について、状況を把握する予定である。人権課題については個人間の差や世代間の差が一定程度あるものと判断されることから、意識調査の結果も活用しながら現状把握に努め、時代に即した人権啓発等を実施するよう取り組む。</p>

<p>ウ あらゆる差別について、差別意識を持つ人々の心の不安や不満の解消を図るため、担当職員は啓発を行うに当たり、一般論ではなく具体的に丁寧な説明を行い、差別意識の解消につなげることに。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 7月31日 差別意識は誤った情報を鵜呑みにすることなどに加え、過去の経験等からある物事に対して無意識に偏った見方をし、結果として差別的な捉え方をするケースもある。そのため、無意識に偏見を持っていないかなど、人権センターが行う啓発を通じて自己を見つめなおす機会を提供する必要がある。人権啓発においては一般論を扱うケースも多く、個別の事案を具体的に取り上げることには限界があるが、一般論を扱う場合であっても、抽象的な説明ではなく、具体的な説明を心がけ、差別意識を解消できるよう努める。</p>
<p>③ 「人権の花」運動について【有効性の視点】 「人権の花」運動事業実施委託について、毎年度法務省等が指定する小学校に、花の種子・苗・プランター等を準備させ、同校児童が中心となって花の栽培等を行うことを委託しているが、学校へのアンケート結果で、人権問題についての関心や理解が「あまり深まらなかった」との回答が見受けられる。花を育ててそれで終了という結果にならないよう、例えば、プランターに人権擁護のネーミングを入れるなど、児童にとってより効果のある啓発ができるよう、事業内容について法務省と協議を行っていくこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 6年 1月31日 人々が持つ心の不安や不満は無意識のうちに形成される場合も多いと考えられ、それに気が付くには自己を見つめなおす機会が必要であると考えられる。人権センターが行う人権啓発の中では、様々な人権課題についての現状の発信とともに、啓発に参加した市民が自己を見つめなおす場となるよう取り組んでいる。今後も、啓発にあたっては可能な限り具体的な説明に努め、差別意識の解消につながるよう取り組みを進める。</p>
<p>④ 就業支援事業について【有効性の視点】 人権プラザにおける就業支援事業は重要な施策であるが、予算執行率がかなり低い。就労目的者の資格取得要望等のニーズを正確に把握した上で、実施事業を決定するとともに予算計上を行うこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 5年 2月27日 「人権の花」運動は、法務省が実施している事業であり、原則として単年度で終わるよう、育てられるのは一年草のみであったり、必要以上に耐久性のあるプランターが購入できなかったりするなど、制約の多い事業となっている。小学生の人権意識を養うため、花を育てるのみではなく人権擁護委員による講座をあわせて実施するなど取り組んでいるが、花と人権が結び付きにくいとの意見があるのも事実である。このような現状があることから、法務局に対して、電話にてプランターに貼るためのステッカーなどを委託費から支出できるよう調整してほしい旨の申し入れを行った。今後も「人権の花」運動の事業の効果がさらに高まるよう、法務局や人権擁護委員と協力しながら事業を進めていく。</p>
<p>④ 就業支援事業について【有効性の視点】 人権プラザにおける就業支援事業は重要な施策であるが、予算執行率がかなり低い。就労目的者の資格取得要望等のニーズを正確に把握した上で、実施事業を決定するとともに予算計上を行うこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 7月31日 人権プラザにおける就業支援事業は、重要な施策であるものの行政が把握している課題と市民が抱えているニーズに差があるなど、実施すべき事業を的確に絞り込むことに苦慮している。当事業は今後も支援を続けていくべき事業であり、予算執行上の観点からも適切に事業を実施すべきであるため、アンケートの周知方法及び予算計上の方法について検討を重ねていく。</p> <p>【 措置済 】 令和 6年 1月22日 市民が抱えるニーズを把握するため、事業参加者に対してアンケートを実施した。また、市民からの要望を受け、新たな方法で事業を実施する方向で進めている。今後も効果的な事業を実施できるよう、正確なニーズの把握に努め、適切な予算の計上及び執行を行う。</p>

<p>⑤ 人権プラザの役割について【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】</p> <p>人権プラザ4館は、地域で身近な公共施設として、より多くの住民が来館されるよう取り組むとともに、身近な人権に関する相談ができる施設としての機能も十分に果たしていくこと。また、毎年度行っている事業もあるが、単に事業を継続していくのではなく、時代のニーズに応じて事業内容を考慮していくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 4月 5日</p> <p>人権プラザは教育集会所や隣保館として設置された歴史的経緯があるが、現在は、人権という視点に重きを置きながらも、広く市民に開かれた施設として機能している。今後も、地域において人権啓発や相談の拠点として十分に機能していく必要があることから、今年度の館長会においても、人権プラザの重要性について再確認した。人権問題は以前より多様化していることから、毎年実施している事業であっても新たな視点を取り入れるなど、時代に見合った事業になるよう都度見直しを行っていく。</p>
--	--

令和4年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
 2 監査対象 選挙管理委員会事務局
 3 監査実施期間 令和4年11月18日

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>時間外勤務対象職員全員が、厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準を上回る勤務を行っており、かつ、時間外勤務が年間360時間を超えていた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、AI技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に早急に取り組む、過労死認定基準を上回る状況の解消を実現すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 7月31日</p> <p>令和4年度は7月に参議院議員通常選挙が執行されたほか、令和5年4月執行の統一地方選挙に向けた準備のため、職員一人当たりの時間外勤務は、全職員が年間で360時間を上回る結果となった。</p> <p>時間外勤務の削減に向けて、併任職員である総務課職員を含め、選挙事務が本格化する前の早い段階からスケジュールを共有することによって事務負担を分散させ、業務の平準化につながるよう取組を行った。また、事務説明会を動画配信で行ったほか、AI-OCRやホームページでのチャットボットの導入及び不在者投票用紙等のオンライン請求を可能とする電子申請システムの導入など、AI技術等を活用した業務改善を行った。さらに、期日前投票期間中において、本部対応のための早朝・夜間勤務を当番制にすることで時間外勤務の削減につながった。</p> <p>今後とも、業務分担やその進め方を適宜見直すことによって効率化を図り、もって時間外勤務の削減と働きやすい職場づくりにつながるよう改善に努めていく。</p>
	<p>【 措置済 】 令和 6年 1月31日</p> <p>令和5年4月執行の統一地方選挙後は大きな選挙の執行がなかったため、同年5月以降の時間外勤務時間数は大幅に削減され、過労死認定基準を上回る状況は解消された（令和5年5月から令和6年1月までの1人あたり月平均時間外数5時間未満）。</p> <p>選挙後の残務処理や桜財産区管理委員選挙等の事務が集中した5月においても、職員間で業務の進捗状況の確認を行い、適宜業務の分担や進め方を見直すことで業務の平準化、効率化を図り、時間外勤務を削減することができた（令和5年5月の1人あたり月平均時間外数10時間未満）。</p> <p>選挙事務の特性上、繁忙期の時間外勤務は避けられないため、今後も職員の健康管理の観点から、業務の進捗管理やAI技術を活用した事務改善等により時間外勤務の削減に努め、働きやすい職場環境を構築する。</p>

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

意見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(3) 期日前投票の適正な執行に係るリスク 全投票者数に占める期日前投票者数の割合が年々増加する傾向にあり、今後も、投票事務従事者の適切な選出、及び、事務従事者に対する適切な指導体制を維持し、適正な管理執行に努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 4月22日 期日前投票所の事務従事者の選任に当たっては、経験の有無、役職等を考慮して適任者を選出するよう各所属に依頼している。事務の従事に当たっては、研修の実施や手引きの充実により業務遂行レベルの標準化に努めている。また、期日前投票期間中において他市町の事例も含めて事務処理誤り等が生じた場合には、各期日前投票所に設置する臨時FAXで即座に注意喚起をするとともに、事務引継ぎノートにより翌日以降の従事者に引き継ぐ運用を行っている。 今後も引き続き、投票事務従事者の適切な選出、及び、事務従事者に対する適切な指導体制を維持し、適正な管理執行に努めていく。</p>

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① 内部事務管理について【合规性の視点】 内部事務の基本的な部分で、事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 7月31日 令和4年12月にミーティングを行い「定められたルールに基づいた事務執行」の重要性について、職員に意識づけをした。また、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、起案者、承認者、決裁権者がそれぞれの段階において決裁上の不備や誤りがないかを十分チェックすることとした。 なお、財務事務の執行に当たっては、「会計事務の手引き」を始め「支出事務の要点」や出納会計事務実務研修会の資料を職員間で共有し適宜確認するとともに、所属長にあっては、「適正事務の手引き」や会計事務自己検査要綱に基づいて同要領に定める点検・検査を行い、一層のチェック機能強化に努める。</p>
<p>② 常時啓発について【有効性の視点】 常時啓発は、市民一人ひとりが政治や選挙に関心を持ち、自らの一票を進んで投票することを目指す意義ある活動といえる。今後も、明るい選挙推進協議会が行っている各地区における啓発や、大学生で構成されている四日市選挙啓発学生会「ツナガリ」が行っている選挙管理委員会事務局職員も交えた意見交換、選挙管理委員会事務局が独自に行っている若者への啓発やホームページやSNSでの情報発信などの活動を充実させること。また、投票率向上に向けたホームページやSNSのさらなる有効活用など、より効果的な啓発方法を研究すること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 7月31日 選挙の啓発については、明るい選挙推進協議会委員の協力のもとで、各地域でのイベント会場において啓発活動を実施している。また、事務局としても、選挙啓発学生会「ツナガリ」と共に若者に訴求効果の高い啓発方法について定期的に意見交換を行うほか、主権者教育の一環として市内の高校で出前授業を実施し模擬投票を体験してもらったり、選挙と政治の関わりなどを掲載した冊子「18歳からの選挙ガイド」を高校3年生に配布したりするなどの啓発を行っている。 これらのほか、ホームページやSNSでの情報発信を一層充実させるため、過去の選挙の投票率を掲載し情報提供に努めているほか、令和5年4月の市議会議員選挙においては、「ツナガリ」のメンバーと高校生が出演する啓発動画をYouTube広告を使って選挙期間中に配信したり、AIチャットボットを設置して各種の問い合わせに対応したりするなど、新たな手法で啓発を実施し周知を図った。</p>

<p>③ 大規模投票区の解消について【有効性の視点】 選挙人名簿登録者数6千人を超える12箇所の投票区について、できる限り早期に分割を行い、大規模投票区の解消を図ること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 7月31日 本市の場合、一投票区当たり6千人を超える規模の投票区を大規模投票区と位置づけている。 投票区分割の検討に当たっては、候補施設の床面積、進入路の状況や駐車場確保の可否、バリアフリー対応の可否などの要素を考慮するとともに、投票区の地形及びアクセス利便性等の地域特性も加味しながら検討を行うこととしている。 現状では、大規模投票区投票所での事務運営に支障が生じている状況にはないものの、規模の適正化に向けて引き続き検討を行っていく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 6年 1月31日 投票区の分割に当たって必要となる各種要素を考慮しつつ、規模の適正化に向けた検討を引き続き行っていく。</p>
<p>④ 投票環境の整備について【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】 2階に投票所がある東富田会館について、近年、椅子式階段昇降機を更新しているが、階段出入口付近の屋根が小さく、荒天時には投票者にとって適した環境とは言えない。利用者の立場に立って、投票環境の整備を行っていくこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 5年 4月23日 東富田会館において、選挙人から椅子式階段昇降機の利用の申し出があった場合には、投票事務従事者が必ず傍らに立って選挙人の安全を確保するよう運営している。特に荒天時にはできる限り雨に濡れないよう配慮しながら、丁寧できめ細かな対応を行うよう心掛けている。 投票環境の整備については、利便性、安全性及びバリアフリーの観点から駐車場の確保やスロープの設置などの整備を行い、必要に応じて交通誘導員や案内係を配置するなど、選挙人に配慮した投票環境を提供していく。</p>
<p>⑤ 開票風景の放映等について【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】 選挙は市民が身近に政治を感じる絶好の機会であることから、様々な選挙において、地域のケーブルテレビ局等の報道機関に、開票作業を行っている風景を放映する機会を提供することなどについて検討すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 5年 4月23日 令和5年4月の統一地方選挙に臨むに当たり、事前に開票風景の放映についてCTYへ働きかけたところ、市議会議員選挙の開票速報を開票所の光景とともに放映してもらった。 ライブ映像による生放送は開票の臨場感を伝える有効な手段であり、市民が身近に政治を感じる良い機会にもなることから、市民の関心が特に高い選挙について、今後も放映機会の提供を検討していく。</p>

令和4年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- | | |
|----------|-----------------|
| 1 監査の種類 | 定期監査（財務監査・行政監査） |
| 2 監査対象 | 公平委員会事務局 |
| 3 監査実施期間 | 令和4年11月18日 |

指 摘

特になし

意 見

- 1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

- 2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① 措置要求及び不服申し立てについて【有効性の視点】</p> <p>職員が公平委員会に措置要求及び不服申し立てを行ったときは、引き続き本人の不利益にならないように十分配慮すること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 4月 1日</p> <p>措置要求及び不服申し立てを行った職員への連絡は、職員個人の電話に対して行うことを原則とし、措置要求等を申し立てたことがむやみに職場の上司、同僚に知られることのないよう配慮するほか、事務局による聴き取り等を勤務時間外に行うなど、措置要求等の申し立てにより職務に支障が生じないよう配慮に努める。</p>

令和4年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- | | | |
|---|--------|-------------------|
| 1 | 監査の種類 | 定期監査（財務監査・行政監査） |
| 2 | 監査対象 | シティプロモーション部 観光交流課 |
| 3 | 監査実施期間 | 令和4年11月28日 |

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、AI技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 7月31日</p> <p>令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、「大四日市まつり」や「四日市花火大会」などの大規模イベントが3年ぶりに開催されたことに加え、令和5年11月に本市での初開催を予定している「2023東海・北陸B-1グランプリ in 四日市」に向けた各種調整や準備、PRイベントなどの実施により、前年度に比べ業務量が大幅に増加した。それらのことが影響し、令和4年度の時間外勤務について、年間360時間を超える職員が2名となった。今後は、業務の最適化や業務分担の見直しを行うとともに、欠員となった任期付職員の募集に向けて準備を進め、時間外勤務の削減及び職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図る。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 6年 1月31日</p> <p>令和5年度においては、2020年5月から開催見合わせとなっていた「2023東海・北陸B-1グランプリ in 四日市」が令和5年11月18・19日に開催された。B-1出展団体や関係者との調整、運営体制の構築、当日運営準備など令和4年度に比べ更に業務量が大幅に増加した。</p> <p>そのため、日常業務を再分配するとともに、分担可能なB-1グランプリ関連業務については課内で振り分けを行い、主担当者の負担軽減を図った。</p> <p>しかしながら、初めて開催する大規模イベントの実施という特殊要因により、令和5年度の時間外勤務は令和4年度に比べ増加することが見込まれる。</p> <p>今後も、更なる業務の最適化や業務分担の見直しを行い、時間外勤務の削減及び職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図っていく。</p>

<p>(3) コロナ禍における業務の知識や経験の継承におけるリスク</p> <p>人事異動や職員の長期休暇などにより、実際に経験者が不在となり、イベントの実施に支障をきたす事態が生じることのないよう、業務マニュアルの整備や任期付職員の活用等をはじめとして、業務の知識・経験がスムーズに継承できる体制づくりに一層努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 3月24日</p> <p>特に「大四日市まつり」などの大規模なイベント終了後には、振り返りのための会議を実施しており、留意しなければならないポイントや改善すべき内容等を確認して業務マニュアルに反映させ、知識や経験がスムーズに継承できるよう取り組んでいる。直近では、令和5年3月23日・24日に開催したシティプロモーションイベント「四日市STYLE 2. 5次元舞台」終了直後の会議で反省点等を確認し、次なるイベントに生かせるよう共有を図った。しかし、メディアの活用や企画・プロモーションなどの専門的な知識や実務経験の継承にあたっては、感性でしか伝えられない部分もあるため、任期付職員を積極的に活用して他の職員が吸収できるよう配慮しているほか、経験豊富な職員と経験の少ない職員が、十分コミュニケーションを取りながら行動する機会を増やすことで対応を図っている。</p>
---	---

2 3 E (経済性、効率性、有効性) 等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置 (具体的内容) ・対応状況
<p>① 内部事務管理について【合规性の視点】</p> <p>内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 4月 7日</p> <p>令和5年度の人事異動により新たな体制となった当初の令和5年4月7日、指摘を受けた事務処理について所属内で改めて確認するとともに、見落としがちなポイントを共有するなど、内部事務におけるルールの徹底を図った。引き続き庶務担当者及び担当係長によるダブルチェックを行うとともに、所属長など上位職による牽制を一層強化し、内部事務管理における所属全体の質の向上を図っていく。</p>
<p>② 移住支援事業について【有効性の視点】</p> <p>ア 人口の東京一極集中の是正及び地方の人手不足を解消するため、東京圏から市内へ移住及び就業をした人に対して、移住支援金を交付する事業を実施しているが、実績は0件となっている。令和3年度には国が定める対象範囲が拡充されたこともあり、本市の定住人口を増やすためにも、当制度の周知を図るとともに、イベントなどを通じて本市の認知度の向上に努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 3月15日</p> <p>令和5年1月に東京で開催された移住交流イベント「JOIN移住・交流&地域おこしフェア」に出席し、国・三重県・本市による移住支援制度について、改正内容も含めて周知に努めたほか、令和5年2月1日から令和5年3月15日までの1カ月半において、動画による本市の移住促進広告を配信した。様々な手法により継続して本市のPRに努めてきた成果もあり、これまで実績が無かった移住支援金の交付事業について、令和4年度の交付実績は5件となった。</p>

<p>イ 四日市市への移住を勧めるにあたっては、交付金をはじめとした金銭的な面をアピールするのみではなく、住むところや働くところも含め、四日市市へ来たなら何ができるのかといった展開を考えたPRを行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 1月15日 令和5年1月14日・15日に東京で開催された「JOIN移住・交流&地域おこしフェア」に出展し、本市のブースを訪れた相談者に対して、本市の魅力や強みをしっかりアピールすることができた。具体的には、交通の要衝としての立地優位性や、産業都市として発展してきたことによる立地企業数の多さに加え、自然も豊かで住環境が充実していることにより、本市はバランスのとれた暮らしやすい都市であることを丁寧に説明した。これまでPRに努めてきた成果もあり、令和3年度まで移住支援金の交付実績が0件であったのに対し、令和4年度は5件となった。今後も移住者が着実に増えるよう、本市の魅力や強みなどを粘り強く発信していく。</p>
<p>③ 四日市市観光協会について【有効性の視点】 四日市市が、観光という点で全国の中で存在感を示していくためにも、四日市市観光協会の体制強化に努めるとともに、協会の在り方についても随時検討を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 4月 1日 令和4年度においては、四日市市観光協会の目指す姿や中期的に取り組む重点事業など、今後の取り組みの方向性を示す「観光・まちづくり推進ビジョン（2023～2027）」を策定するにあたり、当該ビジョンの策定検討会に本市も参画し、積極的に助言や提案を行った。また、令和5年度からは、観光交流課に四日市市観光協会との専属の窓口担当を新たに配置し、一層の連携強化を図るとともに、各種調整の協力や助言等を行うなど、四日市市観光協会への支援を強化した。</p>
<p>④ 四日市市観光大使について【有効性の視点】 観光大使については、選任期間中に担っていた役割が重要である。効果的に観光発信を行ってもらうためにも、観光大使による四日市市のPRに費用をかける、再任について基準を設けるなど、現在の観光大使の在り方について検討を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 4月 1日 令和5年2月に開催した「四日市STYLE in 消防春ふえす」において、観光大使の花井悠希氏が1日消防署長に任命され、本市のシティプロモーションラジオ番組の公開録音にも参加いただいた。また、令和5年度からは、同氏がラジオ番組の新たなパーソナリティとして出演いただくこととなったほか、ご自身のSNS等で本市のPRに尽力いただいている。他の観光大使についても、本市から提供・発信している広報よっかいちやイベント情報などをもち、各々が独自の手法で本市のPRに取り組んでいる。近年は、オリンピックの金メダリストや文化庁の芸術祭大賞受賞者といった、知名度や話題性のある人物を観光大使として厳選しているほか、任期満了時には、継続の強い意向がある場合に再任いただくよう見直しを行った。</p>

<p>⑤ 負担金等を支出している各種協議会等について</p> <p>【有効性の視点】</p> <p>ア 四日市観光協会、四日市観光・シティプロモーション協議会など、観光に関わる団体が複数ある中で、それぞれの役割や違いが分かりづらくなっている。四日市市が先導して観光の発信を行うためにも、こうした点の整理を行い、スマートな情報提供が行えるよう取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 6月26日</p> <p>四日市観光協会は、民間の個人・団体の会員（令和4年6月末時点で147社）により組織する地域の観光振興や観光まちづくりに取り組む一般社団法人である。一方、四日市観光・シティプロモーション協議会は、四日市市、四日市商工会議所、四日市観光協会の官民で組織する団体であり、3団体が連携して本市の観光及びシティプロモーションに資する事業に取り組んでいる。両組織は、本市にとって重要なパートナーであることから、常に連携を図っている。直近においては、四日市観光協会の目指す姿や役割、中期的な取り組みの方向性等を示す「観光・まちづくり推進ビジョン（2023～2027）」の策定にあたり、令和4年度の検討段階から令和5年6月26日の策定に至るまで、本市も策定検討会に参画して積極的に助言や提案を行ってきた。また、両組織が取り組む様々な施策について、本市として情報提供などに協力している。</p>
<p>イ 北勢5市5町が参加している北伊勢広域観光推進協議会については、負担金を支出していることもあり、四日市市もしっかりと発言を行い、主導して観光推進に取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 3月18日</p> <p>北伊勢広域観光推進協議会による連携した取り組みとして、名古屋圏で参画市町が共同で物産展に出展することを本市として働きかけ、令和5年3月18日、複数の鉄道が乗り入れる金山総合駅近くのイベント会場で物産展に出展した。引き続き参画市町で相乗効果が得られるような取り組みを検討し、北勢地域における観光を主導的に推進できるよう積極的に取り組んでいく。</p>
<p>ウ 負担金を支出している団体に対しては、構成団体の事業にのみ有益な活動がされることのないよう、四日市市としてもしっかりと発言を行っていくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 5月26日</p> <p>負担金を支出している団体に対しては、特定の構成団体にのみ有利に働くような事業や活動が行われないよう、常に意見・提案している。直近においても、令和5年5月26日に行われた北伊勢広域観光推進協議会の会議において、本市から参画している5市5町全ての団体にとって有益な事業や活動に取り組むべきと意見して賛同を得たところであり、今後も留意しながらしっかりと発言していく。</p>

<p>⑥ 一般財団法人地域活性化センターへの職員派遣の成果活用について【有効性の視点】</p> <p>職員を派遣している一般財団法人地域活性化センターの支援メニューを関係部局に情報提供し、地区市民センターが活用に至った事例があるとのことだが、活用の結果についても確認を行い、その後の横展開を図るなど、一時的な効果にとどまらないような取り組みを行うこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 7月31日</p> <p>令和5年度から、新たな職員が地域活性化センターに派遣され、前年度までの派遣職員と同様、メールや電話でのやりとりに加え、研修等で本市に戻る機会を捉えて直接情報交換するようにしている。本市にとって有益と考えられる情報を得た場合は、関係部署に速やかに展開するとともにその後の状況を注視し、結果を派遣職員にフィードバックすることで、派遣職員が現場のニーズを把握し、本市にとってより有益な情報をもたらすよう引き続き取り組んでいく。</p>
<p>⑦ 観光資源の有効活用について【有効性の視点】</p> <p>地元の観光資源を有効に活用するためには、観光資源化して売り込むことが必要である。そのために、具体的な実績の数値を示して民間の協力を求めたり、必要な環境整備を行うよう関係部局に働きかけたりするなど、従来の発想を転換した取り組みを実施すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 6年 1月31日</p> <p>メールや電話でのやりとりに加え、研修等で本市に戻る機会を捉えて直接情報交換を行った。また、当課職員が東京方面へ出張の際には、派遣職員のもとへ赴き相互の情報交換を行った。それにより得られた地域活性化センターの支援メニューについて、本庁掲示板を活用して、広く周知を図った。今後も派遣職員との連絡を密にし、本市にとってより有益な情報を庁内で共有するとともに、関係部局に展開が図られるよう取り組んでいく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 5年 7月31日</p> <p>現在、宮妻峡やキャンプ場、冠山茶の木原、もみじ谷など、宮妻峡周辺を一体的な観光資源と捉え、それらの歴史や魅力を広く紹介し、新たな観光拠点として有効活用を図るよう取り組んでいる。令和5年度において、誘客を促進するための宮妻峡再整備にかかる基本方針を示す計画を策定することとしており、様々な資源を連動させて観光資源化できるよう着実に取り組みを進めていく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 6年 1月31日</p> <p>宮妻峡やキャンプ場、冠山茶の木原、もみじ谷など、宮妻峡周辺を一体的な観光資源と捉え、各エリアの特徴や利用実態を調査し、宮妻峡再整備に向けた現況評価から共通した課題を取りまとめた。今後は、地元自治会への説明を行い、誘客を促進するための基本方針を示す計画を令和6年3月31日までに策定し、様々な資源を連動させて宮妻峡再整備に向けた取り組みを着実に進めていく。</p>

<p>⑧ 観光におけるメディア活用について【有効性の視点】</p> <p>観光におけるメディア活用として「2020東海・北陸B-1グランプリin四日市」とシティプロモーション映像「必見 四日市」シリーズをコラボレーションさせたボイスミックスを製本化し、市内の小学校に配布したところ有用な教材として活用されたとのことであるが、こうした事例がさらに増え、今後の観光推進における資源の発掘・活用につながるよう努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 3月24日</p> <p>令和3年度に制作したミュージックビデオ「SUNRISE! 43～こにゅうどうくんのテーマ～」の設定を展開させた漫画を新たに制作するとともに、複数の媒体・手法により発信するメディアミックスプロジェクトを実施した。具体的には、こにゅうどうくんを擬人化させた漫画を制作し、令和5年1月から市ホームページで順次公開した。また、令和5年2月から3月にかけて、本市のシティプロモーションラジオ番組内でラジオドラマとして放送した。さらに、令和5年3月23日・24日には、高校ダンス部など様々な関係者の協力を得て、ダンスと演劇を組み合わせた2.5次元舞台にも取り組み、若い世代を中心に多くの方々に観覧いただいた。今後も交流人口や関係人口の増加につながる資源の発掘や、様々なメディアを活用した効果的な情報発信に取り組み、本市のシティプロモーションに資するよう取り組んでいく。</p>
<p>⑨ シティプロモーションの展開と効果的な観光推進について【有効性の視点】</p> <p>ア シティプロモーションを展開するにあたって、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行を機に状況は大きく変わってきている。コロナと共生するという新たな時代にあるということを理解し、施策に活かすこと。</p>	<p>【継続努力】 令和 5年 7月31日</p> <p>令和5年5月から、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが2類相当から5類に引き下げられたことに伴い、概ねコロナ前と同じようにイベントを開催できるようになりつつある。一方で、コロナ禍により大幅に普及したリモートや配信は、シティプロモーションを展開するうえで有効活用できる手段であることから、今後は、多くの人実際に集うイベントの開催だけでなく、会場に訪れることが出来ない場合でも楽しんでいただけるような方法も取り入れることを検討していく。</p> <p>【措置済】 令和 5年 8月 6日</p> <p>令和5年8月5日・6日に行われた大四日市まつりは、1日目を「おどりの日」、2日目を「郷土の文化財と伝統芸能の日」として会場で様々な企画が開催された。会場に訪れることができない場合でもまつりの様子や山車などの文化財の演技等を楽しんでいただけるよう、メインステージ等での企画や会場の様子について、コロナ禍により普及した配信方法の一つであるYouTubeLIVEを利用し、インターネットでの映像配信を行うとともに、SNSを活用したリアルタイムな情報発信にも取り組んだ。</p>

<p>イ 観光を推進するにあたっては、どのように四日市市に来てもらうのかという物語を作ることが大切である。そのための様々な素材の活用を含め、散発的なPRに止まることのない、多様な挑戦を通じて観光の推進に取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年12月31日 本市の歴史ある文化資源を保存・活用するため、文化課において、令和3年度から令和4年度にかけて、築100年を迎えた旧四郷村役場の耐震補強及び修理工事を行った。また、旧四郷村役場の館内を全面的に活用し、建造物の価値や本市の近代産業の歴史等を分かりやすく伝える展示整備を進めるにあたり、文化課と連携し、クラウドファンディングなどによって寄附を募った結果、募集した令和4年12月31日までに、個人や団体・企業から367件・約677万8千円と非常に多くの協力が得られることとなった。展示整備を終えたりリニューアル後は、市内外から多くの方々に来訪いただけるよう、例えば、あすなろう鉄道など本市ならではの資源と連動させた企画やイベントを実施するなど、引き続き文化課や様々な主体と連携し、シビックプライドの醸成や本市の都市イメージ向上につながるよう継続して取り組んでいく。</p>
<p>ウ 東京などで地場製品の販売や情報発信を行う際には、来場者は貴重な情報を提供してくれるということも意識し、情報収集の場としても有効に活用すること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 6月14日 現在、本市の地場産品や特産品などを活用し、新たな四日市土産を生み出す仕組みづくりを進めており、市内事業者のこだわりの商品を地域ブランド「泗水十貨店」として認定し、それら商品のPRや販売を通じて本市の魅力を発信することを目的としている。令和5年6月14日から市内2箇所の販売店で選定した商品の試験販売を開始したほか、各地のイベントでも試験的な販売を実施しており、対面販売した際の実績や購入者の声、メールで寄せられた意見、WEBアンケートを通じて購入者の属性や購入目的などの情報を収集している。今後も、各地のイベントや首都圏などでもPR及び販売を計画しており、様々な地域で情報収集を行い、蓄積した情報を分析してより良い仕組みの構築に役立てていく。</p>

<p>エ 四日市観光協会が担うことが想定されるバスタ事業の観光に関する業務については、観光に対する民間企業の取り組みを支援するという方法での展開についても検討すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 7月31日 現在、本市の中心市街地では、国直轄事業の「バスタ四日市」整備を含めた中央通り再編事業などが進められている。整備後のバスタ四日市周辺における観光や賑いの創出について、四日市観光協会に求められる役割や期待は非常に大きいと考えており、本市としても四日市観光協会と連携して様々な施策に取り組む必要がある。また、鉄道を利用して本市にお越しいただくイベントなどを手掛ける交通事業者と連携・協力した取り組みについても検討する必要があり、今後はバスタ四日市の完成を見据え、民間の力を活用する事も視野に入れつつ、交流人口や関係人口の増加に資するよう取り組んでいく。</p>
	<p>【 措置済 】 令和 5年11月19日 令和5年9月30日に近畿日本鉄道と本市とで連携・協力し「鉄道ロゲイニング in 四日市」を開催した。 また、「2023東海・北陸Bー1グランプリ in 四日市」を開催した令和5年11月18日・19日には、中心市街地商店街や四日市観光協会と連携し、「まちなか文化祭2023」「お諏訪さん市」などの同日開催イベントに対する支援も実施し、来場者数が2日間で20万人を上回るなど、大いに賑わいを創出した。 今後もバスタ四日市の完成を見据え、民間団体等と連携し、交流人口・関係人口の増加に資するよう取り組んでいく。</p>

令和4年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
 2 監査対象 シティプロモーション部 文化課
 3 監査実施期間 令和4年11月21日

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(5) 出先機関の備品の管理がなされていないリスク</p> <p>工事等で更新された工作物が公有財産台帳に反映されておらず、施設により指定管理者に使用させる備品の考え方に統一感を欠いているため整理すること。備品・消耗品のリストを指定管理者と共有し、厳格な財産管理体制を構築すること。また、現在使用していない備品は廃棄し、管理しやすい体制とすること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 7月31日</p> <p>出先機関の公有財産や備品は非常に多くの数があるため、まずは実際に管理しているものと台帳の突合、整理を随時、実施している。</p> <p>その過程で、指定管理者に使用させる備品の考え方を整理し、的確な財産管理体制を構築していく。</p>
	<p>【 措置済 】 令和 6年 1月31日</p> <p>令和6年度より、文化会館、三浜文化会館、茶室を一体として指定管理を行うことから、あらためて実際に管理しているものと台帳の突合、整理を実施した。その際に今後も使用を見込めない備品については廃棄を行い、指定管理者に使用させる備品を整理し、的確な財産管理体制を整えた。</p>

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、AI技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 7月31日</p> <p>令和5年度の業務分担を行うにあたって、令和4年度の時間外勤務が年間360時間を超える職員2人の負担を平準化するよう、偏りのない分担を図った。</p> <p>また、働き方改革を推進するため、各自のノー残業デー実施を、課で共有する予定表にあらかじめ記入するなど、取り組みをより強化している。</p> <p>AI技術の活用については、窓口業務での対応の時間短縮を図り時間外削減につながるよう、取り組みを進めている。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 6年 1月31日</p> <p>埋蔵文化財の窓口業務において、5月から、デジタル技術の導入を進めて業務の効率化、時間短縮の取り組みを行っている。そういった効果により、令和5年度の時間外勤務360時間超は、対前年比1人減となった。業務を統括する立場の職員1人は年間360時間を超える見込みであるがさらなる業務分担の見直しを図り、360時間を超える職員0を目指す。</p>

<p>(6) 文化会館の駐車場が満車により駐車できないリスク</p> <p>駐車場を拡張したとのことであるが、文化の拠点にはいっそう増設の必要がある。また、バスの駐車場がないことから、中央通りの再編後や、さらなる駐車場所の確保も含め、先を見据えた検討を続けること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 7月31日</p> <p>さらなる駐車場所の確保に努める。</p> <p>また、文化会館は中心市街地に位置していることから、公共交通機関を利用した来場の促進をさらに図っていく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 6年 1月31日</p> <p>利用者の利便性を高めるべく、近隣での駐車場所の確保に努めているが、文化会館周辺では開発が進み、駐車場適地の確保は困難な状況である。中央通りの再編を機に、さらなる公共交通機関を利用した来場の促進を図っていく。</p>

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 内部事務管理について【合規性の視点】</p> <p>内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 7月31日</p> <p>文書作成における基本的な知識の獲得を図りつつ、あいまいな点はあらためて手引きを確認したり、総務課や会計管理課に相談するなど、ミスの防止に努めている。</p> <p>チェック体制については、必要最小限の職員で決裁するよう人数を絞り、文書を漫然と見ることなく、一人一人のチェックする意識を高めることに取り組んでいる。</p> <p>【 措置済 】 令和 5年 9月30日</p> <p>課内に徹底を図るべく、8月から9月にかけて、実務に合わせて、事務処理の基本的なスキルが身につくよう、慣習に倣わず、あらためて手引きを確認したり、関係課に事前に相談することを実践し、ミスの防止に努めた。</p> <p>また、必要最小限の人数で決裁することで効率良く回議するとともに、承認者1人1人がチェックする意識を高めた。引き続き、内部チェック体制の整備に取り組み、内部事務管理の徹底を図っていく。</p>
<p>② 音楽等情報ステーション推進事業について【効率性の視点】</p> <p>音楽等情報ステーション推進事業は広報マーケティング課の事業と重複しているところがある。一定の役割を果たした事業は、効率的に見直し、市民の利便性を高めること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 5年 4月 1日</p> <p>他課の事業とは目的や内容の異なる点があり、必要な事業と考え、継続実施している。今後、より利便性の向上に努め、実施していく。</p>
<p>③ 文化の拠点について【有効性の視点】</p> <p>ア 四日市市文化会館と三浜文化会館はそれぞれの役割を果たせるような文化の拠点であること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 5年 4月 1日</p> <p>2つの施設は、利用する目的が異なっており、それぞれの施設の特徴を生かして、文化の拠点としての役割を担っている。</p>
<p>イ 泗翠庵等の施設について、公益財団法人四日市市文化まちづくり財団と連携しながら広く周知すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 5年 4月 1日</p> <p>茶室「泗翠庵」の運営管理についても四日市市文化まちづくり財団が指定管理者となっており、文化会館や三浜文化会館と連携して事業を行っている。引き続き、周知を含めた効果的な連携を図っていく。</p>

<p>ウ 旧四郷村役場の改修後には、また新たな文化の拠点となることから、広く周知し、活用につなげること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 7月31日 旧四郷村役場については、建物内の展示リニューアルを進める一方で、令和5年5月には建物の魅力に触れる座談会・見学会を実施し、市内をはじめ県内外からの参加を得たほか、第4号の整備工事通信を発行し、広く周知を図ったところである。今後、旧四郷村役場周辺の歴文化に触れるウォーキングや講演会の開催を予定しており、本市の近代産業発展を広く周知する施設として、また新たな文化の拠点として、活用を進める。</p>
<p>④ 情報発信について【有効性の視点】 お茶の産地、萬古焼に代表される伝統産業や、それまつわる飲食、街や人の動きのストーリーを連動するなど、ポテンシャルを活かし、全国的な注目を集めるよう部局が連携し、SNSの特性も活かして横断的に文化を発信すること。</p>	<p>【継続努力】 令和 5年 7月31日 部内で所管する各施設やイベント、SNSなどにおいて、各課が互いに連携して発信力を高めているが、さらに効率的、効果的に行っていくよう、努める。</p> <p>【措置済】 令和 5年 12月 17日 文化財や歴史文化をまちづくりにも生かす取り組みを実践していく「四日市市文化財保存活用地域計画」が、12月15日に文化庁に認定され、本計画をPRするシンポジウムを17日に開催した。引き続き、地域資源という観点からも広い視点で情報発信していく。</p>
<p>⑤ クラウドファンディングについて【有効性の視点】 旧四郷村役場のクラウドファンディングを令和4年度に行っているが、四日市の歴史文化をストーリー性をもって発信することで、市内出身で成功した企業人等も寄付をしやすい形となるよう努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 3月31日 令和4年度のクラウドファンディングでは、旧四郷村役場が、四日市市の近代産業発展に深い関わりを有していることをアピールして寄付を募り、地元や縁のある企業から寄付をいただくことができた。今後も旧四郷村役場から市の歴史文化を発信していく。</p>
<p>⑥ 御池沼沢植物群落について【効率性の視点】 御池沼沢植物群落内には、地元自治会が管理している土地がある。境界が確定したとのことであるが、土地取得を本格的に検討するなどして保存整備を進めること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 4月 1日 自治会管理の土地については、境界確定後、国指定に追加されたことから、今後、国補助を活用して土地取得を図り、保存整備を進めていく。</p>
<p>⑦ 自動販売機について【住民福祉の向上の視点】 三浜文化会館に設置されている自動販売機について、更新時には災害時無料となる協定を結ぶ等、庁内の先進事例の情報を収集して条件を整備すること。</p>	<p>【継続努力】 令和 5年 7月31日 自動販売機設置に係る更新時には、住民福祉の観点による条件も付すよう、他の事例を参考に設置条件の整備を進めていく。</p> <p>【継続努力】 令和 6年 1月31日 自動販売機設置に係る更新時に住民福祉の観点による条件を付すべく、他の事例の収集に努めている。</p>
<p>⑧ 久留倍官衙遺跡八脚門北面壁補修工事について【有効性の視点】 人的な要因により八脚門北面壁補修工事が行われたが、今後も同様の行為が発生しないよう留意して管理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 3月31日 復元による貴重な門であることをアピールするとともに、みんな文化財を大切に守っていく意識を持つことを呼び掛ける注意看板を現地に設置した。</p>

令和4年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 シティプロモーション部 スポーツ課・総合体育館管理室
・ハーフマラソン準備室
- 3 監査実施期間 令和4年11月21日

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。前年度以前よりは所属全体の平均時間外勤務数が減少しているため、所属長は、引き続き、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、AI技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 7月31日</p> <p>毎週水曜日のノー残業デーには、朝礼時に所属長から至急の仕事が無い限りは残業をすることなく退庁するよう呼びかけを行うとともに、週休日等に出勤した場合は、必ず振替休日を取得するよう課員に周知を行った。</p> <p>また、令和5年3月に初開催した四日市コンビナート夜景ランフェスティバルでは、RPAツールを活用した参加料の納付書を作成したほか、新たにタブレットを導入し、オンライン会議や現場での打合せなどに活用することで、業務の効率化に取り組んだ。</p> <p>引き続き、特定の職員に業務が集中し、負担が大きくなるよう、業務の進捗状況の把握や業務内容の見直しなどによる業務の平準化に取り組み、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るとともに、働きやすい環境づくりに努める。</p> <p>なお、令和4年度における時間外勤務が360時間を超過した職員は3名であり、時間外勤務の削減に努める。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 6年 1月31日</p> <p>毎週水曜日のノー残業デーには、朝礼時に所属長から至急の仕事が無い限りは残業をすることなく退庁するよう呼びかけを行うとともに、週休日等に出勤した場合は、必ず振替休日を取得するよう課員に周知を行った。</p> <p>特定の職員に業務が集中し、負担が大きくなるよう、業務の進捗状況の把握や業務内容の見直しなどによる業務の平準化に取り組み、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るとともに、働きやすい環境づくりに努める。</p> <p>なお、令和5年10月に開催したサイクルスポーツフェスティバル担当を増員し、業務を分散させたことから、担当職員1人当たりの時間外勤務は減少したが、時間外勤務が360時間を超過する職員は4名となる見込みである。</p> <p>年次有給休暇については、所属職員全員が、5日以上の取得を達成した。</p>

<p>(3) 補助金が適切に支出されないリスク 市独自の生涯スポーツ普及促進策により、競技人口が衰退した種目もある。全国的な状況を把握し、運動と健康の両立等全市的な視点で事業を運営すること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 7月31日 生涯スポーツについては、四日市市スポーツ推進委員協議会等への事業補助金や同協議会と連携して実施する市主催事業などにより、普及促進を図っている。 令和5年5月21日には、2020年東京パラリンピック種目で全国的に注目を浴びたボッチャの市民大会を開催し、年齢や障害の有無に関わらず取り組むことができ、運動と健康の両立につながる競技の普及促進を図った。 引き続き、全国的な状況の把握に努めながら、全市的な視点をもって、事業に取り組んでいく。</p>
<p>(4) 管理する施設で事故が発生するリスク 指定管理の施設管理をはじめ、チェックの必要な業務は多いので、所属内でのOJTがとても重要である。施設で事故が発生しないよう、引き続き適正な管理に努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 7月31日 施設で事故が発生しないよう、職員間、職員と指定管理者との連携や情報共有を図るとともに、施設・設備の法定・保守点検や修繕を実施し、施設利用者が安全・安心に施設を利用できるよう努めた。 また、部局における「災害活動マニュアル」や指定管理者において「危機管理マニュアル」を作成し、台風、大雨等の自然災害が予測される際には、指定管理者と密に連絡を取り合い、施設利用者への事前連絡・周知に努め、安全確保を図った。</p>
<p>(5) 公有財産が適切に管理されないリスク ① 管理する施設及び備品等が多く、また利用による破損も生じやすい。巡回では入念に点検し、問題が見つかれば迅速に施設修繕等の整備を実施すること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 7月31日 備品は、担当者による備品台帳との突合と管理職による抜き取り実査を令和4年度に実施した。 また、職員による定期的な施設巡回を行い、破損・不具合箇所がないか確認を行うとともに、毎月実施する指定管理者との調整会議において情報共有を行い、利用者に影響がないよう、迅速な修繕を行う。</p>
<p>② 支柱を補強した場合など、原課契約工事において工作物の価値に変動が生じた案件についても、適宜、工作物台帳に反映させ、処理漏れのないようにすること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 7月31日 職場内研修等において、四日市市公有財産事務取扱規程の周知を実施した。工作物の価値に変動が生じた際には、適宜、工作物台帳に反映させ、管財課へ報告する。</p>

2 3 E (経済性、効率性、有効性) 等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置 (具体的内容) ・対応状況
<p>① 内部事務管理について【合規性の視点】 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 7月31日 内部事務管理改善のため、職場内研修等において、会計規則や文書事務の要点の周知を行い、適切な事務執行に努めた。 また、上位職によるダブルチェック等十分な確認を行い、牽制体制の強化を図った。</p>

<p>② コロナ禍におけるスポーツイベント等の実施について【住民福祉向上の視点】</p> <p>令和3年度は、スポーツイベント等を一定程度は実施できたものの、中止となったものもある。今後もコロナ禍は続くことが予想される中、感染防止の工夫をしながら、市民のスポーツの機会を確保するよう努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 5月 8日</p> <p>令和4年度においては、令和3年度に中止した多くの事業を、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じた上で、一部縮小等しながらも開催することができた。</p> <p>令和5年5月8日からの新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行等に伴い、令和5年度は、ほとんどの事業において新型コロナウイルス感染症流行前と同規模での開催を計画しており、基本的な感染対策に留意しながら、引き続き、市民のスポーツの機会を確保するよう努めていく。</p>
<p>③ 原課契約工事について【経済性の視点・合规性の視点】</p> <p>ア 施設などを多く所有しており、その建物や工作物などについて修繕が必要となることで、原課契約工事も多く行っている。状況によっては緊急工事となる場合もあるが、事務取扱要領を遵守し、請負業者の選定や請負金額において、公平性、妥当性を確保していくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 7月31日</p> <p>「四日市市原課契約工事事務取扱要領」、「原課契約工事発注・監督・検査マニュアル」を再度確認し、契約内容の公平性・妥当性を確保するよう、課員に周知徹底した。</p>
<p>イ 原課契約工事として実施している案件の費用について、工事請負費や修繕料とするのが真に適切であるのか曖昧なものがみられる。支出科目を判断する際には、疑義の生じない明確な説明ができるよう整理しておくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 7月31日</p> <p>「四日市市会計規則」及び「会計事務の手引き」を再度確認し、適正な費目で予算を執行するよう、起案時及び決裁時に確認することを、課員に周知徹底した。</p>
<p>④ 新たに整備された運動施設について【経済性の視点、有効性の視点】</p> <p>ア 三重とこわか国体・三重とこわか大会の準備を契機に整備された新たな大規模運動施設を、大規模大会の誘致等により積極的に利用し、スポーツ振興及びシティプロモーションに資すること。また、大規模大会の誘致等は必要であるが、市民が利用困難になることも想定される。施設の空き情報の提供・予約調整等のほか、民間施設との連携も検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 7月31日</p> <p>総合体育館や四日市テニスセンター等の高規格のスポーツ施設に、国際大会や全国大会、リーグ戦等のスポーツイベントを誘致し、市民がトップレベルのスポーツ競技・演技を観る機会の創出やスポーツを通じた地域の活性化、交流人口の増加を図った。</p> <p>一方で、市民利用の機会を喪失しないよう、大規模大会等の開催に偏ることなく、市民利用とのバランスも考慮した上で、予約調整を行っていく。加えて、予約調整の際には、利用規模に応じた他の運動施設を案内することで、より多くの市民が利用できるよう調整をしている。なお、民間施設との連携については、どの施設を案内するか、また公共施設と比較して料金が高くなる等の課題があるため、慎重な対応が必要である。</p>
<p>イ 大規模施設の整備を短期間で行った結果契約金額が高額となり、維持管理を含め財政圧迫が懸念される。費用面での今後の方向性を検討すること。一例として、LEDのリース契約や電力契約の見直し等より経済的な視点を持つこと。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 7月31日</p> <p>施設の大規模整備を実施する際には、その整備の必要性の検討や、イニシャルコストやランニングコストの比較検討、発注方法などを検討するとともに、照明のLED化等を実施することで省エネ化を図り、施設の維持管理費の削減に努めた。</p>

<p>⑤ 四日市ハーフマラソンについて【経済性の視点、有効性の視点】</p> <p>四日市ハーフマラソンに関し、感染症予防対策のため中心市街地発着を予定していた当初コースの見直しが必要となり、令和4年度には調査費用として4,000万円弱の経費が必要として補正予算が議決されたが、他都市ではすでに開催に成功している事例も多い。今後は、専門家の知見や他大会等の情報収集により課題を迅速に明確にするとともに、事業実施にあってはあらゆる可能性を予見してさらなる費用の上乗せを防ぐこと。</p> <p>また、中学校の駅伝大会などにも利用できるようなコースについても検討し、シティプロモーション、シビックプライドの醸成につなげること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 7月31日</p> <p>令和4年度における調査の結果、当初の予想をはるかに上回る大規模渋滞の発生が想定され、その影響が市内のみならず、広域にも及ぶ可能性があり、また迂回路の設定についても困難であることが判明した。よって、今後、関係者とハーフマラソン開催の可否について協議を行う。</p> <p>【 措置済 】 令和 5年12月25日</p> <p>10月19日に開催したハーフマラソン実行委員会にて、大会の中止に関する採決を行った。その結果委員11人中、11人賛成により大会中止が決定した。11月定例会月議会にて本事業にかかる令和5年度予算の減額補正予算案を上程した際、産業生活常任委員会にも併せて報告を行った。なお、減額補正案は、可決された。</p>
<p>⑥ 指定管理業務委託について【合規性の視点】</p> <p>指定管理業務委託において、市が費用負担すべきことと指定管理者が費用負担すべきことは協定により定めがある。特段の事情があり定めに拠らない費用負担を行う場合は、事前に指定管理者と協議を十分に行って業務を実施すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 5年 7月31日</p> <p>「四日市市運動施設指定管理者協定書」及び「四日市ドーム指定管理者基本協定書」に基づき、費用負担を行うとともに、定めに拠らない費用負担については、その都度協議のうえ、適切な業務を実施していくことを課内で改めて周知した。</p>
<p>⑦ 総合型地域スポーツクラブについて【有効性の視点】</p> <p>総合型地域スポーツクラブへの期待は大きく、設立を待って補助する現行の支援体制は脆弱と言わざるを得ない。現状を検証しながら、設立も活動もサポートしていくこと。</p>	<p>【 検討中 】 令和 5年 7月31日</p> <p>設立から間もない総合型地域スポーツクラブに対しては、育成に向けた補助を行っており、現行の補助制度において、設立準備のために設置された組織も補助対象とするなど、設立後の活動のみならず設立準備から支援する体制を検討する。</p> <p>【 継続努力 】 令和 6年 1月31日</p> <p>現在、総合型地域スポーツクラブの設立を検討している地区からの相談を受けており、設立準備のために設置される組織への補助制度を検討するにあたり、設立を検討している地区への聞き取りを実施することでニーズを把握するとともに、他市事例の調査研究を進めることで、有効な支援体制を構築する。</p>

令和4年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 市民生活部 地区市民センター
 橋北地区市民センター、小山田地区市民センター、
 内部地区市民センター、四郷地区市民センター、県地区市民センター、
 川島地区市民センター
 （県地区市民センター、川島地区市民センターは、書面監査）
- 3 監査実施期間 令和4年10月24日、令和4年10月27日

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 【共通事項】 ① 病気休暇などで長期に渡って職員が欠ける際の要員確保に引き続き取り組むこと。また、窓口業務の担当職員の負担が大きくなりがちであるため、そのフォロー体制について検討すること。	【措置済】 令和 5年 7月31日 突発的な病気や事故に対しては調整が困難な場合もあるが、引き続きセンター全体で調整を行うなど対応するとともに、また、窓口担当職員については、互いに調整し、計画的な年休取得に努めるとともに、研修により職員全体の窓口業務に対するスキルアップに努めていく。
【小山田地区市民センター】 ② 窓口業務の担当職員は、他の職員と比べると年休取得日数が半分以下となっている。窓口業務を行う会計年度任用職員の増員などにより、どの職員も働きやすい労働環境を整備すること。	【措置済】 令和 5年 4月 1日 令和4年度から主にマイナンバーカードの交付事務を担当する派遣社員が増員され、令和5年度からは派遣社員が会計年度任用職員となり担当できる窓口業務も増えたため窓口職員の負担も軽減した。

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① 内部事務管理について【法規性の視点】 【共通事項】 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。	【措置済】 令和 5年 7月31日 内部事務処理におけるミスの発生を防ぐために、事務処理誤りに関する事象の発生時には職員間で原因把握と再発防止策の共有を行っており、発生しやすいミスについては、改めて朝礼で周知を行うこととした。また、実際の事務においては、「適正事務の手引き」等で確認し、所属内でミスが発生しやすいポイントを共有しながら上位職を含めた複数の職員での確認を改めて徹底した。

<p>② 内部統制について【有効性の視点】</p> <p>【共通事項】</p> <p>支出事務や証明事務等でミスを防ぐための内部統制について、取扱事務の複雑化・多様化が進み事務量が增加していること、土日・祝日明けなど窓口混雑時の事務処理誤りなど、様々なリスクが想定される。リスクを想定し、内部統制が機能する体制づくりに取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 7月31日</p> <p>窓口の混雑に伴う焦りから事務処理誤りが発生しないよう、混雑時には窓口担当職員以外もできる範囲で応援したり、複数の職員でのチェック及び申請者と確認のうえ申請書交付を徹底するなど、ミスの発生リスクが抑えられるような体制づくりをしている。また、窓口の混雑が想定される日については、窓口職員を中心に対応できるよう、出勤日を調整し、対応している。</p>
<p>③ 自治会役員などの選出について【住民福祉の向上の視点】</p> <p>【共通事項】</p> <p>自治会役員のスムーズな選出に成功している地区もある。また、行事において専門性の高い作業が伴うことから、事故を恐れて役員のなり手がないうというケースもみられ、その作業において技術を有している有償または無償のボランティアを依頼することで参加者の増加につながった例もある。こういった成功例を参考にし、役員のなり手の不足の解消や参加者を増加させることに取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 7月31日</p> <p>自治会役員の発掘・育成について、研修などに積極的に参加し先進事例を学ぶとともに、館長会などを通して、各地区市民センターと情報共有を図り、なり手の不足の解消や参加者の増加に努めている。引き続き自治会等の地域団体や団体事務局の意見も聞きながら、人材発掘・育成に取り組んでいく。</p>
<p>④ 地域活動の担い手の確保について【住民福祉の向上の視点】</p> <p>【共通事項】</p> <p>自治会役員は、担い手の確保が困難になってきている。また民生委員については、年齢制限が緩和されたものの選出が難航している。他の地域活動団体においても担い手の確保が困難なことから、いっそうの地域活動のPRなどに加え、担い手の発掘につながる地区ごとの手法をさらに検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 7月31日</p> <p>各種地域活動の役割の負担軽減につながるよう、IT技術を使いこなすための講座等を開催し、社会教育の視点から地域活動の担い手確保に努めた。引き続き市民生活課と地区市民センターが連携しながら、これからの地域社会づくりを担う人材の確保や育成に取り組み、地域特性を考慮したまちづくりを進めていく。</p>
<p>⑤ 電気料金に対する意識について【経済性の視点】</p> <p>【共通事項】</p> <p>電気料金については、水道やガスとは異なり使用量についての業者からの逐一の報告がないことから、漏電などに特に注意し、使用状況の把握に努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 7月31日</p> <p>漏電の原因となる電化製品や建物の劣化については、適宜館内点検を実施し、必要に応じて適切な修繕を行っている。センターの電気使用量については市民生活課で検針票によって把握しており、万一不自然な使用量の増加が認められた際は早急に当該施設を確認をとるものとする。</p>
<p>⑥ 窓口における本人確認について【経済性の視点・住民福祉の向上の視点】</p> <p>【共通事項】</p> <p>戸籍謄本などの請求時に確認する本人確認書類のコピーの必要性については、費用対効果や請求者の待ち時間なども考慮して総合的に検討し、事故を未然に防止すること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 7月31日</p> <p>遵守すべき事務手続を徹底する一方で、本人確認書類は重要な個人情報であることから、取り扱いを慎重に行いつつ、コピーは必要最小限にとどめている。事故を未然に防止するため、引き続き適切な個人情報の取り扱いに努めていく。</p>
<p>⑦ 証明書の発行業務について【住民福祉の向上の視点】</p> <p>【共通事項】</p> <p>マイナンバーカードを利用した証明書の発行手数料の見直しが検討されているが、センターの窓口でコンビニ利用の利便性を促す周知が必要である。証明書の発行はコンビニ交付を促進し、センターでは、センターでしかできない相談や本庁との連携に力を注ぐこと。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 7月31日</p> <p>マイナンバーカードの発行時にコンビニでの証明書交付の利便性や手数料の差額があることを呼びかけたり、チラシを配布したりするなど、周知に努めている。今後も市民課と連携してマイナンバーカードの利便性について周知を図るとともに、窓口での相談業務や本庁との連携に注力していく。</p>

<p>⑧ 公有財産管理について【合規性の視点】 【共通事項】 公有財産について、更新されたものは公有財産台帳に適宜反映させるとともに、すでに機能していない、使用の見込みのない工作物に関しては、管財課と相談し、適切に対応すること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 3月31日 建物、工作物、備品等の管理状況について、複数の職員で再確認するとともに、使用状況に応じて必要な対策を実施した。引き続き建物や備品等の適切な管理に取り組んでいく。</p>
<p>⑨ 掲示物について【住民福祉の向上の視点】 【共通事項】 館内には非常に多くの掲示物が掲示されているため、掲示効果が薄れていると思われる。景観を考え掲示しているが、掲示物の多さに慣れない人もいることからデジタルサイネージを導入するなど、掲示方法を検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 7月31日 掲示物については、掲示期限の確認、掲示物のはがれの補修、不要な掲示物の撤去等を逐次行い、掲示物が過剰とならないよう努めている。今後もより良い掲示方法について市民生活課と連携して検討を続けていく。</p>
<p>⑩ 災害発生時への備えと個人情報管理のバランスについて【住民福祉の向上の視点】 【共通事項】 地区内に在住の高齢者などの情報について、自治会長が書類を収集し、地区市民センターが管理している。自宅の電気がついているのに応答がなかったため、自治会長が地区市民センターを訪れて当該書類の閲覧を求めたが、書類の所在を知っていた職員が不在であったため書類を確認できなかった事例が過去にある。災害発生時など緊急事態の際に、当該書類が閲覧できないといったことがないように、その取扱いについて常に地域でルールを共有しておくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 7月31日 朝礼等で当該書類の所在と、取り扱いの際の注意事項を共有した。引き続き自治会と連携しながら、災害発生時の備えと住民福祉の向上を図っていく。</p>
<p>⑪ 現金の取扱いについて【合規性の視点】 【橋北地区市民センター】 【小山田地区市民センター】 【内部地区市民センター】 【四郷地区市民センター】 センターでは、日々多くの収納金を管理している。当日の収納金のうち、ATMからの入金が可能なのは最寄りの金融機関の専用口座に入金し、夜間のセンター内金庫での保管現金を極力少なくしている。前日の収納金は、翌日の午前中に専用口座を開設している金融機関に払い込む運用を行っている。2人一組の職員で金融機関に行くことができない場合には、近隣であっても公用車を使用するなどの対策を取っているが、盗難など常に現金事故の防止を徹底すること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 7月31日 【橋北地区市民センター】 金融機関へ行く際には公用車を使用するなど、常に現金事故の防止を徹底している。 【小山田地区市民センター】 現金の取り扱いについては常に2人以上で確認を行い、事故防止に努めている。また、金融機関への払い込みについては往復2km程度あるため自動車以外で行くことはなく、必ず午前中に済ませている。 【内部地区市民センター】 収納金の金融機関への入金については、窓口業務、電話対応、自治会等への対応のため、2人一組の職員で行くことができない場合には、盗難被害等の防止のため、隣接する金融機関に早足で慎重に移動している。 【四郷地区市民センター】 最寄りの金融機関へは公用車等、複数の交通手段や経路を日によって変更する等して、常に現金事故の防止を図っている。</p>
<p>⑫ 災害発生時への備えについて【住民福祉の向上の視点】 【小山田地区市民センター】 ア 職員通用口にある水道のバルブ栓が5cmほど地表から突出している。夜間や緊急時等の利用において、職員が転倒するおそれもあるため、平板ブロックの敷設などにより対処すること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 3月31日 碎石を置き転圧することで段差をなくし、危険はなくなった。</p>

<p>【小山田地区市民センター】 イ 戸棚などについて、耐震対策がとられていないものが見受けられるため、すべて点検し、すみやかに対応すること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 3月31日 耐震対策がとられていない場所がないか再度点検し、転倒防止対策がとられていない戸棚などに対策を行った。</p>
<p>【内部地区市民センター】 ウ 調理室の冷蔵庫などについて、耐震対策がとられていないものが見受けられるため、すべて点検し、すみやかに対応すること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 1月30日 館内を点検の上、調理室の冷蔵庫など耐震対策が必要な箇所について、転倒防止金具等を取り付け、対応を行った。</p>
<p>⑬ 施設管理について【住民福祉の向上の視点・法規性の視点】 【内部地区市民センター】 ア 隣接する私道に車両が停まっていたが、市有地の境界を確実に把握しておき、越境行為が発生していないか常に確認すること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 6月 1日 法務局備え付け地積測量図を基に市民生活課職員と共に現地確認を行い、駐車車両は私道に駐車されていることを確認した。今後も引き続き適正な施設管理に努めていく。</p>
<p>【内部地区市民センター】 イ 和室の障子が破れているため、修繕を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年12月22日 和室の障子の破れている箇所の修繕を行った。</p>
<p>【内部地区市民センター】 ウ 畳のへりは、特に高齢者はつまづく危険があるので、テープやスポンジなどで対策を行うこと。マンホール周りのコンクリートについても、つまづく危険があるので、対応を検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 6月 1日 畳のへり付近に段差解消の木材を取り付け対策を行った。 マンホール周りのコンクリート部分については、屋上防水工事終了(9月予定)後、段差解消のための工事を実施する。</p>
<p>【四郷地区市民センター】 エ フェンスが破損している箇所があり危険なことから、注意看板などを設置することにより子どもの事故の防止に努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年10月31日 該当箇所に注意喚起のプレートを貼付することにより事故防止を図った。</p>
<p>【四郷地区市民センター】 オ 法面に多くの雑草が生えており、公共施設側の責務として除草を行うこと。</p>	<p>【継続努力】 令和 5年 7月31日 当該法面については急な斜面であり、直営での作業が困難であるため、除草作業についての予算要求を行った上で対応していく。</p>
	<p>【措置済】 令和 6年 1月15日 令和6年度予算にて対応予定である。</p>
<p>⑭ おもいやり駐車場について【住民福祉の向上の視点】 【橋北地区市民センター】 おもいやり駐車場のアスファルトが凸凹である。車いす利用者、杖歩行者など歩行に困難のある方がつまずくと危険なことから修繕を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年12月16日 おもいやり駐車場で利用者がつまずくことがないように舗装し直した。引き続き敷地内の適切な管理に取り組んでいく。</p>
<p>⑮ 入り口の掲示板について【有効性の視点】 【橋北地区市民センター】 掲示板のガラス引き戸が壊れて使用できない状態である。新規に設置するのか、修繕で対応するのか市民生活課と協議し、適切な対策をすること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年11月 9日 掲示板のガラス引き戸が稼働するよう修繕を行った。今後も施設の有効活用に努めていく。</p>

<p>⑯ 太陽光を利用した外灯について【有効性の視点】</p> <p>【橋北地区市民センター】 ソーラーパネルの位置が建物の陰になっており、その目的と効果が不明確である。自然エネルギーを使用した電源確保は有効であるが、効果的な機能の活用がなされているか確認すること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 7月31日</p> <p>外灯を所管している危機管理課に修繕を依頼した（令和5年度既決予算内での対応を含め調整中）。なお、公共施設へ太陽光発電設備等を率先して導入していくことで、市民への気候変動に対する意識付けが期待できるため、引き続き設置に協力していく。</p>
<p>⑰ 窓口対応について【法規性の視点】</p> <p>【橋北地区市民センター】 証明書発行時の誤った対応や処理について、出先機関でありリスクが高くなるため常日頃から注意し、これを教訓として再発防止に努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 7月31日</p> <p>証明書発行等の対応にあたっては、原則複数の職員でダブルチェックを行った後で発行している。証明書の誤交付が生じないよう引き続き再発防止に努めていく。</p>
<p>⑱ 外国人の窓口対応について【住民福祉の向上の視点】</p> <p>【四郷地区市民センター】 ポルトガル語・スペイン語の窓口相談ができる職員は、四郷地区市民センターの会計年度任用職員1人のみであり、1人で窓口対応を行っている。他からの応援もできないため、今後複数での体制を整えること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 7月31日</p> <p>ポルトガル語・スペイン語の窓口業務が他の職員でも行えるよう、マニュアルを作成している。加えて、タブレットの翻訳機能も活用しながら、複数の職員が対応可能な体制を整えている。</p>
<p>⑲ 非接触型体温計について【住民福祉の向上の視点】</p> <p>【四郷地区市民センター】 入り口に設置した非接触型体温計が故障して使用不可能であるが、新型コロナウイルス感染症が終息していないことから市民・職員の安心感のため再度設置すること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 2月 1日</p> <p>玄関ホールに来客者が利用できる非接触型体温計を新たに設置した。</p>
<p>⑳ 窓口のスペースについて【住民福祉の向上の視点】</p> <p>【四郷地区市民センター】 来客が非常に多く、来客用のスペースが狭いことから、市民が気持ちよく利用できるように窓口のレイアウト変更を検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 7月31日</p> <p>令和4年2月にレイアウト変更により、来客用スペースを拡張済みである。引き続き、混雑時に来館者が窓口をスムーズに利用できるように対応していく。</p>

令和4年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 こども未来部 保育園・幼稚園・こども園
 笹川保育園、内部保育園、笹川西保育園、あがた保育園、四郷保育園
 （あがた保育園、四郷保育園は書面監査のみ）
 川島幼稚園、内部幼稚園、笹川中央幼稚園
 （笹川中央幼稚園は書面監査のみ）
 橋北こども園
- 3 監査実施期間 令和4年11月1日、令和4年11月2日

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
(4) 施設の補修がすみやかに行われないリスク 【内部幼稚園】 空調機用電源の配線用の配管が接地しており、保護者や職員等の除草作業による破損や、園児が破損箇所に接触した場合による事故も考えられ、安全上、適切とは言い難い施工である。適切な配管・配線となるよう対応を行うこと。 （平成30年度施工「内部幼稚園 引込計器盤取替修繕および電源配線工事」、令和3年度施工「内部幼稚園 空調機用電源配線工事」）	【措置済】 令和5年2月17日 令和4年度中に既設配管配線撤去を行い、既設電源引込ボックスより建物壁面に架空配線することで、各室外機に電源配線を行う工事を実施した。

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
(2) 出先機関のリスク 【保育園・幼稚園・こども園共通事項】 消耗品等の購入における支出事務において、支払遅延が生じることのないよう、起案時に会計管理課が作成する「会計事務の手引き」等を再確認し、適正な支出事務について徹底すること。	【措置済】 令和5年7月31日 園と保育幼稚園課でやりとりが発生する事務について、確実かつ速やかに確認・対応を行っている。また、大型連休前等、支払い遅延が発生するリスクが高い時期については、園専用掲示板やメールで周知徹底し、ミスの未然防止に努めている。 今後も、支払い遅延等のミスが発生しやすい業務形態であることを職員全員が十分に認識し、細心の注意をして適切な事務執行に努めていく。

<p>(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>【笹川西保育園・橋北こども園】 時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、AI技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 7月31日</p> <p>令和4年度時間外勤務実績において、笹川西保育園は1名、橋北こども園は2名が年間360時間を超える時間外勤務を行っていた。令和3年度同様、感染症対応により時間外勤務が増加したことが一因であると考えられる。今年度は感染症対応も一段落してきたことから、改めて業務分担の見直しを行い、全職員のワーク・ライフ・バランスの充実に努める。また、保育業務支援システム等の新しいシステムを利用し、業務を効率化することで、時間外勤務の削減に継続して取り組んでいく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 6年 1月31日</p> <p>保育業務支援システム等の新しいシステムを利用し、業務を効率化することで、引き続き時間外勤務の削減に取り組んでいるが、360時間を超過する見込みの職員が数人発生している状況である。保育の現場状況により引き続き時間外勤務が発生する場合もあるが、できるかぎり業務分担を行うことで、職員のワーク・ライフ・バランスの確保に努めている。</p>
<p>(4) 施設の補修がすみやかに行われないリスク</p> <p>【内部保育園】 ア 園敷地西側のフェンスの高さが、人の腰高までしかない状況である。児童の安全のため、乗り越えられない高さのフェンスの設置について、引き続き保育幼稚園課に要望を行うこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 5年 7月31日</p> <p>保育幼稚園課へ要望し、包括管理業務において令和6年度中にフェンス取替工事を実施することが決定した。</p>
<p>【内部保育園】 イ 園舎テラスの天井の塗装が剥落している箇所が見受けられる。園児の安全のためにも塗りなおし等、補修を行うこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 5年 6月11日</p> <p>包括管理業務において該当部分の天井の塗りなおしを行った。</p>
<p>【笹川西保育園】 ウ 園敷地南側の隣地は園より高位置の斜面となっており、フェンスは設置されているものの不審者の侵入が懸念される。園児の安全のため、監視カメラの増設等、保育幼稚園課に対策を協議すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 5年 7月21日</p> <p>保育幼稚園課に要望の上、令和5年度に防犯カメラの増設工事を行った。</p>
<p>【笹川西保育園】 エ 園東側境界の壁面が剥落している。園児、職員のみならず一般市民にとっても危険であるため、保育幼稚園課に補修を要望すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 5年 7月31日</p> <p>保育幼稚園課に要望し、包括管理業務において当該箇所を補修することとなった。令和5年9月に補修完了見込みである。</p>
<p>【内部幼稚園】 オ 園敷地の南西側に向けた監視カメラの設置がなく、防犯上の死角となっている。児童の安全のため、保育幼稚園課に設置を要望すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 5年 7月31日</p> <p>保育幼稚園課に要望し、防犯カメラを設置の手続き中であり、令和5年10月に設置見込みである。</p>

<p>【橋北こども園】 カ LED化されていない蛍光灯がみられるが、電気料金が高い上に、国は、2030年までにすべての照明のLED化を目標としている。期限が迫ると品不足になる可能性も考慮し、計画的にLEDへの置き換えを完了させること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 7月 5日 令和5年度にLED化工事が完了した。</p>
--	--

2 3 E (経済性、効率性、有効性) 等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置 (具体的内容) ・対応状況
<p>① 内部事務管理について【合規性の視点】 【保育園・幼稚園・こども園共通事項】 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 7月 31日 頻度の高いミスについては、同様のミスが発生させないよう、保育幼稚園課において園専用掲示板及びメールで、所属職員へ共有するとともに、必要に応じてマニュアルを作成した。マニュアルや過去事例を参考に、複数職員で書類をダブルチェックすることで、ミスの防止・適正な事務執行を徹底している。</p>
<p>② コロナ禍における保育について【住民福祉の向上の視点】 【保育園・幼稚園・こども園共通事項】 新型コロナウイルス感染症がまん延する中であっても、どうしても子どもを保育園に預けざるをえない保護者が多くいる。感染症対策は講じられてはいるものの、職員と園児は密になる機会が多い上に、年齢の低い園児はマスクをつけるということもできず、感染拡大するリスクは高い。さらに、子どもの家庭内感染のケースも多くみられる。安全を第一に考えながら、可能な限り工夫して業務を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 7月 31日 新型コロナウイルス感染症のまん延時には、可能な限りの感染対策を行い、やむを得ない場合の対応としての休園についても、園全体の休園から、クラス単位の学級閉鎖と対応を変更し、少しでも保護者の就労保障が確保できるように変更を行った。 5類移行以後は、園での引き続きの感染症対策は実施し、感染症発生状況を保護者に適時公表することで、家庭でも感染対策やこどもの健康管理に努めてもらえるようにした。</p>
<p>③ 職員の資質向上について【有効性の視点】 【保育園・幼稚園・こども園共通事項】 各園は、職員の研修参加を促し、学びの機会がもてるよう努めているが、園長は、職員が保育に馴染めることなく資質向上に努めているかをチェックすること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 7月 31日 令和5年4月からの幼児教育センターの開所に伴い、職員個人の年間研修計画を園長も確認しながら作成し、研修に臨んでいる。併せて研修履歴を確認しながら、職員一人ひとりの職層にあった研修を受講することで、資質向上、保育への意欲につながるよう取り組んでいる。</p>
<p>④ 園における子どもの受け渡しについて【住民福祉の向上の視点】 【保育園・幼稚園・こども園共通事項】 一日のうちで担当職員が交代する場合であっても、保護者の迎えの際にその日は誰が迎えに来るかという情報について共有を徹底し、ミスのないよう細心の注意を払うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 7月 31日 職員のシフト交代時には、適切に引継ぎを行っている。園児の送迎情報については、名簿への記載、口頭伝達に合わせ、引継ぎノート等を活用し、漏れのないように注意している。令和5年度からは保育業務支援システムを併せて活用し、適切に情報共有を行うことで、引き続き保護者の不安につながらないように保育を行う。</p>
<p>⑤ 現金の取扱いについて【合規性の視点・効率性の視点】 【保育園・幼稚園・こども園共通事項】 ア 収納金の取扱いや管理について、厳重な管理と事故防止を徹底すること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 7月 31日 収納金は、受け取った当日に銀行に入金する手続きを徹底している。万が一現金を園で保管しなければならない場合は、鍵付きのキャビネットで適切に管理を行うルールが全園順守できている。</p>

<p>【保育園・幼稚園・こども園共通事項】 イ 行事の写真の販売の際、園が保護者から現金を預かり、業者に渡しているが、現金を取り扱うこと自体が職員の負担にもなり、事故のリスクも発生することから、現金を直接扱わない方法に変えることを検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 7月31日 写真の販売については、園ごとに保護者の状況等を見極めながら、順次インターネット販売へ切替を行っている。しかしながら、インターネットを利用できない等の理由から、従来通り園での集金を希望する保護者も存在するため、現時点で、すべてインターネット販売へ切り替えることは難しい状況である。今後も保護者及び業者と慎重に調整を行った上で、インターネット販売への切替を進めていく方針である。</p>
<p>⑥ すぐメールの配信について【効率性の視点・住民福祉の向上の視点】 【保育園・幼稚園・こども園共通事項】 園長をはじめ数人の職員に、すぐメールの配信権限が付与されているとのことであるが、園のパソコンでしか配信操作ができないこととなっている。大雨警報発令時などいかなる時でも、職員が少なくとも一人は園に行き配信しなければならないというのはいかなるものか。園長だけは自宅でも配信可能にするなど、全庁的な事例も参考にすることでやり方を検討すること。</p>	<p>【継続努力】 令和 5年 7月31日 災害時には職員が園の状況把握のため出勤するので、各園においてすぐメールの配信は可能と考える。今後、幼稚園については別のメール配信システムに切り替えを行い、保育園・こども園については保育業務支援システムに切り替えを行うが、すぐメール同様に基本的には、各園から一斉配信をすることとなる。職員の自宅から個人のパソコン等で発信する方法は、セキュリティ上の課題もあるが、緊急時の対応方法について保育幼稚園課と検討を行う。</p> <p>【措置済】 令和 6年 1月31日 保育園・こども園で導入した保育業務支援システム、幼稚園で導入したメール配信システムはいずれも、園及び保育幼稚園課から各園に対して配信することができる。警報発令時など職員が園に出勤することができない場合は、災害対応で本庁に待機している保育幼稚園課職員が代わって対応を行うことで保護者への連絡手段を確保することとする。</p>
<p>⑦ 災害発生時への備えについて【住民福祉向上の視点】 【内部保育園】 ア コピー機等の事務機器、棚、靴箱などについて、耐震対策がとられていないものが見受けられるため、すべて点検し、すみやかに対応すること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 6月 1日 コピー機等の転倒防止対策を行い、該当の棚については撤去した。</p>
<p>【川島幼稚園】 イ 倉庫内のキャビネットについて、耐震対策がとられていないものが見受けられるため、すべて点検し、すみやかに対応すること。職員室のキャビネットについては、鎖で留められてはいるものの、容易に外れるような状況になっているので、補強すること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 2月23日 倉庫内のキャビネットについて、すべて点検を行い、必要箇所に耐震対策及び、補強を行った。</p>

<p>【橋北こども園】 ウ 職員室の冷蔵庫などについて、耐震対策がとられていないものが見受けられるため、すべて点検し、すみやかに対応すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 7月31日 転倒防止ストッパーを設置することで、一旦の耐震対策をとっている。突っ張り棒の設置や壁への穴をあけることが難しい園の事情から、震度6強の地震にも対応するべく危機管理課に相談しながら、対応を検討している。</p>
<p>⑧ 休園に伴う保護者説明について【住民福祉の向上の視点】 【川島幼稚園】 川島幼稚園は令和5年度末をもって休園が決定している。園は、保護者や地域に対し周知をしており、未就園児の保護者に対しては、あそび会の場で、今後新たにこども園となるかわしまこども園の案内などを行っている。子どもを預ける保護者にとっては、園の形態の変化は影響が大きいことから、今後も丁寧な説明を行っていくこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 5年 7月31日 川島幼稚園の遊び会利用者に対しては、引き続きかわしまこども園をはじめとする近隣園の状況や子育て支援事業について、個々のニーズに合わせた情報提供や説明を行っている。</p>
<p>⑨ ホームページによる情報発信について【有効性の視点】 【内部幼稚園】 保育園・幼稚園・こども園の中でホームページがあるのは幼稚園・こども園だけであるが、内部幼稚園は、ホームページの内容を頻繁に更新を行い、情報発信に力を入れており、園児や保護者向けには充実した内容となっている。しかし、幼稚園のホームページ自体の仕様が古く、スマートフォン対応や検索機能も十分でないなど、利用しにくく、園児募集やあそび会の周知には有効に機能していないと考えられる。保育幼稚園課にホームページの性能向上を要望すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 5年 7月31日 園の情報発信について、保護者のアクセスのしやすさと職員の更新のしやすさを向上させるため、保育幼稚園課と協議の上、令和5年度中に情報発信方法を変更することとした。園の連絡先やビジョン等、頻繁な更新が必要でない項目については、保育幼稚園課のホームページ上で発信し、行事の様子やあそび会の実施状況等、頻繁な更新が必要な項目については、園ごとにSNSアカウントを作成して、SNS上で公開することとし、利便性を高める。</p>

令和4年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 教育委員会 小学校・中学校
 内部東小学校、小山田小学校、橋北小学校、四郷小学校、高花平小学校、
 笹川小学校、内部小学校、県小学校、川島小学校
 （高花平小学校、笹川小学校、内部小学校、県小学校、川島小学校は書
 面監査）
 笹川中学校、橋北中学校、内部中学校、西陵中学校、大池中学校、西笹川
 中学校
 （大池中学校、西笹川中学校は書面監査）
- 3 監査実施期間 令和4年11月9日、令和4年11月11日

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>（2）教職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 【四郷小学校、高花平小学校、笹川小学校、笹川中学校、内部中学校、大池中学校、西笹川中学校】 教職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認を行うこと。加えて、教職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めるとともに、AI技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に早急に取り組み、過労死認定基準を上回る状況の解消を図ること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 7月31日 校務支援システムへの出退勤時刻の記録を基に、本人及び管理職が時間外勤務の状況を常に把握・管理するようにしている。月の時間外勤務が80時間を超える職員に対しては、校長が面談し、働き方について指導・助言を行っている。 また、校務支援システムや学校業務アシスタント、スクールサポートスタッフの活用、定時退校日の設定や会議内容の精選から業務の効率化を図り、教職員の勤務時間縮減に向けた取り組みを行っている。</p> <p>【 継続努力 】 令和 6年 1月31日 これまでの取組については継続実施している。中学校においては、令和6年度より自動採点システムによる定期試験等に係る業務の効率化を行うべく、導入の検討を進めている。さらに、小中学校で、児童生徒個々の情報を一元可視化する校務支援システム機能の増強も進んでおり、きめ細かな指導を効率的に行うことで、教職員の勤務時間縮減につなげていく。</p>

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

意見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 教職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>【内部東小学校、小山田小学校、橋北小学校、内部小学校、県小学校、川島小学校、橋北中学校、西陵中学校】</p> <p>教職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認を行うこと。加えて、教職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めるとともに、A I技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 7月31日</p> <p>校務支援システムへの出退勤時刻の記録を基に、本人及び管理職が時間外勤務の状況を常に把握・管理するようにしている。月の時間外勤務が80時間を超える職員に対しては、校長が面談し、働き方について指導・助言を行っている。</p> <p>また、校務支援システムや学校業務アシスタント、スクールサポートスタッフの活用、定時退校日の設定や会議内容の精選から業務の効率化を図り、教職員の勤務時間縮減に向けた取り組みを行っている。</p> <p>【 継続努力 】 令和 6年 1月31日</p> <p>これまでの取組については継続実施している。中学校においては、令和6年度より自動採点システムによる定期試験等に係る業務の効率化を行うべく、導入の検討を進めている。さらに、小中学校で、児童生徒個々の情報を一元可視化する校務支援システム機能の増強も進んでおり、きめ細かな指導を効率的に行うことで、教職員の勤務時間縮減につなげていく。</p>
<p>(3) 教員が児童・生徒と向き合う時間を十分に確保できないリスク</p> <p>【小・中学校共通事項】</p> <p>教員が児童・生徒と向き合う時間を十分に確保するため、従来の業務方法の見直しを進めるとともに、教育委員会と連携してA I技術の活用等による業務改善をはじめとした環境整備を推進すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 7月31日</p> <p>教員が児童・生徒と向き合う時間を十分に確保するため、学校教務アシスタント、スクールサポートスタッフの配置を有効に活用している。また、校務支援システムやHome & School（学校・保護者連絡システム）を活用し、教員の業務負担の軽減を図っている。</p> <p>【 継続努力 】 令和 6年 1月31日</p> <p>児童生徒の情報を一元可視化する校務支援システム機能の増強も進んでいる。児童生徒の状況を迅速に把握することにより、きめ細かな指導を効率的に行うことで、個々の児童生徒に向き合う時間を創出する取組を進めていく。</p>

<p>(4) 理科薬品の適正な管理におけるリスク</p> <p>【小・中学校共通事項】</p> <p>一般薬品など品質が劣化した薬品は、適宜処分するなど適切な管理に努めること。また、毒物・劇物など処分する薬品を薬品庫以外で仮置きする場合は、鍵のかかる部屋に保管するなど、児童・生徒の安全を考慮した管理を行うこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 7月31日</p> <p>理科薬品については、「理科薬品類の取扱いと管理について」の通知に基づき、鍵のかかる専用保管庫での管理、管理記録の整備、校長による点検を実施し、適正な保管・管理を行っている。処分のため、保管する場合も事故が発生することがないように、必ず鍵のかかる場所で適切な保管・管理を行うようにしている。</p>
<p>(5) 学校内におけるいじめ、不登校等への対応におけるリスク</p> <p>【小・中学校共通事項】</p> <p>① 不登校を含む児童・生徒と学校側がつながりを持つために、タブレットを自宅へ持ち帰ることの推奨や自宅でのタブレットの活用を図ること。そのためにも、保護者とのコミュニケーションを大切に、タブレット活用の理解を得られるよう取り組むこと。</p> <p>また、このような取り組みを行うことで、児童・生徒が学校を敬遠することがないように十分に配慮すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 5年10月17日</p> <p>品質が劣化した薬品について、一般薬品の場合、使用見込みがなく、学校で処分できるものは通知に基づき適正な方法で処分している。処分できない一般薬品や毒物・劇物においては、必ず鍵のかかる場所で適切な保管・管理を行うようにしており、教育委員会において専門業者に依頼し、順次処分が行われる予定である。10月17日の小中定例校長会議において、教育委員会から理科薬品の適正管理について指示が行われた。</p> <p>【 継続努力 】 令和 5年 7月31日</p> <p>不登校を含む全児童・生徒について、タブレットを自宅へ持ち帰り、自宅学習に活用している。不登校の児童・生徒については、本人、保護者の意向を確認しながらオンライン授業を行うなど、タブレットの活用を行っている。</p> <p>また、該当児童・生徒へはタブレットを使い学校生活の情報提供を行い、学校とのつながりを持てるようにしたり、スクールカウンセラーや関係機関とも連携し、相談したりするなどの配慮を行っている。</p> <p>【 継続努力 】 令和 6年 1月31日</p> <p>不登校の児童生徒に対しては、本人、保護者の意向を確認しながらオンライン授業を行うなど、タブレットの活用を行っている。</p> <p>令和6年度は、タブレットから児童生徒が健康状況や「心の天気」、日々のコメントなどを入力できるシステムが導入される。不登校児童・生徒も自宅から利用できるため、本人や保護者の意志を尊重しながらも、学校とのつながりをつくる一策としてこのシステムの利用を推進していく。</p>

<p>② 問題行動を起こす児童・生徒への対応は、複数の教職員で情報を共有し、教育委員会など関係機関と連携して対応しているが、他市では問題行動を起こす児童・生徒の状況に応じた対応マニュアルを作成している事例もある。児童・生徒への適切かつ迅速な対応を図るため、教育委員会とも連携して対応マニュアルの研究を行うこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 7月31日 児童・生徒の問題行動については、毎週、校内での情報共有を行っている。必要に応じて、スクールカウンセラー等も交え、ケース会議を実施し、教育委員会など関係機関と連携して対応している。今後も教育委員会と連携し、対応マニュアルの研究を行っていく。</p>
<p>③ 不登校児童・生徒への対応は、担任教諭の過度な負担にならないよう他の教職員がフォローするなど、学校全体で対応できる体制の整備を図ること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 6年 1月31日 児童生徒の問題行動については、校内の生徒指導委員会や打合せ等で情報の共有及び今後の対応を検討している。必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを交えた委員会やケース会議を実施し、教育委員会など関係機関と連携して対応している。 昨今、保護者対応に苦慮するケースが多いため、スクールロイヤーの活用を図った。生徒指導担当者研修会においては弁護士からいじめの認知や対応について学んだ。児童生徒の悩み等の相談においては、1人1台端末から相談できるSNS相談アプリを活用している。</p>
<p>(6) 教員の部活動における業務負担に関するリスク</p> <p>【中学校共通事項】 経験のない担当教員の負担軽減の観点からも、複数の顧問配置をさらに進めるとともに、部活動指導員及び部活動協力員の地域人材の活用についても取り組みを進めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 7月31日 不登校児童・生徒への対応は、登校サポート委員会を開催し、情報共有を行い、学校全体で対応を行っており、担任一人に過度の負担とならないよう体制を整えている。</p> <p>【 継続努力 】 令和 6年 1月31日 登校サポート委員会の定期的な開催の定着を図ってきた。 引き続き、委員会の組織的・計画的な実施を推進する。そのために、登校サポートアドバイザーによる全小中学校訪問において、不登校児童生徒に対する組織的な対応について助言・指導に努める。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 5年 7月31日 文科系の部活動等一部の部活動を除き、複数の顧問配置を行っている。また、部活動指導員を配置により地域人材を活用し教職員の業務負担を軽減している。</p> <p>【 措置済 】 令和 6年 1月31日 一部の部活動を除き、複数の顧問の配置を継続している。また、部活動指導員の活動回数を増やし、部活動顧問の負担軽減を図った。</p>

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 事務の適正執行について【合規性の視点】 【小・中学校共通事項】 ア 内部事務の基本的な部分で、複数の学校で事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。</p>	<p>【継続努力】 令和 5年 7月31日 日常的に全職員に対して事務執行の方法や管理についての周知を行い、事務処理の意識が低くならないよう努めている。また、発生しやすいミス等によるリスクを共有するとともに、管理職、事務職員の複数によるチェック体制を整備し、内部事務管理を徹底している。</p> <p>【措置済】 令和 5年10月17日 校長は自ら決裁権者、出納員であることを十分に認識するとともに、職員への業務に関する知識の集積や単純ミスが生じないよう牽制体制の構築に努めている。また、他校や共同学校事務室での好事例を参考にするなど、更なる内部チェック体制の強化を図っていく。10月17日の小中定例校長会議において、教育委員会から支出事務の適正処理について指示が行われた。</p>
<p>イ 新型コロナウイルス感染症対策による物品購入には、国からの補助金が含まれている予算で購入された物もある。全ての歳出について、適正な予算執行となるよう改めて確認して会計事務を行うこと。</p>	<p>【継続努力】 令和 5年 7月31日 全ての歳出について、事業目的に沿ったものであるか確認し、適正な予算執行となるよう会計事務を行っている。</p> <p>【措置済】 令和 6年 1月22日 共同学校事務室でのチェックや各校での予算執行伺決裁の過程においても複数による確認を行いながら、引き続き適正な会計事務を行っていく。1月22日の共同学校事務室室長会議において、教育委員会から適正な会計事務処理について、指示が行われた。</p>
<p>ウ 学校で行う修繕工事については、公平性の視点を持ち、選定業者に偏りが生じないよう選定するとともに、緊急を要する修繕は理由を記載するなど、選定理由を明確にすること。</p>	<p>【継続努力】 令和 5年 7月31日 学校で行う修繕工事について、過去の実績等も参考に、公平性の視点を持ち、偏りのない業者選定を行っている。また、緊急工事については、その理由を予算執行伺の際に記載し、明確にするようにしている。</p> <p>【措置済】 令和 6年 1月22日 学校で行う修繕工事について、過去の実績の参照、必要に応じ教育委員会に確認するなど、選定業者に偏りが生じないよう選定をしている。緊急工事については、選定理由を明確にし、予算執行を行っている。1月22日の共同学校事務室室長会議において、教育委員会から適正な会計事務処理について、指示が行われた。</p>

<p>エ 一部の小・中学校には公衆電話を置き、現金収納の必要性が生じている。公衆電話の収納事務については、事故が起こらないよう事務職員を中心に適正な対応に努めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 7月31日 公衆電話の収納事務について、授業中や生徒の下校後に収納作業を行うとともに、歳入に係る調定書の点検は必ず複数でを実施するなど、適切な対応に努めている。</p>
<p>② 各学校と共同学校事務室の事務処理チェック体制について【有効性の視点】 【小・中学校共通事項】 市内の小中学校を地域ごとに6ブロックに分けて、その中の1校に共同学校事務室を設置し、ブロック内の小中学校の事務職員が学校運営に関する支援及び各校の事務体制の強化を図るために共同で業務を行っている。共同学校事務室では財務帳票の点検業務も行っており、各学校の財務会計事務の一定の適正性が保持されている。しかし事前調査において、支出事務の事務処理誤りや支払遅延が複数見られ、学校や共同学校事務室でのチェック機能が十分に働いていないと思われる事例も見受けられた。共同学校事務室での財務事務に関する知識のさらなる集積と、各学校での事務処理に係るチェック体制の強化を図り、適正な事務執行に努めること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 6年 1月22日 極力その場に生徒や来校者等がいない時間帯に収納作業を行い、事務職員、管理職による複数体制でのチェックにより、引き続き適正な収納事務が行われるよう努める。1月22日の共同学校事務室室長会議において、教育委員会から適正な会計事務処理について、指示が行われた。</p> <p>【 継続努力 】 令和 5年 7月31日 支出事務の事務処理誤りや支払遅延が生じないよう、共同学校事務室でのチェック体制の強化を図り、適正な事務執行に努めていく。 誤りが発生しやすい事例や複雑な事例を事務室内で共有するなど、財務事務に対する知識の蓄積やスキルアップに努めていく。 また、共同学校事務室での点検のみに頼らず、校内での承認・決裁の際には、管理職によって事務処理に不備がないか確認を行うとともに、事務職員、管理職が連携を図り、迅速な処理を行っていく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 6年 1月31日 現在も共同学校事務室での点検や決裁の過程で複数によるチェック体制を取っているが、そのチェック体制が十分に機能しているか見直しを図りながら、経験が浅い職員等でもポイントを押さえた点検を行うことができるよう、更にミスを減らす取り組みを行っていく。 また、教育委員会や関係課と連携し、学校や共同学校事務室向けの財務事務研修の実施を要請するなど、財務事務に関する知識のさらなる集積と事務処理に係るチェック体制の強化を図っていく。</p>

<p>③ 学校内の環境整備について【有効性の視点】 【小・中学校共通事項】 学校施設は老朽化が目立つところがある。児童・生徒が安全に施設を利用できるよう継続して日々の点検を行うこと。また、老朽化が進んでいる施設や設備、使用していない散水用の水道栓など、修繕や撤去が必要な施設や設備などは、教育委員会に報告して適切な管理に努めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 7月31日 児童・生徒が安全に施設を利用できるよう定期的に安全点検を実施するとともに、管理職による日々の校内巡視の際にも点検を行っている。 老朽化が進んでいる施設や設備、使用していない設備については、確認でき次第、早急に担当課と連携する等、子どもたちの教育に支障がでないよう適切に管理している。</p>
<p>④ ICT技術活用による教育効果について【有効性の視点】 【小・中学校共通事項】 令和2年度中に、全小中学校において、児童・生徒に1人1台のタブレットが順次配備された。それと同時にすべての教室に大型提示装置と無線LAN環境も整備されており、その環境で、令和3年度当初から授業における運用が行われている。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和3年9月は、学校と自宅をつないだオンライン学習が本格的に実施された。これによって、児童・生徒・教員のICT活用力向上などのメリットが生じたが、体調・精神面の不良表出等のデメリットや、ネットワーク環境や混雑具合による機器の接続等不調、児童・生徒による一方的接続停止等の課題も生じている。また、通常授業とオンライン授業の併用のための準備や対応における教員の負担も増加している。今後もICT技術を活用した効果的な教育を進めるとともに、教員の負担軽減を図るため、教員のICT活用力の更なる向上に取り組むこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 5年12月11日 児童・生徒が安全に施設を利用できるよう、損傷や危険箇所がないか、定期的に安全点検を実施するとともに、管理職による日々の校内巡視の際にも点検を行っている。 そこで挙げられた損傷や危険箇所、老朽化が進んでいる施設や設備、使用していない設備については、その都度対応すると共に、高額な費用を要するなど、学校での対応が困難な場合は、子どもたちが近づかないよう安全対策を講じた上で、教育委員会へ迅速に報告、情報共有を図り、適切に管理をしている。12月11日に教育委員会から学校施設の維持管理の徹底について通知を行った。</p> <p>【 継続努力 】 令和 5年 7月31日 1人1台のタブレットの配備が実現し、子どもたちがICT技術を活用し学べる環境が整った。指導する教員のスキルアップはもちろんのこと、活用について校内での研修を進めている。児童・生徒がタブレットを自宅へ持ち帰り、自宅学習にも活用している。児童・生徒一人ひとりに対して最も適した学びが実現できるよう活用方法についてさらに研修するとともに、負担軽減を図るため、教員のICT活用力向上に教育委員会とも連携して組織的な推進に努める。</p> <p>【 継続努力 】 令和 6年 1月31日 令和4年度には、全小中学校のインターネット回線の増強と、教員用1人1台のタブレットの整備により、授業におけるICT活用が行いやすい環境を整えられた。 ICT活用に見識のある校長OBをGIGAスクールアドバイザーとして各小中学校に派遣による、授業や校務でのICTのより効果的な活用や校務のDX化についてアドバイスや支援も実施している。 令和6年度は再度全校に対して、教育支援課の指導主事による出前研修を実施する予定である。</p>

<p>⑤ コミュニティスクールの効果について【住民福祉の向上の視点、有効性の視点】</p> <p>【小・中学校共通事項】</p> <p>令和3年度に新たに4中学校のコミュニティスクール指定が行われ、全小中学校がコミュニティスクールの指定校となっている。コミュニティスクールの取り組みにより、学校ごとに、地域住民が学習や学校の活動を支援したり、運営協議会への参画により学校と一体となって教育方針の決定等に参画したりしている。また、児童・生徒が地域行事に参加したり、地域の人々との交流を深めたり、地域とともにある学校づくりを進めている。一方で、新型コロナウイルス感染症の影響でこうした取り組みが制限されている事態も生じている。今後は、地域住民による学校運営への参画、地域と学校との交流・連携をさらに充実させるとともに、コロナ禍におけるコミュニティスクールのあり方を考え、教育的効果をさらに高めていくこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 7月31日</p> <p>定期的にコミュニティスクール運営協議会を開催し、運営委員の方から意見を伺い、地域とともにある学校づくりを目指している。また、校区内の保育園・幼稚園・こども園・小学校・中学校とのつながりを大切にした取り組みとして「学びの一体化」を行い、中学校から小学校への乗入授業や人権学習、小学校6年生児童の中学校部活動見学会等を行っており、一貫性・連続性のある教育的効果の向上に努めている。</p>
<p>⑥ 市費による教員配置の効果について【有効性の視点】</p> <p>【小・中学校共通事項】</p> <p>ア 各学校において、県費の教員に加え、多種の市費の教員（「よっかいち任用講師」「学校教育アシスト」「特別支援教育推進」「学びの一体化」等）が、市教育委員会により各校に配置され効果を上げている。今後も、各学校の状況に合わせて必要な教員配置を行い、継続して教育の充実を図ること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 7月31日</p> <p>市費による教員の配置により、さまざまな背景がある児童・生徒に対して、丁寧に寄り添う対応ができていく。今後も学校の課題に応じた教員の配置の継続により、教育の充実を図っていく。</p>
<p>イ 介助員や支援員など、学校における重要な役割を担っている教職員について、児童・生徒への対応が現状の配置数で足りているかを確認して、不足しているのであれば教育委員会へ増員を要求すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 7月31日</p> <p>介助員や支援員等の教職員は、個別の学習支援やきめ細やかな指導をするため、学校における重要な役割を担っている。今後も校内の様子、入学予定児童・生徒の状況等を確認し、必要な配置数が確保されるよう教育委員会へ要求していく。</p> <p>【 措置済 】 令和 6年 1月31日</p> <p>教育委員会へ要求し、児童生徒の実態と支援の必要性から、令和5年度中に介助員の増員が4校、増時数が7校で行われた。また支援員の増員が1校、増時数が2校で行われた。今後も学校の状況と児童生徒の実態を教育委員会へ報告し、適正配置を要求していく。</p>

<p>⑦ 特別支援を要する児童・生徒への対応について【有効性の視点】 【小・中学校共通事項】 各学校において、特別支援を要する児童・生徒の状況に応じて、介助員や支援員が配置され、また必要な場合には他機関と連携を図っている。今後も、継続して各学校や児童・生徒の特性に応じた対応をしていくこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 7月31日 介助員や支援員等の教職員は、個別の学習支援やきめ細やかな指導をするため、学校における重要な役割を担っている。また、必要に応じて関係機関と連携を取り、個々に応じた具体的支援を行っている。今後も継続して個々の特性に応じた対応を行っていく。</p>
<p>⑧ ガス給湯器の活用について【有効性の視点】 【小・中学校共通事項】 理科室にあるガス給湯器について定期点検を行っているが、使用していない学校も見受けられた。ガス給湯器の使用実態を調査して、不要な設備であれば撤去するなど、費用対効果を検証すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 6年 1月31日 引き続き介助員や支援員の適正配置を教育委員会へ要求していく。また、児童生徒の実態に応じて関係機関と連携を取り、今後も継続して、きめ細かく個々の特性に応じた支援が行えるよう努めていく。</p> <p>【 措置済 】 令和 5年 7月25日 理科室にガス給湯器がない学校もあり、湯が必要な場合はポット等で対応している。理科室に給湯器（電気式含む）がある学校は、定期点検を継続し、適切に管理を行っていくが、老朽化した場合は、現在、工事契約中のものは除き、更新せず、撤去を行っていくことを教育委員会内で確認した。</p>
<p>⑨ 学校における現金の取扱いについて【合規性の視点】 【小・中学校共通事項】 児童・生徒が現金を学校へ持参することは、紛失等の事故が生じたり、児童・生徒同士によるトラブルにつながるリスクも想定できることから、現金の取り扱いを極力減らすことができるような対応を図ること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 7月31日 児童・生徒が現金を学校へ持参することによる様々なリスクを想定して、集金回数を削減するなど、現金の取り扱いを極力減らすことができるよう努めている。また、学級写真の購入について、WEB注文で保護者が直接業者と取引をしている学校もみられる。</p> <p>【 継続努力 】 令和 6年 1月31日 集金回数の削減や現金集金している世帯への口座登録の働きかけなど、児童・生徒が現金を持参する機会を極力減らすよう対応を行っている。また、学級写真のように業者から直接購入するものについて、WEB注文などキャッシュレス決済の導入が可能な検討を行っている。</p>
<p>⑩ 学校内で発生した事故の対応について【有効性の視点】 【小・中学校共通事項】 学校内で発生した児童・生徒の事故は早急に保護者へ連絡することで、学校と保護者の信頼関係を築く対応を図ること。また、病院での処置が必要であれば、保護者と連携して速やかに病院へつなげること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 7月31日 学校内で発生した児童・生徒の事故については早急に保護者へ連絡している。また、病院での処置が必要であれば、保護者と連携して速やかに病院へつなげている。救急要請が必要な場合には、保護者と連絡を取りながら、躊躇なく判断することとしている。</p> <p>【 措置済 】 令和 5年11月14日 これまで同様、学校内で発生した児童・生徒の事故については早急に保護者へ連絡しており、特に首から上のけがについては、どれだけ軽症とみられる場合であっても、保護者に連絡を入れるようにしている。受診が必要であれば、保護者との連携のもと、速やかに病院へつなげている。また、緊急時には、躊躇なく救急車要請の判断を行っている。 上記内容をあらためて11月14日実施校長会において周知した。</p>

<p>⑪ ホームページの活用について【有効性の視点】 【小・中学校共通事項】 ア 全ての小・中学校にホームページがあり、学校によってはホームページを活用して修学旅行の様子や校内の樹木伐採などを掲載している。保護者としては修学旅行の様子や学校内の環境整備など、ホームページを介して児童・生徒の学校生活を確認することができる。先進的な活用をしている学校の取り組みを他校へ紹介することで、ホームページの活用を更に図ること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 7月31日 ホームページを活用し、日々の学校教育活動の様子をタイムリーに知らせることで、保護者の学校への信頼を高めていく。特に修学旅行や自然教室など学校を離れて教育活動が実施される際の発信については、保護者の安心にもつながっている。また、教職員の負担とならない範囲で、他校の優れた取り組みを取り入れることを模索していく。</p>
<p>イ ホームページによる情報発信が一部の教職員の負担増とならないよう、管理職や複数の教職員で対応できる体制を構築すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 6年 1月31日 保護者に向けた情報発信については、通信等の発行、学校ホームページ、学校保護者連絡システム、児童生徒用タブレットへのクラウド配信等、複数の手段があり、伝達すべき情報の内容に合わせた配信を行うように各学校が工夫している。 学校ホームページにおける情報発信についても、全体的に更新頻度が上がっており、今後も継続していくとともに、内容の質の向上を目指していく。</p>
<p>⑫ 道路へのアクセスについて【有効性の視点】 【内部中学校】 学校敷地から道路へ出る場所において、過去に交通事故が発生しており、道路へ出る手前の通路に停止線を引く対応を行っている。教職員や学校を利用する地域住民などの交通事故を防ぐため、教育委員会とも連携して周知を行うなど、更なる安全対策に努めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 7月31日 管理職や複数の教職員でホームページの更新を行っており、一部の教職員の負担とならないよう体制を整えている。</p>
	<p>【 措置済 】 令和 6年 1月31日 更新作業が簡易な全校で同一のシステムを導入しており、異動しても前任校と同様の方法で更新できるようになっている。また、更新作業は主に管理職による更新や、複数の教職員で順番や分担してホームページの更新をすることが定着しており、一部の教職員の負担とならないようしている。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 5年 7月31日 令和4年度に学校前の通路に停止線を引くなどの措置を行った。しかし、事故は忘れた頃に起こることを肝に銘じ、時間に余裕をもって出退勤したり出張に出かけるよう、管理職から職員に伝えている。引き続き、教育委員会とも連携しながら、交通事故防止に努める。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 6年 1月31日 日頃から時間に余裕をもって出退勤したり出張に出かけるよう、継続して管理職から職員に伝えている。令和6年度異動してくる教職員に対しても、危険個所の周知徹底を行い、交通事故防止に努める。</p>

令和4年度 出資団体監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 出資団体監査
 2 監査対象 四日市あすなろう鉄道株式会社
 都市整備部都市計画課（出資に関する事務の所管所属）
 3 監査実施期間 令和5年1月16日

【四日市あすなろう鉄道株式会社】

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
(4) 事業継続性のリスク 今後、少子化の進行による通学利用者の減少等により、損益の悪化が見込まれる。例えば、軌道における太陽光発電を導入して収入を得たりするなど、思い切った発想のもと、現在以上に収入確保の方策について検討すること。	【 検討中 】 令和 5年 8月31日 既存の鉄道収入だけでなく、新規事業の可能性についても採算性を考慮しながら、検討を続けていく。
	【 継続努力 】 令和 6年 2月29日 四日市商工会議所及び旅行会社と連携して車庫見学ツアーを実施（令和6年2月10日実施「四日市あすなろう鉄道ツアー」）する等、新たな企画で収入確保に取り組んでいる。

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
効果的な利用促進策について【有効性の視点】 ア 沿線に高等学校が複数立地し、同校に通学する学生にとっては利便性の高い鉄道である。例年、「高校入試応援キャンペーン」実施により、入学試験当日の受験生の往復運賃を無料とし、報道等によるPR効果により利用促進を図っており、また、令和3年にはICカードシステムの導入を行うなど、学生を含めた利用者の利便性の向上に努めている。立地条件を活かし、高等学校との連携をさらに強化して学生の意見も取り入れながら、今後も様々な形で利用促進を図り、実績につなげること。	【 継続努力 】 令和 5年 8月31日 通学定期については、1箇年通学定期乗車券の積極的なPRが功を奏し、利用者が大幅に伸びているため、今後も沿線の高等学校等と連携を取りながら、さらなる利用促進に努めていく。
	【 措置済 】 令和 6年 2月29日 通学定期については、海星高校の男女共学化等の影響や1箇年通学定期乗車券の積極的なPRにより、利用者数が伸びている。 令和5年度は、四日市農芸高校の生徒が考案したご当地パンの配布（令和6年1月27日実施「Café列車」）や、海星高校の生徒による伊勢茶の振る舞い（令和6年2月11日実施「四日市あすなろう鉄道ロゲイニング」）等、学生を巻き込んだ企画を実施した。 通学定期利用者数 令和4年度（4月～1月）：835千人 令和5年度（4月～1月）：867千人 増加数：32千人

<p>イ 鉄道グッズの販売は、PR効果が高いと考えられるので、駅やイベントでの販売以外に、四日市観光協会と連携するなどにより、効果の見込める様々な場所で販売を行い、事業のPRに努めること。</p>	<p>【 検討中 】 令和 5年 8月31日 鉄道グッズについては、元々利益率が低いため、手数料が必要となる委託販売については検討が必要だが、他社等が主催する鉄道イベントでの販売については今後も積極的に実施し、PRに努めていきたいと考えている。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 6年 2月29日 鉄道グッズについては、鉄道むすめ「追分あすなろ」の取扱アイテムの拡充を図り、従来の鉄道ファン以外の顧客層にもPRに努めている。</p>

【都市整備部都市計画課】

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(1) 出資団体の指導監督が適切に行われないリスク 利用者増加を目的に、当会社とともに、沿線地域と連携したイベントを開催するなどの手立てを講じることを検討するとともに、グッズ販売についても、四日市市観光協会や全市的なイベントでも扱えるような支援の方策を考えるなど、効率性・経済性の向上に努めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 8月31日 令和元年度より、全国でも珍しいナローゲージの鉄道として、市の観光資源となっている四日市あすなろう鉄道を活用した企画の提案を募り、市民主体によるまちづくり活動の推進を図っている。 上記の他にも、鉄道まつりや赤堀ふれあいまつりといったイベント等に参加し、利用者の増加を図っている。 今後も、引き続き、第二種鉄道事業者と連携して、効率性・経済性の向上に努めていく。</p>
	<p>【 措置済 】 令和 6年 2月29日 令和元年度より、全国でも珍しいナローゲージの鉄道として、市の観光資源となっている四日市あすなろう鉄道を活用した企画の提案を募り、市民主体によるまちづくり活動の推進を図っている。 令和5年度も四日市あすなろう鉄道を活用した企画を募り、「駅ピアノ」や「四日市あすなろう鉄道ロゲイニング」等を実施した。 上記の他にも、令和5年10月8日に開催された「鉄道の日記念イベント」、10月22日に開催された「赤堀ふれあいまつり」や11月18、19日に開催された「東海・北陸 B-1グランプリ」に参加し、利用者の増加を図った。 今後も、引き続き、第二種鉄道事業者と連携して、効率性・経済性の向上に努めていく。</p>

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 今後の財源について【有効性の視点】 第三種鉄道事業者である本市の事業費の財源は、国・県からの補助金及び一般財源のほか、内部・八王子線基金の取崩しにより賄っている。同基金は、当初近鉄からの拠出金8億円でスタートし、運行事業開始から令和3年度までの当会社から本市への寄附積立て額3億6,000万円、同基金の取崩し額8億5,000万円となっており、同基金の積立残高は、計画していたとはいえ当初から減少し、令和3年度末時点で3億1,000万円となっている。事業の継続を前提とした今後の財源確保の計画について検討していくこと。</p>	<p>【継続努力】 令和5年8月31日 施設の維持・更新に係る費用は、引き続き、国・県に補助金要望をしていく他、利用促進等の実施により、利用者の確保を図っていく。 今後も、第二種鉄道事業者と連携して、財源確保について検討していく。</p> <p>【措置済】 令和6年2月29日 施設の維持・更新に係る費用について、令和5年度もこれまでと同様、国・県の補助金を活用し実施しており、令和6年度の事業についても、補助金要望を提出している。 また、令和5年度も様々な利用促進を行い、利用者の確保を図った。 今後も、第二種鉄道事業者と連携して、財源確保に努めていく。</p>
<p>② 財務書類の作成について【有効性の視点】 令和元年度出資団体監査における監査結果として、当会社に対し、「第二種鉄道事業者である当会社と第三種鉄道事業者である本市の両事業者の財務状況を合算した連結の貸借対照表及び損益計算書の作成について検討すること。」との意見を提出しているが、当会社は、未だに当該書類の作成について検討中であり、作成できていない状況である。 一方、本市の会計は、現在、法規に基づく決算書類以外に、財政経営部が、国の統一した基準に基づく公会計による財務諸表を作成し、公表している。そのような状況の中、市民に鉄道事業全体の経営状況を示すためにも、都市整備部が主体となり、財政経営部と協議し、両事業者の財務状況を合算した連結の財務書類の作成に取り組むこと。</p>	<p>【検討中】 令和5年8月31日 連結の財務書類の作成について、有効性を含め、会計専門監と相談の上、第二種鉄道事業者である四日市あすなろう鉄道㈱と引き続き検討していく。</p> <p>【検討中】 令和6年2月29日 連結の財務書類の作成について、有効性を含め、関係部署に相談し、連結の財務書類を作成することは難しいといった意見もあるが、引き続き、第二種鉄道事業者である四日市あすなろう鉄道㈱と検討していく。</p>
<p>③ 今後の鉄道事業計画について【有効性の視点】 現在の四日市あすなろう鉄道は、全国的にも珍しいナローゲージを看板として、全国の鉄道愛好家も利用促進の対象としている。しかし、今後は、当会社の収益悪化により本市からの損失相当額の支出という事態も想定される。四日市あすなろう鉄道を市民の生活に必要不可欠で維持すべき路線と考えるならば、今後整備が見込まれるJR四日市駅や、四日市港千歳地区との連携等、事業継続の観点から発想を転換し、路線維持の方策を検討すること。</p>	<p>【検討中】 令和5年8月31日 四日市あすなろう鉄道の沿線には、多くの高等学校があることから、通学や通勤に必要不可欠であり、維持すべき路線である。 そのため、第二種鉄道事業者と協力して、路線維持に努めるとともに、今後整備が見込まれる近鉄四日市駅前等との連携を検討していく。</p> <p>【継続努力】 令和6年2月29日 四日市あすなろう鉄道の沿線には、多くの高等学校があることから、通学や通勤に必要不可欠であり、維持すべき路線である。 そのため、第二種鉄道事業者と協力して、路線維持に努めるとともに、今後整備が見込まれるJR四日市駅や、現在、整備が進んでいる近鉄四日市駅前等との連携を検討し、路線維持の方策を探っていく。</p>

④ SNSの活用について【有効性の視点】

Instagram及びフェイスブックを開設しているが、Instagramの更新がしばらくなされていない。SNSによりあすなろう鉄道に関心を寄せ、つながっている層やファンに対し、様々なツールを積極的に活用し、効果的にイベントや企画のPRを行うこと。

【措置済】 令和 5年 1月17日

現在、四日市あすなろう鉄道のイベントや企画等をInstagram及びフェイスブックを用いて、情報発信を行っており、令和5年1月17日にInstagramを更新した。

今後も引き続き、SNSを活用して、四日市あすなろう鉄道のPRを行っていく。

令和4年度 財政援助団体監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 財政援助団体監査
 2 監査対象 常磐地区防災協議会
 危機管理統括部 危機管理課（財政援助に関する事務の所管所属）
 3 監査実施期間 令和5年1月18日

【常磐地区防災協議会】

指 摘

特になし

意 見

- 1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

- 2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① 初動期の連絡体制について【有効性の視点】 各地区市民センターには、無線機が配置されており、災害発生の初動期には連絡のため、地区防災組織や自治会等にも無線機が有効であると考えられる。29地区防災組織のうち24地区防災組織は無線機を導入済みであるが、常磐地区防災協議会においては、過去に無線機の配置を検討したところではあるものの、配置したことによる責任の所在、無線機使用時の混線、活用のためのマニュアル作成の必要性などを勘案し、現時点では購入に至っていない所である。初動期における避難所設営では、SNSを活用した連絡方法をとることとしているが、無線機の活用も含め、初動期の連絡体制を構築すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 8月31日 初動期の連絡体制については、資機材の整備のほかに責任の所在やマニュアル作成の必要性など課題も多くあるため、新規に資機材を導入するのではなく、携帯電話やスマートフォン、SNSを活用した連絡方法をとることとしている。また、防災訓練にて、住民に初動期における混乱を把握してもらうとともに、情報が手薄でも住民自身で避難所の設営や運営が行えるよう訓練を実施している。</p> <p>【 継続努力 】 令和 6年 2月29日 初動期の連絡体制については、資機材の整備のほかに責任の所在やマニュアル作成の必要性など課題も多くあるため、新規に資機材を導入するのではなく、携帯電話やスマートフォン、SNSを活用した連絡方法をとることとしている。また、防災訓練にて、住民に初動期の混乱を体験することや、情報が手薄でも住民自身で避難所の設営や運営が行えるよう訓練を実施しており、令和5年度は11月12日に実施した。今後も継続して訓練を行えるよう努めていく。</p>

<p>② 防災資機材の選定等について【有効性の視点、住民福祉の向上性の視点】</p> <p>ア 防災資機材の購入については、防災協議会が必要な資機材を比較・検討のうえで購入決定を行っている。地域住民の命を守る大事な資機材であるとともに、補助金は税で賄われていることを認識し、引き続き納品時の確認とその後の適切な管理に努めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 8月31日</p> <p>防災資機材については、防災協議会の役員会にて協議のうえ、購入を決定している。また、防災協議会内に監査を設け、補助金等の執行が適正に行われているかを確認している。引き続き、補助金の活用については、適切な管理・運営に努めていく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 6年 2月29日</p> <p>防災資機材については、防災協議会の役員会にて協議のうえ、購入を決定している。また、防災協議会内に監査を設け、補助金等の執行が適正に行われているかを確認している。引き続き、補助金の活用については、適切な管理・運営に努めていく。令和6年度の防災資機材については、令和5年度の事業内容等を踏まえて、3月に実施する役員会にて購入物品等について検討する。</p>
<p>イ 防災資機材の購入にあたり、市の総合防災訓練での展示や製品のパンフレット、事業者等の意見を参考にしたうえで購入の決定をしているところである。情報が少ない中、より良い資機材を選定することは難しいため、使用して効果のある資機材については、四日市市地区防災組織連絡協議会で共有すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 8月31日</p> <p>防災資機材に限らず、防災に関する各地区防災組織での取り組みは、四日市市地区防災組織連絡協議会で情報共有を行うほか、市内を4つに分けたブロック毎の会議で互いの情報を共有している。今後も引き続き、四日市市地区防災組織連絡協議会およびブロック会議の場で情報共有を行っていく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 6年 2月29日</p> <p>防災資機材に限らず、防災に関する各地区防災組織での取り組みは、四日市市地区防災組織連絡協議会で情報共有を行うほか、市内を4つに分けたブロック毎の会議で互いの情報を共有するほか、令和5年度は11月5日開催の四日市市総ぐるみ総合防災訓練にて、他ブロックの防災組織とも情報共有が行えるよう、地区での取り組みについての展示を行った。今後も引き続き、四日市市地区防災組織連絡協議会およびブロック会議の場等で情報共有を行っていく。</p>

【危機管理統括部危機管理課】

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 補助金交付について【有効性の視点、住民福祉の向上の視点】 危機管理課から各地区防災組織への補助金を基礎割・実績割・世帯数割の3つの指標に基づいて交付している。これまで、見直しの検討を行っているところであるものの、変更には至っていない。地域防災力の向上を図るため、現状に即した交付算定指標に改めること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 4月 1日 各地区防災組織からの意見を聞き取りのうえ、各地区の不公平感を是正するため、交付算定指標を基礎割・実績割・世帯数割の3つの指標から基礎割・人口割の2つの指標へ変更した。また、現行事業の維持および地域防災力の更なる向上を図るため、資機材等整備事業の補助率を1/2から2/3へ変更のうえ、補助金額の増額を行い、令和5年度事業から適用している。</p>
<p>② 防災資機材の整備について【有効性の視点】 地区防災組織が防災資機材を整備するにあたり、上限の数量設定はなく、各地区防災組織の実情に応じ、購入をしている。余剰資機材とならないよう効果的に使用できるような整備を促すこと。</p>	<p>【継続努力】 令和 5年 8月 31日 防災資機材の整備については、各地区防災組織からの相談を適宜受けている。また、整備により生じる効果や管理方法等の聞き取りを行っており、事前に事業内容を確認している。今後も引き続き、補助金の適正な執行を図るため、各地区防災組織への指導・監督を行う。</p> <p>【継続努力】 令和 6年 2月 29日 防災資機材の整備については、各地区防災組織からの相談を適宜受けている。また、整備により生じる効果や管理方法等の聞き取りを行っており、事前に事業内容を確認している。今後も引き続き、補助金の適正な執行を図るため、各地区防災組織への指導・監督を行うと共に、問い合わせの多い共通課題等については四日市市地区防災組織連絡協議会にて周知していく。</p>
<p>③ 防災資機材の確認体制について【有効性の視点】 当年度に購入した資機材については、領収書の写し・資機材の写真を添付した実績報告書の提出を求め、危機管理課が聞き取り・確認を行っている。地区の防災訓練では、資機材を使用し、機能の低下などの指摘やアドバイスを行っているが、過去に購入した資機材の数量や機能を把握できていないのが現状である。地域の防災力の維持・向上のため、また市域が大規模災害に見舞われた時に、地域で備蓄してきた資機材が不足・故障していることがないように、例えば資機材の台帳化や補助金購入ラベルの添付など使える資機材を容易に把握し、市と地域で情報を迅速に共有できる仕組みづくりを検討すること。</p>	<p>【継続努力】 令和 5年 8月 31日 各地区防災組織へは、実績報告時に購入した資機材の写真添付を求めているほか、各地区防災組織の資機材と把握できるよう、各地区の実情や資機材の形状等に応じて、団体名等を資機材へ明示することや管理簿へ明記することを指導している。今後も引き続き、各地区防災組織へ指導を行うとともに、管理・保管方法等について四日市市地区防災組織連絡協議会にて周知していく。</p> <p>【継続努力】 令和 6年 2月 29日 各地区防災組織へは、実績報告時に購入した資機材の写真添付を求めているほか、各地区防災組織の資機材と把握できるよう、各地区の実情や資機材の形状等に応じて、団体名等を資機材へ明示することや管理簿へ明記することを指導している。今後も引き続き、各地区防災組織へ指導を行うとともに、管理・保管方法等や共通課題への対応について四日市市地区防災組織連絡協議会にて周知していく。</p>

令和4年度 出資団体監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 財政援助団体監査
 2 監査対象 諏訪栄町地区街づくり協議会
 商工農水部商業労政課（財政援助に関する事務の所管所属）
 3 監査実施期間 令和5年1月18日

【諏訪栄町地区街づくり協議会】

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
(1) 実施事業において効果が得られないリスク 補助金の成果指標となる数値がないため、客観的な数値による成果の確認ができていない。他のイベントの成果指標の算出方法を参考にしたり、SNSによる情報発信を数値で把握するなど、賑わい創出を目的とする補助事業の効果が具体的に示せるような方法を検討すること。	【 継続努力 】 令和 5年 8月31日 現在、協議会で令和5年度のイルミネーションについて打合せを行っているところであるが、Instagramでのハッシュタグを付けた発信数を把握するなどの方法を検討している。
	【 措置済 】 令和 5年 9月 6日 協議会で令和5年度のイルミネーションについて打合せを行い、Instagramでのハッシュタグを付けた発信数や当該イルミネーションに関する投稿数を把握する方法とした。引き続きSNSの投稿数などを確認していきつつ、どのような成果指標が良いかの検討も続けていく。

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① SNSを活用した数値指標の確保について【有効性の視点】 モチーフとなるイルミネーションの前に、カメラや携帯電話の撮影ポイントを確保することにより来訪者が増加し、SNSでの情報発信や拡散にもつながる。また、賑わい創出の指標となる数値の把握につながるものであり、早急に活用を検討し導入すること。	【 措置済 】 令和 5年 8月21日 今年度の打合せの中で、撮影ポイントとなるような場所を確保し、情報発信や拡散にもつながるSNSの活用を検討し、決定した。
② 事業者の選定について【有効性の視点、住民福祉の向上の視点】 事業実績や安全かつ円滑に遂行できる等の理由により一者随意契約が続いている。四日市市中心市街地活性化基本計画に位置付けのある事業であり、毎年楽しみにしている市民も多いと思われることから、斬新な発想が可能となるよう見積合わせ等競争性を担保し、税投入に対する説明責任を果たすこと。	【 措置済 】 令和 5年 8月21日 協議会でも話し合いを行ったが、今までに購入した電飾の保管・管理等も含めて依頼をしていること、中心市街地の電源等の情報に詳しく、関係機関との繋がりがあることから、一者随意契約については合理的な理由が認められる。ただし、税投入に対する説明責任を果たすうえでは、斬新な発想が可能となるよう、デザインを事業者任せにせず、諏訪栄町地区街づくり協議会のメンバーで他市のイルミネーションについて調査をしたり、建築事務所のインターンシップ生の意見を取り入れたりするなどして、より良いイルミネーションになるよう努めている。

<p>③ 補助事業の提出書類について【有効性の視点】 他の市補助事業においても協賛金を収入に含め、事業内での繰越を行っている事例もある。イルミネーション事業においても、今回の監査を機に、協議会の「事業収支表」を添付資料とすること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 3月27日 令和4年度の補助事業において、事業収支表を添付した。今後も事業収支表を作成し、補助金の実績報告の際に添付していく。</p>
<p>④ 預金の管理について【有効性の視点】 協議会ではイルミネーション事業のみならず、他の事業を一つの口座で全てまとめて管理を行っている。イルミネーション事業に対し協賛を募っていることから、当該事業の収支を明確にし、例えばイルミネーション事業専用口座を開設するなど協賛者の思いに応えるような方策を検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 8月21日 イルミネーション専用の口座を開設し、令和5年度より、その口座で協賛金、補助金、支払の管理をしていくこととした。</p>

【商工農水部商業労政課】

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 補助金等の使途の適正性及び効果に伴うリスク 実績報告をするにあたり、補助金交付要綱第8条第3号に規定されている収入を証する書類の写しの添付がなされていなかった。今後は、協議会が作成した「事業収支表」の提出を求めること。また、制度開始以来、当事業による賑わい創出の効果を数値等で確認しておらず、補助金交付要綱第11条第1項に示す事業評価をどのように行っているか疑問が残る。今後は、補助事業者が容易に入手できる成果指標の項目などを設定し、補助制度の効果を客観的に確認する方法を早急に確立すること。</p>	<p>【継続努力】 令和 5年 8月31日 収支を証する書類については、令和4年度の実績報告から、事業収支表の提出を求めた。当事業による賑わい創出の効果については、SNSの投稿数などを把握し、補助制度の効果を客観的に確認するよう努める。</p> <p>【措置済】 令和 6年 2月14日 収支を証する書類については、令和4年度の実績報告から、事業収支表の提出を求めた。当事業による賑わい創出の効果については、SNSの投稿数などを把握し、補助制度の効果を客観的に確認した。引き続きSNSの投稿数などを確認していきつつ、どのような成果指標が良いかの検討も続けていく。</p>

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(3) 指導監督の適切性が保たれないリスク 協議会から提出された収支予算書・収支決算書の収入の部の区分欄には自己資金と記載されているが、市は、協議会の「事業収支表」に基づき、イルミネーション事業に係る協議会の自己資金とイルミネーション事業に対する協賛金の別を明確に記載するよう指導すること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 3月27日 令和4年度の実績報告時から協議会の「事業収支表」に基づき、イルミネーション事業に係る協議会の自己資金と協賛金の別を明確に記載するよう指導した。令和5年度以降も同様に指導を続けていく。</p>

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 補助事業の成果確認について【経済性の視点、有効性の視点】 四日市市中心市街地イルミネーション事業補助金は、交付要綱第1条において、中心市街地における賑わいの創出を目的としており、協議会が提出した実績報告書には「冬の来街者へのひとときのやすらぎを提供することができ、まちの賑わいづくりの一助となった」とある。また、来街者及び商店の売り上げが増加したとのことだが、協議会ではこれらを裏付ける具体的な数値は把握していない。一方、市においても、本事業の来街効果増を確認する手段を講じるよう指導していなかった。市は実績報告において成果指標の報告を求めるよう要綱を改め、協議会が、賑わいづくりに資することを示す具体的な数値を報告できるよう指導すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 8月31日 実績報告書の中には、「イルミネーションの具体的な効果」を記載する欄があるため、具体的な数値による成果指標を記載した報告書を提出するよう指導していく。</p> <p>【 措置済 】 令和 5年10月12日 実績報告書の中には、「イルミネーションの具体的な効果」を記載する欄があるため、具体的な数値や客観的な情報による成果指標を記載した報告書を提出するよう指導した。今後もより客観的に効果を把握できるよう指導を続けていく。</p>
<p>② イルミネーション事業の計画的な実施について【有効性の視点、住民福祉の向上の視点】 ア 前年度実績より少しずつ拡大するだけでは、思い切った対応ができない。例えば、節目となる年においてはイルミネーションの内容や範囲を大きく見直すことができるよう、計画的に検討すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 5年 8月21日 現在、中央通りの再編工事により、完成までの間は商店街へと場所を一部変更しながら行っていくよう計画している。今年度以降のイルミネーション範囲等については市街地整備課に相談をし検討した。中央通り再編後のイルミネーションについても随時検討する場を設けていく。</p>
<p>イ 諏訪公園のイルミネーションと連動しているが、今後整備が見込まれるJR四日市駅周辺までイルミネーションの範囲を拡大できるよう、電源確保等についても関係先に働きかけること。また、近隣他都市とは違う、四日市市中心市街地のイルミネーションならではの特徴をアピールする手立てを講じること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 8月31日 現在、中央通りの再編工事により、完成までの間は商店街へと場所を一部変更しながら行っていくよう計画している。</p> <p>【 措置済 】 令和 5年11月 3日 現在、中央通りの再編工事により、完成までの間は商店街へと場所を一部変更しながら行っていくよう計画している。令和5年度はまちなか文化祭の事業(YOKK(AI)CHIの文字のモニュメント)とコラボし、「四日市にはAI(愛)がある」というコンセプトでAI(愛)の部分にハートのオブジェを活用した。今後も四日市市のまちなかイルミネーションならではの特徴を打ち出せるよう議論をしていく。</p>
<p>ウ 四日市市以外の方にも広く知っていただけるよう関係部局やマスコミと計画的に連携し、イルミネーション事業をシティプロモーションに活かすPRをすること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 8月31日 関係部局と連携して、市のホームページや、フェイスブック、公式ラインなどで情報発信をしていく。あすなろう鉄道やすわ公園交流館とのイルミネーションと共に記者発表を行うなど、マスコミにも取材してもらえるよう努める。</p> <p>【 措置済 】 令和 5年10月31日 広報よっかいちや市のホームページ、フェイスブックなどで情報発信をした。あすなろう鉄道やすわ公園交流館のイルミネーションと共に記者発表を行うなど、マスコミにも取材してもらえるよう努めた。</p>

<p>③ 市民等との連携について【有効性の視点】 ア 四日市市中心市街地活性化基本計画に位置付けのある事業でもあり、当事業に参加した市民等から意見を募って次回に反映する機会をつくるなど、今後はまちづくりへの参加意識を醸成する仕組みを取り入れ、費用対効果が高い事業とすること。</p>	<p>【 検討中 】 令和 5年 8月31日 当事業に参加した市民等から意見を募る方法などを検討中である。市と協議会との打合せの中で、方法を模索していく。</p>
<p>イ 事業実施にあたっては、SNSを発信する高校生・大学生など若い世代に協力を求めるなど市民参加を促し、将来につなげること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 6年 2月29日 今年度から中央通りの工事の影響により、ライトアップのメインを商店街の中としたため、来年度から関係するエリアプラットフォームなどでも意見を募っていく。</p>
<p>④ 補助金交付要綱について【有効性の視点】 他の市補助事業では、他の収入がある場合は収入とみなし、補助金を減額されたものもある。一方で当補助金交付要綱は、広告収入が補助対象経費から除外するとされているものの協賛金の取扱いについては記載がない。市民に対し、説明責任が果たせるよう基準を明確にすることを財政経営部に働きかけること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 8月31日 令和5年度のイルミネーション事業については、電飾方法などにも若い世代にも意見を聞いている。SNS発信についても、協力を求めている。</p> <p>【 措置済 】 令和 6年 2月29日 令和5年度のイルミネーション事業については、電飾方法などにも若い世代にも一度打ち合わせに参加してもらい意見を聞いた。今後も高校生・大学生など若い世代に意見を聞くことや、SNSでの発信について協力を求めている。</p>
<p>④ 補助金交付要綱について【有効性の視点】 他の市補助事業では、他の収入がある場合は収入とみなし、補助金を減額されたものもある。一方で当補助金交付要綱は、広告収入が補助対象経費から除外するとされているものの協賛金の取扱いについては記載がない。市民に対し、説明責任が果たせるよう基準を明確にすることを財政経営部に働きかけること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 5年 8月30日 現行のイルミネーション事業補助金交付要綱には、協賛金は収入から除くという旨のただし書きの規定がある。財政課とは、当事業が始まった経緯などを勘案し、協賛金の取り扱いを現行のままとすることを協議した。ただし、協賛金については、イルミネーション事業とその他の事業との区別を明確にするなど、会計処理について正しく行われるよう今後も指導を行っていく。</p>

令和4年度 公の施設の指定管理者監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 公の施設の指定管理者監査
 2 監査対象 社会福祉法人 四日市市社会福祉協議会（四日市市障害者福祉センター）
 健康福祉部障害福祉課（指定管理に関する事務の所管所属）
 3 監査実施期間 令和5年1月19日

【社会福祉法人 四日市市社会福祉協議会】

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>管理運営規程の適正な整備について【合規性の視点】</p> <p>指定管理者が行う障害者福祉センターの管理運営について定める「四日市市障害者福祉センター管理運営規程」において、引用条項や開館時間の記載など、改正されないままとなっている条文が見受けられた。現状にあわせた適切な形に改正すること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 3月16日</p> <p>令和5年3月16日の理事会において、運営規程の引用条項と開館時間について修正案を提案し、承認を得て改正を行った。</p>

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>（3）施設の管理に係る収支会計処理が適切に行われないリスク</p> <p>小口現金を取り扱う際においては、適切かつ速やかに小口現金出納表に記載を行い、適切な現金の管理に努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年12月22日</p> <p>小口現金の取り扱いについては、現金を出納した場合は必ずその日のうちに精算するように徹底した。併せて取り扱いごとの現金保有残高の確認を行っている。法人内の所属の長が集まる会議で周知した。</p>

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① コロナ禍における施設の活用のための取り組みについて【住民福祉向上の視点】</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、施設の利用者数の減少がみられる状況において、言語訓練の一部や障害者福祉講座をオンラインで行うなど、コロナ禍においても利用者が活用できるような取り組みを実施している。事業の性質上難しい部分もあるかとは思われるが、今後もICTの活用などに積極的に取り組み、障害者が活用しやすい事業や環境づくりに努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 5月15日</p> <p>感染リスク回避のため集団や社会参加が難しい方が、孤立や生活の質が低下することを防ぐため、インターネットによる情報収集やコミュニケーションを目的としたインターネット教室を開催するため、事前に体験教室を実施した上で、教室実施に向けて準備し、令和5年5月から教室をスタートした。</p>

<p>② 指定管理業務の適切な実施について【有効性の視点】</p> <p>指定管理施設である障害者福祉センターの所長が、同じ部屋にある四日市市障害者自立生活支援センター「かがやき」（指定管理者である四日市市社会福祉協議会の施設）の所長を兼ねている。実際に業務を行うにあたっては、その業務が指定管理に含まれるか指定管理外であるかの区分を適切に行って業務にあたること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 4月13日</p> <p>障害者福祉センターと四日市市障害者自立生活支援センターかがやきの業務内容の違いは明確であり、両者が連携しながらそれぞれの役割を果たし利用者を支えている。所長は兼務であるためどちらの立場にもなり得るが、それゆえ強い連携体制がとれる要因にもなっている。連携する場合には、その業務が指定管理に含まれるかどうかの区分を適切に行って業務にあたることを、法人内業務ヒアリングの場で改めて確認した。</p>
<p>③ 他部局との連携について【有効性の視点】</p> <p>施設を利用する障害児については、市のこども未来部や教育委員会とも連携を図り、利用者の要望に応えられるよう努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 3月27日</p> <p>障害児を対象とした事業の実施に関しては、周知等において教育委員会と連携を図っている。また障害児の療育に関する研修会に参加するなど、支援スキルの向上を図るとともに、利用者アンケートによりニーズ把握を行い、利用者の要望に応えられるよう努めている。</p>
<p>④ 利用者の意見の把握について【住民福祉向上の視点】</p> <p>アンケートなどにより把握した利用者の意見等については、しっかりと受け止めつつ、所管課と密接な連携を図りながら課題の解決に努め、利用者のサービス向上につなげること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 3月30日</p> <p>毎年行う利用者アンケートや、連絡会において利用者の意見聴取を行った。寄せられた意見に関しては所管課と共有し、対応について検討した。意見として出されたインターネットに関する教室の実施について、令和5年5月から教室として開始した。</p>
<p>⑤ 非常勤運転手の業務について【効率性の視点】</p> <p>非常勤の運転手については、送迎以外の時間は車両の管理のほかに事務の補助をしているとのことであるが、運転以外の時間においても無駄が生じることのないよう、引き続き効果的な活用を図ること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 4月17日</p> <p>非常勤の運転手については、定期的な車両管理（使用の都度の消毒含む）、またデイサービス事業の事務補助や備品の管理などを業務として担当し、送迎以外の時間も有効に活用しているが、改めて令和5年4月度の職員会議において共通認識とし、引き続き活用を図ることを確認した。</p>

【健康福祉部障害福祉課】

指 摘

特になし

意 見

特になし

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① 指定管理者による適切な施設管理とその確認について【有効性の視点】</p> <p>四日市市社会福祉協議会は、障害者福祉センター以外の施設の指定管理も行っており、スムーズに業務を行うことができる一方で、市と指定管理者の間には適切な緊張感が保たれるべきである。業務が仕様書通りに適切に行われているかの確認を、所管課がいかに効率的に行うかということ意識しつつ、遺漏のないような形での指定管理業務の実施に、所管課・指定管理者双方で協力して取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 6月30日</p> <p>業務が仕様書通りに適切に行われているかは、指定管理者制度運用ガイドライン及び指定管理者モニタリングマニュアルの規定を再確認したうえで、引き続き毎月の業務報告書や毎年度の実績報告書、現場実査などにより確認した。また、所管課と指定管理者の定例的な連絡調整会議において、情報共有と必要な協議を行うほか、軽微な内容についても日常的に情報共有し、遺漏のないよう努めている。今後も、所管課・指定管理者双方で協力し、適切な施設管理に努めていく。</p>
<p>② 事業収支における実施計画と指定管理料の適切な算定について【経済性の視点・効率性の視点】</p> <p>令和3年度の事業の実施計画においては、支出が収入を上回っており、指定管理料では必要な経費を十分に賄えないような状態であると認識できる。実際に事業計画を立てる際には、真に必要な事業内容であるかを十分精査するとともに、必要な事業が行えるよう、適切な指定管理料の算定に努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 7月31日</p> <p>指定管理料の算定は、過去実績をもとに必要な経費を算出することにより適切に行ってきたところである。令和3年度の事業計画において支出が過大となったのは、イベントや各種講座における情報保障として手話通訳及び要約筆記の関連経費を全ての回で計上したこと等によるものであり、聴覚障害者の参加がなかった回は不用となることから、今後は過去の参加状況を参考にした積算等に改めることとした。今後も引き続き適切な算定を行っていく。</p>
<p>③ 障害者福祉関係団体の活動場所の確保について【有効性の視点】</p> <p>障害者福祉関係団体からは、活動できる場所が少ないとの声を聞くことがある。コロナ禍で部屋の確保が難しくなったとのことであるが、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う相談も増え、その対応も必要である。こうした団体の活動を支援するためにも、所管課と指定管理者は関係団体も含めて調整を行い、活動場所の確保に努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 2月 1日</p> <p>コロナ禍の対応に慣れ、団体活動を再開させる団体が多くなってきた。それぞれの活動に応じて活動拠点となる場所を提供している。令和5年度の予約に際しても、各団体からあがった利用希望について事前に団体との調整を図って、可能な限り希望に添えるよう活動場所の確保を行った。今後も団体活動の支援として、可能な限り各団体の希望に添いながら活動場所の提供を行っていく。</p>

令和4年度 公の施設の指定管理者監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 公の施設の指定管理者監査
 2 監査対象 公益財団法人 四日市市文化まちづくり財団（四日市市三浜文化会館）
 シティプロモーション部文化課（指定管理に関する事務の所管所属）
 3 監査実施期間 令和5年1月19日

【公益財団法人 四日市市文化まちづくり財団】

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
(2) 施設の使用許可、利用に係る料金の徴収が、公平公正に、規定の手續に基づいて行われないリスク 四日市市三浜文化会館の利用料金額の設定にあたっては、三浜文化会館条例施行規則に定める承認の手續きを適正かつ速やかに行うこと。	【措置済】 令和 5年 1月 6日 事前調査の結果を受け、直ちに四日市市三浜文化会館条例に定める利用料金の設定について、市長の承認の手續きを行った。
(3) 施設の管理に係る収支会計処理が適切に行われないリスク 施設での現金管理においては、利用料金のみならず、委託・提案事業の参加料についても適切に現金出納簿を作成し、事故のないよう厳格に管理を行うよう速やかに改めること。	【措置済】 令和 5年 4月 1日 委託・提案事業の参加料についても現金出納簿へ計上するように改めた。今後も、現金の管理については厳正に行う。

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① コロナ禍における施設の活用のための取り組みについて【住民福祉向上の視点】 新型コロナウイルス感染症の影響によって、市の対応方針によって貸館に制限が設けられたほか、中止となった事業もあり、施設の利用者数の減少がみられる。こうした状況において、施設へ集客せずに動画配信によって事業を行ったり、利用者懇談会をオンラインで開催するなど、コロナ禍においても利用者サービスの向上に向けた取り組みを実施している。今後も文化・芸術の振興を進めていくにあたり、ICTの活用などにも積極的に取り組み、利用者が活用しやすい事業や環境づくりに努めること。	【措置済】 令和 5年 3月 31日 来館者が利用できるWi-Fiを設置しており、それを活用して、会議を行ったり開催事業の発信を行うなどが可能である。引き続き、利用者の利便性の向上に努めていく。

<p>② 利用料の収納等におけるキャッシュレス決済の活用について【効率性の視点】 貸館利用等における利用料金の収納については、規則上の制限もあってキャッシュレス決済の導入は行われていないとのことであるが、全国的にはキャッシュレス決済の普及が進んでいる状況にある。法的根拠を再度確認し、利用者の利便性の観点からも、四日市市文化会館等ともあわせて活用の検討を進めること。</p>	<p>【 検討中 】 令和 5年 8月31日 公演チケット代ではすでにキャッシュレス決済を導入しているが、施設利用料については、市の他部局でのキャッシュレス決済導入の状況を参考にしつつ、導入による利便性の向上などのメリット、あるいはデメリットなど、様々な角度から検討を行う。</p> <p>【 継続努力 】 令和 6年 2月29日 市としてもキャッシュレス決済導入が望ましい方向性と認識し、先行して導入している事例を参考に、導入への課題解決へ向けて、次期指定管理者選定の令和10年度に合わせて検討を行う。</p>
<p>③ 適正な事業報告書の作成について【効率性の視点】 令和3年度の事業報告書に記載されている正味財産増減計算書には、指定管理上の委託・提案事業に係る収入・支出が計上されておらず、四日市市文化会館の収支に計上されているとのことである。事業報告書の作成・提出にあたっては、所管所属と指定管理者が連携して十分に内容の確認を行い、適正な事業報告書の作成に努めること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 5年 3月31日 令和4年度の事業報告書では、四日市市文化会館と三浜文化会館の事業を区分し、事業報告書を作成した。</p>
<p>④ 経費の削減について【経済性の視点】 令和3年度の電気料金については、入札の結果、安価に抑えることができたが、昨今の光熱費等の高騰の影響から、今後も低額の電気料金を維持することは困難と想定される。様々な状況を見つつ、少しでも安くなるよう節約をしながら、経費削減に努めること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 5年 4月 1日 多目的ホール（旧体育館）の照明について、令和5年度中にLED化工事を行う。これにより全館LED化となり電気料金の経費節減となるほか、こまめな消灯や間引きを職員及び委託業者などに徹底し、日々の業務においても常に節約に努めていく。</p>
<p>⑤ 適切な備品管理について【有効性の視点】 備品について市から貸与されているものが多く、指定管理開始時においてはしっかりと確認を行っているが、今後も市の備品、財団の物品の区分を明確にするなど、適切な管理に継続的に努めること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 5年 3月31日 文化課職員と三浜文化会館職員が一緒に立ち会って、市の備品か財団の備品かを確認しながら台帳の確認を行った。今後も区分を明確にし、適切な管理を続ける。</p>
<p>⑥ 三浜文化会館の効果的なPRについて【有効性の視点】 三浜文化会館のPRについては、市のシティプロモーション部や四日市市文化会館とも連携をとりながら、ホームページやSNSの活用等に積極的に取り組み、広く効果的な情報発信に努めること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 5年 4月 1日 市及び四日市市文化会館のホームページ・SNSで三浜文化会館の催事を取り上げるなど連携しており、広く効果的な情報発信に努めている。</p>
<p>⑦ インボイス制度への適切な対応について【有効性の視点】 令和5年10月から開始されるインボイス制度に対し、インボイスの発行事業者登録は完了しているとのことであるが、関係する事業者の登録確認を行うなど、制度開始に向けた準備を適切に実施すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 5年 8月31日 関係事業者の登録を確認し、インボイス制度に対応した請求書・領収書の作成を実施しており、制度開始に向けた準備を着実に進めている。</p>

【シティプロモーション部文化課】

指 摘

特になし

意見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
① 施設への冷暖房の整備について【住民福祉向上の視点】 三浜文化会館は、旧小学校を活用した施設であることから、冷暖房が備わっていない部屋も見られる。一度に整備することは困難とは思いますが、利用者の増加にもつながることから、教育機関も含めた市の他の施設への整備状況もみながら、冷暖房設備の導入について検討すること。	【措置済】 令和 5年 3月31日 冷暖房設備がない多目的ホール（旧体育館）は、指定避難所に指定されている。体育館の構造上、空調設備の設置は難しい状況もあることから、指定避難所に指定されている小中学校の体育館の整備状況をみながら、導入について検討する予定である。
② 先進的な事例研究について【有効性の視点】 文化会館等の施設の指定管理については、現在は公募によらない特定による選定を行っているが、民間へ委託している自治体も含め、他市町の先進的な事例を取り入れることができないか、研究を行うこと。	【措置済】 令和 5年 3月31日 令和5年度に、令和6年度からの5年間の指定管理者を選定しており、これからの5年間の本市の文化振興を担う重要な役割を十分に認識し、先進的、かつ実効的な管理運営を行うよう、応募要項や仕様書に記載した。

【公益財団法人 四日市市文化まちづくり財団・シティプロモーション部 文化課】

指摘

特になし

意見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
① 指定管理者による適切な施設管理とその確認について【有効性の視点】 四日市市文化まちづくり財団は、三浜文化会館以外の指定管理も行っており、スムーズに業務を行うことができる一方で、市と指定管理者の間には適切な緊張感が保たれるべきである。市の備品、財団の物品の管理を含め、業務が適切に行われているかの確認を、所管課がいかに効率的に行うかということを意識しつつ、遺漏のないような形で指定管理業務の実施に、所管課・指定管理者双方で協力して取り組むこと。	【措置済】 令和 5年 3月31日 文化課職員と三浜文化会館職員が一緒に備品台帳の確認を行い、所有区分を明確化した。また、月次報告における内容をチェックし、さらに毎月の連絡調整会議で協議も行い、緊張感をもって適切な指定管理業務を実施することに取り組んでいる。

<p>② 指定管理制度導入に伴う新たな取り組みについて【有効性の視点】 三浜文化会館は令和3年度から指定管理制度を導入したが、指定管理制度の利点の1つに、従来の市直営ではできなかったことを新たに実施できるという点が挙げられる。開館日や利用時間を含め、市民サービスの向上に向けて従来とは異なる取り組みについても積極的に挑戦するよう努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 3月31日</p> <p>市民サービスの向上に向けた従来とは異なる取り組みとして、エントランスにコインコピー機の設置、ニーズ把握のための菓子類の試験販売などのほか、利用の少ない会議室を練習室用途に利用するなど、引き続き市民サービス向上に向けた取り組みを検討し実施していく。また、建物や設備の保守点検や修繕を、できる限り休館日に実施し、市民が利用しやすい環境に努めている。</p>
<p>③ 事業収支における実施計画と指定管理料の適切な算定について【経済性の視点・効率性の視点】 令和3年度の事業の実施計画においては、支出が収入を上回っており、指定管理料では必要な経費を十分に賄えないような状態であると認識できる。実際に事業計画を立てる際には、真に必要な事業内容であるかを十分精査するとともに、必要な事業が行えるよう、適切な指定管理料の算定に努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 3月31日</p> <p>令和6年度からの5年間の指定管理者選定にあたっては、これまでの実績を十分に精査し、市の財政部局と入念に協議して適正な指定管理料を算定した。</p>
<p>④ 広場（旧運動場）の活用について【有効性の視点】 三浜文化会館の駐車場は四日市市文化会館と比べると少なく、利用者の増加という点では支障となっている。新たに設置された東西駐車場の連絡路は広場の南寄りに位置しており、利便性の向上には課題が残る。広場を駐車スペースとして活用することについて、所管課と指定管理者とで整理を行い、利便性の向上に努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 3月31日</p> <p>連絡通路によって、車が東西に行き来するうえでたいへん利便性が向上したと考えている。広場は、全館イベントのときなどには来場者の駐車場として有効に活用している。</p>
<p>⑤ 三浜文化会館についての表現について【有効性の視点】 三浜文化会館について、「第2の文化会館」と表現されることがあるが、芸術・文化全体を三浜文化会館で表現することは、規模の面から言っても難しいと考えられる。「第2の文化会館」との表現については、再度検討を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 3月31日</p> <p>市としては、文化会館とは別の役割として三浜文化会館の存在意義があると考えており、現在、「第2の文化会館」というような表現は使っていない。</p>

令和4年度 工事監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 監査の種類 | 工事監査 |
| 2 | 監査対象 | 中央老人福祉センター及び勤労者・市民交流センター改修工事
都市整備部営繕工務課 |
| 3 | 監査実施期間 | 令和5年1月30日 |

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(5) 施工・監理が適切に行われないリスク 総合施工計画書について、目次構成に重点管理項目が示されていたが、監理者が重視する項目と若干の相違がある。（工事技術調査報告書） 総合施工計画書は、工事施工者が発注者、監理者と現場固有条件、要望事項を事前に十分に協議し、その意向をどのように具現化するかを示すものである。従って、内容は発注者、監理者の要望を受けた表現とすべきである。</p>	<p>【措置済】 令和5年3月17日 重点的な管理が必要な事項について、受注者と再度協議を行い、現場固有の条件や重点管理項目を確認したうえで、総合施工計画書への追記及び修正を行い、監理者の要望と受注者の総合施工計画書の整合が図ることができた。</p>
<p>建設副産物処理計画について、解体工事施工計画書に処分場経路図や処分場の契約、マニフェスト類が記載されており、経路、処分場の確認調査写真は工事写真として整理されている。（工事技術調査報告書） 建設副産物処理に関しては、社会的な関心が高い分野であり、外部からの問い合わせ時に速やかに対応するために、建設副産物処理計画書とした単独の計画書として整理されることを推奨する。</p>	<p>【措置済】 令和5年3月17日 建設副産物処理に関する『解体工事施工計画書』『処理状況報告書（工事写真含む）』『産業廃棄物管理票（マニフェスト）確認表』などは、外部からの問い合わせに対して、計画から処分までの書類を速やかに確認でき、情報公開などに対応できるよう、まとめて一つの保管箱にて整理した。</p>
<p>災害防止協議会に関して、月毎に開催されている会議資料は保存されているが、議事録が作成されていない。（工事技術調査報告書） ① 災害防止協議会に限らず工事関連の打合せ・会議に関しては、できるだけ詳細な議事録の作成が非常に重要である。問題が生じた時に、責任の所在を明確にするためにも、最小限何らかのメモでも残しておくことを推奨する。</p>	<p>【措置済】 令和5年3月17日 災害防止協議会及び適宜開催の工事関係者会議の議事録は、未作成であった会議については、後日作成して出席者への周知を行い、以降の各会議については、議事録の作成を行った。</p>
<p>② 議事録に付随する資料として指示・打合せ事項書を作成しているが、内容からは作成の時期が明確に判断できなかった。協議会や打合せの記録を残し、施工業者と共有することで協議内容に漏れがないようにするとともに、記録の作成時期が明確になるよう改善を図ること。</p>	<p>【措置済】 令和5年3月17日 指示・打ち合わせ事項書の内容には、施工業者との協議内容をわかりやすく表現し、記録の作成時期を明確にした内容で作成した。</p>

<p>(6) 現場の安全管理が適切に行われないリスク 勤労者・市民交流センターは、貸館業務を継続しながら改修工事を実施している。利用者の駐車場も当施設の前にあるので、安全面などの環境に十分配慮して工事を行うこと。 また、中央老人福祉センターの隣地には登校サポートセンターもあるので、継続して騒音などの環境に配慮した工事に努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 3月17日 勤労者・市民交流センターの貸館業務に支障をきたさないよう工事完了することができた。 また、中央老人福祉センター隣地などへの環境への配慮を行い工事完了できた。</p>
--	---

2 3 E (経済性、効率性、有効性) 等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置 (具体的内容) ・対応状況
<p>① 施設の維持管理について【有効性の視点】 ア 中央老人福祉センターの改修工事において、透水性のアスファルト舗装を行う計画になっている。将来は目詰まりすることも想定できるので、状況等を確認して施設管理者へ共有することで、施設の維持管理に活かすこと。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 3月17日 透水性アスファルト舗装の将来的な目詰まりの可能性を説明し、施設管理者と維持管理内容について共有した。</p>
<p>イ タイルなどが剥がれてこないよう下地の状況を確認して工事を施工しているが、将来の維持管理を想定して、施設管理者と工法を共有することで、きめ細やかに申し送ることや施設の定期点検につなげること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 3月17日 健全な既設タイル面を残して、その上に新たな壁仕上げを行った工法であることを説明し、施設管理者と維持管理及び定期点検について共有した。</p>
<p>② 工事に係る経費節減について【経済性の視点、有効性の視点】 電気設備のLED化工事について、リースで対応したほうが将来負担を軽減できることがある。過去の経験をふまえ、必要に応じてアドバイスを施設所管課に行っているが、継続して取り組むことで、他の工事でもLED化による経費節減などの意識が行き渡るよう努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 3月17日 施設所管課へ経費節減へのアドバイスを実施した。他の工事においても経費節減のアドバイスを行う。</p>

令和4年度 工事監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- | | | |
|---|--------|----------------------------------|
| 1 | 監査の種類 | 工事監査 |
| 2 | 監査対象 | 西日野及び室山汚水管渠布設工事
上下水道局技術部下水建設課 |
| 3 | 監査実施期間 | 令和5年1月30日 |

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(5) 施工・監理が適切に行われないリスク</p> <p>① 施工計画書について、リスクアセスメントを含んだ作業手順書を整備するように施工者の指導をお願いしたい。「リスクアセスメント」は、事業者(*)が主導して、作業手順の各段階のリスクを許容できるレベルまで低減することである。これからの労働災害減少の切札と言えるもので、今のところ労働安全衛生法上は努力義務とされている。KY活動と混同されることが多いが、KY活動は作業者が行う自主的活動のことで、似ている所があるが異なるものである。KY活動とリスクアセスメントは、相互に補完する安全活動と考えるべきである。</p> <p>*「事業者」とは、社長・支店長・所長など組織の長のこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 8月31日 本工事は三重県公共工事共通仕様書を基に施工しており、施工計画書にはKY（危険予知）活動及び作業フローなどを記載することになっているので、受注者に対し、リスクアセスメントを含んだ作業手順書の作成についても指導するよう課内で周知を図った。</p> <p>【 措置済 】 令和 6年 2月29日 受注者に対し、リスクアセスメントを含んだ作業手順書の作成について、引き続き指導していく。</p>
<p>② 工期を延長する際は地域住民の生活にも影響を与えるので、現場請負事業者を含め地域住民とコミュニケーションを図るなど、丁寧な周知に努めること。 また、安全・適切な施工を心掛け、適正な工事を進めること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 5年 4月 3日 工期を延伸する際には地元自治会と協議し、回覧や対象者に対して個別訪問するなどの説明を行っている。引き続き丁寧な周知や安全・適切な施工を心掛けるよう改めて課内で周知を図った。</p>
<p>施工計画書について、品質管理や出来形管理の社内基準が一覧表で示されているが、その基準を満足できなかった場合の処置は記載されていない。（工事技術調査報告書） 社内基準を満足できなかった場合の処置も記載するように指導をお願いしたい。その対処方法が示されていないと、出来形管理データの捏造を招く恐れがある。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 8月31日 本工事は三重県公共工事共通仕様書を基に施工している。施工計画書を作成するにあたり、施工管理計画の品質管理及び出来形管理において、より精度を上げるために受注者が社内基準を設定する場合がある。受注者に対し、社内基準を設定した際は、合わせて基準を満足できなかった場合の対応を施工計画書に記載することを指導するよう課内で周知を図った。</p> <p>【 措置済 】 令和 6年 2月29日 受注者に対し、社内基準を設定した際は、合わせて基準を満足できなかった場合の対応を施工計画書に記載することを引き続き指導していく。</p>

<p>(6) 現場の安全管理が適切に行われないリスク 工事案内看板の文言が「汚水管渠布設工事を行っています。」となっているが、地域の住民が読んでも理解しやすくするため、「汚水管の工事を行っています。」とされることを推奨する。 また、安全管理については、保護具を着用し基本的な管理はされているが、第三者災害を防ぐため、休工時の安全管理にも配慮されたい。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 4月 3日 工事案内看板について、表示を「汚水管渠布設工事を行っています」から「汚水管の工事を行っています」に書き換えた。(令和5年2月1日対応済み) 安全管理について、受注者に対し日々の作業完了時、特に休工日前における安全巡視の徹底を指導するよう改めて課内で周知を図った。</p>
---	--

2 3 E (経済性、効率性、有効性) 等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置 (具体的内容) ・対応状況
<p>塩ビ管の破損について【有効性の視点】 過去の地震において、埋設されている塩化ビニル管が破損した事例があった。そのことを認識して下水道管の点検を行うこと。 また、研修など積極的に参加し、他市の先進事例を研究することで、今後の下水道整備に可能な限り反映させること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 8月 31日 総合地震対策計画を策定し、塩ビ管を含む管路の耐震化を図っている。また、管路包括維持管理業務においても、点検及びテレビカメラ調査を実施している。 下水道事業団等の研修参加による技術力の向上や下水道業界新聞等による他市先進事例の情報収集を行い、下水道整備に反映させていく。</p>

令和4年度 行政監査結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- | | | |
|---|--------|-------------------------|
| 1 | 監査の種類 | 行政監査 |
| 2 | 監査のテーマ | 四日市市土地開発公社 解散後の引継状況について |
| 3 | 監査対象 | 政策推進部政策推進課 |
| 4 | 監査実施期間 | 令和5年1月31日 |

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(4) 引き継いだ財産の直接的な管理は適切に行われているか。</p> <p>政策推進課所管の財産は、土地開発公社の解散までは、土地開発公社に管理を委託していた。解散後は、公益財団法人四日市市文化まちづくり財団に現場確認や除草等の管理を委託し、財産の状況把握や不備のない管理を行えるようにしている。</p> <p>管理委託契約において、現場確認の実施回数を「4回程度」と定めているが、最低実施回数を明示し、さらに必要に応じて適宜実施することと改めた方がより適切な管理が可能となる。業務の報告を受ける際も、報告内容を厳格に確認し、十分な管理を行うことで、今後の売却等に支障をきたさないようにすること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 8月31日</p> <p>現場確認の実施回数を4回に改めるとともに、除草後の現場確認を行う等、報告内容を厳格に確認している。</p>

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① 引き継いだ財産の今後の方向性について【経済性の視点、有効性の視点】</p> <p>引き継いだ財産については、公共の用に供することが適しているものは用途を適切に定めて有効活用するとともに、売却の可能性を今後も探り、その可能性のある物件についての交渉を積極的に進めたり、民間の事業への利活用を図ったりして、維持管理コストがかさむのを防ぐよう努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 8月31日</p> <p>引き継いだ財産の内、公共の用に供することが適しているものについては、所管部署に引き継ぐとともに、売却の可能性のあるものについて交渉を進め、準備が整ったものから売却を進めている。</p>